

平成 24 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 24(2012)年 6 月

サイバー大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 「基準」ごとの自己評価	4
基準 1 使命・目的等	4
基準 2 学修と教授	10
基準 3 経営・管理と財務	65
基準 4 自己点検・評価	82
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A eラーニングの実施体制	86
V. エビデンス集一覧	97
エビデンス集（データ編）一覧	97
エビデンス集（資料編）一覧	98

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

「～情報革命で人々を幸せに～」(ソフトバンクグループの経営理念)

サイバー大学は、ソフトバンクグループ創業以来の志が凝縮されたこの経営理念に立ち、ソフトバンクグループを親会社として設置された株式会社立大学である。

中央教育審議会による平成 17 (2005) 年 1 月 28 日の答申『我が国の高等教育の将来像』の「高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色」のなかで、「国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learning の普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある」と指摘されていた。それに加えて、「これまでの通信教育は郵便やテレビ放送等を利用したものがほとんどであった。しかし、時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくためには、空間的及び時間的制約を受けない環境、例えば、在宅のまま夜間に学べる環境を整えていくことが重要」との課題が提起されていた。

インターネットを利用し、昼夜を問わず学べるオンデマンドの学習環境を整備している高等教育機関は、欧米や韓国等には数多くの前例があるが、スクーリング(面接授業)を一切行わず、卒業要件単位のすべてを高度メディア授業で履修させ、通学制大学の 4 年間の教育課程と同等の教育を行って学位を与える大学は、日本では本学が初めてである。

通学不要の「インターネット大学」として、キャンパスに足を運ぶことの難しい社会人や、身体的な理由で通学が困難な者など、これまで高等教育を受ける機会を逸してきた者に対し、遍く学修の機会を提供することを目指し、本学の基本を成す教育理念としては、「場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成する」と謳っている。

また、学則の第 1 条には、本学の目的並びに使命として、「学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と記載している。

学則に掲げた目的並びに使命は、「インターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育などの社会的な要請に応える大学の設置を促進する」(「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」という、本学が依拠する構造改革特別区域法の趣旨にも適ったものである。

そして、親会社がソフトバンクグループであるメリットを活かし、タブレット型 PC 等によるモバイル端末を活用した受講環境を段階的に整備しているところであり、平成 23 (2011) 年 6 月より、正科生に対し「iPad」(アップル社製) Wi-Fi + 3G モデルの無償貸与を始めている。

平成 24 (2012) 年度からは、モバイル端末を含め、各学生が利用する複数の端末からの学習を一元管理できるクラウド型学習管理システム(“Cloud Campus”)の本格運用に入っており、多忙な社会人学生が、早朝でも深夜でも時間を選ばず在宅のまま受講できるのはもちろん、通勤中や昼休憩等の隙間時間も無駄にせず、モバイル端末等を活用して効率的

に学ぶための学習環境を確保している点が、本学の大きな個性・特色である。

また、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供するため、オープン・アドミッションによる学生受入れを行い、それを「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」に掲げており、教育活動の成果を評価する際の基準としては、学部の教育課程において「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を策定し、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の修得水準を求めるのかを具体的に定めている。

スクーリングの無い通信制大学として、入試による入学者選抜を行わず、出口における質保証は厳格に行うこととしている以上、就学離脱者が出やすい状況にあるため、肌理の細かい学生支援体制の整備に努めており、それも本学の個性・特色のひとつである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 19 (2007) 年度 4 月	サイバー大学 IT 総合学部 IT 総合学科及び世界遺産学部世界遺産学科開設
平成 22 (2010) 年度 10 月～	世界遺産学部世界遺産学科の新規学生募集停止

2. 本学の現況

i) 大学名	サイバー大学 (英文名 : Cyber University)
ii) 所在地	福岡県福岡市東区香椎照葉三丁目 2 番 1 号 シーマークビル 3 階 (アイランドシティ地区内) 東京都新宿区北山伏町 1-11 牛込食糧ビル 4F (東京オフィス)
iii) 学部構成	IT 総合学部 (IT 総合学科)、世界遺産学部 (世界遺産学科)
iv) 学生数	IT 総合学部正科生 1,094 人 世界遺産学部正科生 219 人 科目等履修生 26 人 特修生 15 人
教員数	IT 総合学部専任教員 21 人 兼任教員 19 人 世界遺産学部専任教員 12 人 兼任教員 27 人 語学・教養部兼任教員 36 人
職員数	47 人

平成 19 (2007) 年度に開学したサイバー大学は、構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」(特例措置番号 816) と称する規制の特例措置の適用を受けた株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした

教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパスを配置している。

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用も受けており、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）として、日本全国の全都道府県、さらには海外 13 ヶ国にまで広範囲に在住する学生を受け入れている。

全学生（正科生）の約 49%（641 人）は首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨）に在住しており、専任の教職員 4 人（専任教員 1 人・事務職員 3 人）を福岡キャンパスに配置する以外、東京オフィスに勤務する者の数が多く、大学の中核機能は東京に置いている。ただし、全都道府県で 3 番目に学生が多いのも福岡県であり、本学教員による公開講座を実施するなど、地域のニーズに対応した多様な教育機会提供の可能性を広げるための取組みを進めている。

また、福岡市の映像プロダクションとの授業コンテンツの共同制作、ベンチャー企業とのパソコン及びモバイル端末双方で授業コンテンツを視聴するためのアプリケーションの共同開発等、地元のコンテンツ・ビジネスやソフトウェア産業の振興にも努めている。

学部の正科生の入学定員は 600 人、編入学定員は 50 人であり、収容定員は各学部 2,500 人である。開学初年度の平成 19（2007）年度は、各学部の入学定員 600 人に対し、入学者数は IT 総合学部で 389 人、世界遺産学部で 234 人であり、入学定員充足率については全体で約 52%であった。その後、平成 20（2008）年 1 月末、文部科学省による平成 19（2007）年度の「設置計画履行状況等調査」の結果が公表され、学生の本人確認に対する対応が不十分であるなど、改善すべき 15 項目の「留意事項」が付され、以後の大学運営に大きな課題を残すこととなり、また経済不況が深刻化した時期とも重なり、開学初年度をピークに、入学者数は減少の一途を辿った。

平成 21（2009）年度には、両学部合せた全体の入学定員充足率が約 13%にまで落ち込み、著しく経営状況が悪化したのに対し、抜本的な改革を行って改善を図る必要があると判断し、入学定員の重点化施策という位置づけの下、厳しい状況にある世界遺産学部を募集停止し、強みのある IT 総合学部に入学者数を集中させることにした。

そして、平成 22（2010）年度秋学期以後の募集については、ソフトバンクグループとの緊密な連携の下、IT 総合学部の潜在的な志願者層にターゲットを絞り、人的・資金的資源を集中させた結果、平成 21（2009）年度を底として、平成 23（2011）年度まで IT 総合学部の入学定員充足率は毎年ほぼ倍増し、平成 22（2010）年度は約 24%、平成 23（2011）年度は約 48%と V 字回復している。さらに、平成 24（2012）年度春学期の入学者数は 343 人まで増えており、秋学期入学者と合せ、開学初年度の IT 総合学部入学者数を大きく上回るものと推計でき、入学定員充足率は 70~80%程度に改善される見通しとなっている。

また、平成 23（2011）年度までに、計 141 人（IT 総合学部：88 人、世界遺産学部：53 人）の卒業生を輩出している。

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

<1-1 の自己判定>

基準項目 1-1 を満たしている。

<1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用を受けており、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる「インターネット大学」である（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）。

授業はすべて高度メディア授業であり、「毎回の授業の実施に当たって」、「当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」という要件を満たし、「大学設置基準第 25 条第 1 項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」である（「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号）。

卒業要件にスクーリング（面接授業）を一切課していないことに加えて、昼夜を問わず学べるオンデマンドの学習環境を整備していることにより、キャンパスに足を運ぶことの難しい有職社会人の学生の割合が約 68%と最も高く、身体的理由で通学が困難な者も学生として在籍している。そのほか、高校新卒で入学する者、シニア、主婦等、幅広い年齢層・学歴・職種の学生を受け入れている。また、学生の在住地も、日本国内の全都道府県はもとより、海外 13ヶ国にまで広域に分布している。

このように、地理的・時間的な制約を受けずに学べる環境を確保している本学は、「学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命」としており、これを学則第 1 条として簡潔かつ明確に定めている。

また、教育活動の成果を評価する際の基準として、両学部の教育課程では「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を策定している。

<1-1 の改善・向上方策（将来計画）>

大学の目的並びに使命の意味・内容の一部見直しを行う必要性とその手順については、「1-2-③ 変化への対応」で記す。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

<1-2の自己判定>

基準項目 1-2 を満たしている。

<1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

1-2-① 個性・特色の明示

「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）に基づく規制の特例措置の適用を受け設立された 4 年制の大学は、本学を含め日本では 2 校しか存在しない。その趣旨を学則第 1 条に目的並びに使命としてまとめ、またその個性・特色を分かり易く理解できるように、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学ぶことができるという本学の明確な特長を、分かり易い表現で大学ホームページの「学長あいさつ」に明示している。

1-2-② 法令への適合

学則に規定した目的並びに使命は、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

1-2-③ 変化への対応

平成 22（2010）年 6 月当時の比較で、IT 総合学部における有職社会人の割合は全体の約 72%、世界遺産学部のそれは約 60%であった。また、60 歳以上の学生の割合は、IT 総合学部で約 1%、世界遺産学部で約 8%であった。全体の傾向から見て、IT 総合学部は 20～40 代の有職社会人が主な学生層であり、世界遺産学部も概ね同様ではあるものの、IT 総合学部と比べ定年退職したシニア層に厚みがあったといえる。

しかし、インターネットを活用した遠隔学習は、シニア層にとってハードルが高かったと推察され、シニア層の取り込みを十分に達成できず、その影響もあって世界遺産学部は入学定員が大幅に未充足の状況が続き、平成 22（2010）年度秋学期からの新規学生募集を停止している。シニア層等の生涯学習に大きな潜在的需要があると見込んで設置した世界遺産学部の学生募集を停止し、ソフトバンクグループを親会社に持つ強みを活かし、IT 総合学部へ一本化する改組を実行し、入学定員充足率は順調に向上しつつあるが、その潜在的需要は、とりわけ若年層（20～30 代）の有職社会人ないし無職者に見出されてきている。

本学が依拠する構造改革特別区域法の趣旨においても、「インターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育等の社会的な要請に応える大学の設置を促進するもの」（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）と謳われており、本学の実情は特区計画に沿ったものとなっている。

通学不要のインターネット大学は、シニアや主婦等を含む幅広い層のニーズに対応できる生涯学習の受け皿として相応しい教育形態であり、また世界遺産学部を維持する限り、「多様な学習者に学修機会を提供する」ことを大学の目的並びに使命に掲げることは妥当である。しかし、中長期的な視点に立てば、とりわけ社会人の再教育に資する実践的な教育プログラムを提供し、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現を目指すこと

を念頭に、目的並びに使命の一部見直しに着手する必要があると判断している。

＜1-2の改善・向上方策（将来計画）＞

学則に規定した目的並びに使命の一部見直しについては、平成24（2012）年度中に、IT総合学部運営委員会及び全学運営委員会で具体的な検討を開始する予定である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

＜1-3の自己判定＞

基準項目1-3を満たしている。

＜1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）＞

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

平成19（2007）年度の開学以来、今日に至るまで、学則に規定した目的並びに使命は改定していない。しかし、大学の改組に伴う状況の変化を踏まえ、文言の一部見直しの検討に着手する予定であることは既に述べたとおりである。最終的な改定の審議及び決議は教授会で行うものであるが、教授会の運営を円滑に行うために必要な事項を事前審議する会議体としての位置付けを持つ全学運営委員会で、予め当該事項を協議検討することとなる。

全学運営委員会は、委員長を務める学長以下、学部長、語学・教養部長、教務部長、学生部長等の教員管理職を構成員とするが、構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も本会に参加し、意見を述べられることと規程に定めている。また、学長には取締役を兼務させ、法人・教学の両部門の橋渡し役としての役割を担わせており、取締役会の理解と支持の下に、段階的に審議を進めるための意思決定体制を構築している。

さらに、全学運営委員会に上程する前の段階で、IT総合学部の専任教員を構成員とする旨規程に定めるIT総合学部運営委員会で事前審議を行う予定である。

なお、使命・目的以外の組織を規定する上位概念としては、本学の教育がこうあるべきだという根本の考え方としての「教育理念」や「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」等を策定した実績がある。その際も、全学運営委員会等での事前審議を経た後、教授会で決議しており、取締役及び教職員の理解と支持を得ながら、トップダウンとボトムアップの調和に配慮した意思決定を行っている。

1-3-② 学内外への周知

本学の目的並びに使命を記載した学則は、学内の様々な情報を一元管理するためのシステムであるグループウェアに格納し、必要に応じ教職員が閲覧できるようにしている。また、学生は、学生ポータルから、学則を閲覧することができる。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が公布され、平成23（2011）年4月1日から施行されたことを受けて、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設けており、そこで「目的と使命」を公表している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成 24 (2012) 年度第 1 回教授会において、「サイバー大学中期目標」(平成 24 (2012) ~平成 26 (2014) 年度) を策定し、以下の 3 つの事項を「ミッション・ステートメント」として掲げている。

- I. IT 分野での社会人の再教育 ~「IT の分かるビジネスパーソン」と「ビジネスの分かる IT エンジニア」を育成~
- II. 完全インターネットによる教育機会提供 ~「自己の価値向上」の為に「学び」を支援~
- III. 「Cloud Campus」構想 ~最先端の大学 e ラーニングシステムの拠点形成~

I 及び II については、学則に規定した目的並びに使命の一部改定に先立ち、IT 総合学部における将来構想の 2 本柱として明示したものである。

I は、社会人の学び直しのニーズを踏まえ、実践性の高い IT (情報技術) とビジネスの両方を学ぶことのできるカリキュラムを発展向上させていく意思表示であり、「ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)」のなかでは、テクノロジー及びビジネスの両コースとしてそれを具体化し、また「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成方針)」もそれに沿って定義している。

そして II は、①有職社会人の職場でのスキルアップや転職チャレンジ、②無職者の就職再チャレンジ、そして成人層はもとより、③高校新卒入学者が、本学の長期インターンシップ制度を活用して学びながら働く、④さらに高卒者が、音楽や芸術、スポーツ等、多様な夢を希求しながら学ぶというように、「自己の価値向上」のための学びの場の提供及びその支援体制の充実強化を表明するものである。

III に関連して、本学は、平成 24 (2012) 年度より、モバイル端末を含む複数のデバイスからの受講を一元管理できるクラウド型学習管理システム (“Cloud Campus”) の本格運用に入っており、多忙な社会人学生が、早朝でも深夜でも都合の良い時に在宅のまま受講できるのはもちろん、通勤中や昼休憩等の隙間時間も無駄にせず、モバイル端末等を活用して効率的に学習するための学習環境を確保している。

インターネット大学の先駆けとしての本学が、最先端の大学 e ラーニングシステムの研究開発に取り組むことへの意思表示として、たとえば一般的な通学制の大学においても、対面授業とインターネット授業とを組み合わせたブレンド型教育が推進されていくと予測されるなかで、本学の教育システムや教育効果の検証の報告が役に立つと思料している。

また、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供するため、オープン・アドミッションによる学生受入れを行い、それを「アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)」に掲げている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学では、学則の目的並びに使命に沿って、平成 24 (2012) 年 5 月 1 日現在、次に述べる教育研究組織を編成している。

①学部学科

「IT 総合学部 IT 総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の2学部2学科を学士課程として設置している。

②教務部

教育研究活動支援及び学生支援を行う事務組織としては、教務部を設置しており、その下に授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、研究推進課を置いている。

教務部の分掌事項は、学則に関する事項、学位に関する事項、教授会・全学運営委員会および教学関連の諸会議に関する事項、一般試験に関する事項、教育研究の点検・評価に関する事項、学位記等に関する事項、大学の制度および教学の基本的事項の調査に関する事項、教学の基本的事項の調査に関する事項、学部関係規約の制定および改廃に関する事項、研究費の管理に関する事項、文科省対応（大学部門に関する事項の対応）、授業コンテンツ企画に関する事項、授業コンテンツ制作に関する事項、授業コンテンツ評価に関する事項、授業コンテンツ管理に関する事項等である。

③学生部

教育研究活動支援及び学生支援を行う事務組織として、教務部のほかに学生部を設置し、その下にシステムサポートセンター、学生サポートセンターを置いている。学生部の分掌事項は、学生の課外活動に関する事項、学籍に関する事項、奨学制度および奨学生に関する事項、学生の就職に関する事項等である。

教務部及び学生部の各センターの機能と役割の詳細については、「2-3 学修及び授業の支援」「5-4 コンピュータ等の操作に係る技術的な学習支援」に記す。

④附置機関

社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化及び新しい教育研究分野への展開を目的に、「サイバー大学研究機構」を設置し、平成24（2012）年現在、その下に「プロジェクト研究所」が研究活動を行っている。研究機構の分掌事項は、研究所群の総合的な運営・調整に関する事項、研究所の事業の推進・支援、研究所の研究成果の公表・広報活動、研究活動の評価に関する事項等である。

<1-3の改善・向上方策（将来計画）>

研究機構の枠組みのなかで、本学専任教員が所長となり、5年以内の時限活動による機動的な研究組織として、これまで11のプロジェクト研究所を発足させている。各研究所は、設置から3年後に見直しを行い、その存続等について研究機構と協議することを規程に定めているが、平成21（2009）年に設置された研究所が、発足から約3年を経過しようというところで、平成24（2012）年2月に実施した研究機構運営委員会においては5研究所の終了を審議し、同年3月の教授会でそれを決議している。

平成21（2009）年2月の研究機構の発足から今日に至るまで、11研究所の所長が代表者

として獲得した外部資金は 2 件、いずれも日本学術振興会科学研究費補助金の比較的低額の研究費であった。

株式会社立大学である本学は、私立大学を設置する学校法人に適用される税制上の優遇措置を受けることができない。つまり、企業等からの受託研究費・共同研究費等の受入れ促進には一定の限界があるといわざるをえない状況で、研究機構のような外部資金獲得を促進するための研究組織を存続させることの有効性は、慎重に省みられるべきである。

また、大学規模の縮小均衡という改組転換を行った現況にあつて、たとえば学部数の多い大学なら可能といえる、学部の枠を超えた学際的研究を推進することもできない。

ただし、プロジェクト研究所の枠組みで学外の客員研究員を招聘できることや、研究所という組織体を取れることの便益がないとはいえないため、平成 24 (2012) 年度中に、研究機構長を務める学長を中心に、実態に即した形で、研究機構並びにプロジェクト研究所の目的や設立要件等を再定義し、教職員へ告知する予定である。

＜基準 1 の自己評価＞

基準 1 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

平成 19 (2007) 年度の開学以来、本学は、地理的・時間的な制約を受けずに学べる「インターネット大学」として、「目的と使命」「教育理念」「アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)」「ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)」を定め、大学ホームページや学則等を通じて学内外へ周知している。

早朝でも深夜でも、都合の良い時に在宅のまま受講できるのはもちろん、モバイル端末と独自のアプリケーションを活用して、パソコンを含む複数の異なる端末による学習履歴を一元化し、効率的に学べる環境を確保しており、IT 分野での社会人の再教育、完全インターネットによる教育機会提供、最先端の大学 e ラーニングシステムの拠点形成の 3 つの事項を中期目標のミッション・ステートメントに位置付けるなど、本学の個性・特色に即した使命・目的等を適切に掲げている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

<2-1の自己判定>

基準項目 2-1 を満たしている。

<2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、その「教育理念」として、「サイバー大学は、場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成することを理念とする」と大学ホームページで公表している。

本教育理念等に則り、これまでキャンパスへの「通学」が障壁となって大学進学を断念してきた社会人等、学ぶ意欲を持つ者に広く門戸を開き、その成長意欲に応える大学として、本学は学力試験による選抜は行わず、入学時の出願書類で資格要件を確認し、また「勉学に意欲のある」ことを確認できた者を合格とする、いわゆるオープン・アドミッションによる入学者受入れを行っている。オープン・アドミッションであることは、正科生、科目等履修生、特修生の学生種の別によらず、募集要項、大学ホームページ等において、出願資格を明示するとともに、「学力試験はありません」「提出書類により選考を行い、入試委員会および教授会審議のもと、可否を決定します」と明確に開示している。

そして、文部科学副大臣通知「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、高校段階で習得しておくことが望まれる基礎学力や、日本語を母語としない学生の日本語能力もできるだけ具体的に示すことに配慮し、以下のとおり IT 総合学部のアドミッション・ポリシーを定め、それを大学ホームページ、募集要項、入学手続きサイトで公表している。

IT 総合学部 <アドミッション・ポリシー>

IT 総合学部は、世界的にデジタル化が進む社会において「IT のわかるビジネスパーソン」や「ビジネスのわかる IT エンジニア」という、知識的にも技能的にも今後の社会に求められるバランスの取れた人材の育成を目指しています。学部カリキュラムでは、基礎においてプログラミング言語の習得からウェブ・サーバの構築ができる実務を身につけると同時に、経済や経営の基礎も学習します。

入学に際しては、IT を使いこなせるプロフェッショナルを目指して勉学に意欲がある、すべての人（注）に門戸を開いています。入学後には、進路にかかわらず、一律に IT に関する技術系基礎科目が必修となり、そのためには高校卒業程度の数学と英語の基礎知識が求められます。仮に履修の不足分野がある場合や、復習が必要な場合には、入学者それぞれに合わせて補習授業を行い、弱点を補います。

（注）すべての授業は日本語で行われるため、日本語を母語としない学生は日本語検定 2 級（N2）または実用日本語検定（準 B 級）以上の日本語力を必要とします。また、身体的に障がいをお持ちの方には、障がいの種類や程度によって、受講できない科目がありますので、別途ご相談ください。

なお、世界遺産学部については平成 22（2010）年度秋学期からの新規学生募集を停止しているため、アドミッション・ポリシーは公表していない。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

社会人の入学希望者が多いことを踏まえ、正科生、科目等履修生、特修生の全学生種の入学時期を、年 2 回（4 月・10 月）としており、また、社会人の学士編入学の需要に鑑み、3 年次編入学生を受け入れている。編入学定員は 50 人であり、認定単位数は、本学卒業に必要な 124 単位のうち、60 単位を上限としている。

入学者の受入れに必要な提出書類は、入学願書、志望動機書（400～800 字）、その他必要証明書類等である。志望動機書には、①サイバー大学を選んだ理由、②何を学びたいか、③学んだことをどう活かしていきたいか、の記入を必須としており、各学生の入学時における学習ニーズの傾向や、社会人学生のワーク・キャリア形成の目的の把握に努めている。また、入学願書、志望動機書の 2 点に限り、「入学手続きサイト」よりインターネット経由で直接提出することができ、国外に在住する者も一次的な出願ができるよう配慮している。

高校生の入学希望者に対しては、募集期間の前にいつでも登録できるものとして、事前登録システム「入学情報請求フォーム」を導入しており、登録者は、各種資料やメールマガジン等の本学が発信する情報を受け取ることができるため、高校生が興味を持った時に、より手軽に本学への理解を深めることが可能となっている。

障がい者を有する者への対応は、入学の受付の際、学生サポートセンターの事務担当者が電話による確認を行っており、たとえば、視覚・聴覚障がい者に対しては、予めサンプル授業を受講させ、問題のないことを確認した上で出願させている。

また、平成 19（2007）～平成 22（2010）年度までの 4 年間、障がいのある学生の受講環境の改善策を一定期間集中的に検討することを目的として、当該学生に定期的にアンケート調査を実施し、回答した学生のうち成績優秀者へは授業料減免を行う「アクセシビリティ向上パートナー制度」を設けていた。その 4 年間で、上・下肢体や視覚等に障がいを持つ者等、計 17 人を受入れている。

そして、パートナーからヒアリングした内容を踏まえ、障がいの程度・種類に応じ、受講時及び期末試験時には特別考慮措置を講じており、また、学生ポータルサイトのアクセシビリティ、授業運営上のサポート、サポート体制、パソコン操作の支援技術、卒業研究履修上の留意点等の課題を学生部で整理し、順次改善に取り組んでいる。

出願者の合否判定については、アドミッション・ポリシーに沿って、①出願条件を満たしているか、②必須提出書類が揃っているか、検定料を納付済みか、③志望動機必須 3 項目の記載があるかの判定基準を設け、入試委員会で提出書類を審査し、合議の上で判定資料を作成し、その判定資料を教授会で審議した後、合否を決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部の正科生の入学定員は 600 人、編入学定員は 50 人であり、収容定員は各学部 2,500 人である。開学初年度の平成 19（2007）年度は、入学定員 600 人に対し、入学者数は IT 総合学部では 389 人、世界遺産学部では 234 人であり、入学定員充足率については全体で約 52%であった。その後、入学者数は年々減少し、平成 21（2009）年度には、両学部合

せた全体の入学定員充足率が 13%にまで落ち込んだ。経営状況が著しく悪化したのに対し、抜本的な改革を行って改善を図る必要があると判断し、入学定員の重点化施策という位置付けの下、厳しい状況にある世界遺産学部を募集停止し、強みのある IT 総合学部に入学者数を集中させることにした。

そして、平成 22 (2010) 年度秋学期以後の募集については、ソフトバンクグループとの緊密な連携の下、IT 総合学部の潜在的な志願者層にターゲットを絞り、人的・資金的資源を集中させた結果、平成 21 (2009) 年度を底として、平成 23 年度まで IT 総合学部の入学定員充足率は毎年ほぼ倍増し、平成 22 (2010) 年度は約 24%、平成 23 (2011) 年度は約 48%と V 字回復している。さらに、平成 24 (2012) 年度春学期の入学者数は 343 人まで増えており、秋学期入学者と合せ、開学初年度の IT 総合学部入学者数の水準を上回ると推計でき、入学定員充足率は 70~80%程度に改善される見通しとなっている。

【表 2-1-1 正科生の入学者数、入学定員充足率推移】(IT:IT 総合学部、WH:世界遺産学部)

学部		19	20	21 春	21 秋	22 春	22 秋	23 春	23 秋	24 春
IT	入学者数	389 人	127 人	80 人	25 人	111 人	47 人	206 人	106 人	343 人
	入学定員充足率	65%	21%	16% (*)		24% (*)		48% (*)		-
WH	入学者数	234 人	91 人	55 人	11 人	47 人	-	-	-	-
	入学定員充足率	39%	15%	10% (*)		-		-		-
全体	入学者数	623 人	218 人	171 人		158 人 (**)		312 人 (**)		-
	入学定員充足率	52%	36%	13% (*)		24% (*)		48% (*)		-

(*) 平成 19 (2007)、平成 20 (2008) 年度は入学定員 600 人を母数とする充足率。平成 21 (2009) 年度以後は、入学定員：600 人と編入学定員：50 人とを合わせた 650 人を母数とする

(**) 平成 22 (2010) 年度秋学期から新規学生募集を停止した世界遺産学部を除く

【表 2-1-2 3 年次編入学人数の推移】

年度	H21	H22	H23	H24
3 年次編入学人数	16 人 (*)	19 人 (*)	20 人	1 人

(*) 平成 21 (2009) 年度は世界遺産学部編入学人数 4 人を含む。同様に平成 22 (2010) 年度も 3 人を含む。

入学者数の落ち込みが最も深刻であった平成 21 (2009) 年度、過去の反省に立ち、次年度以後の改善へ向けて、1. 大学説明会の運営方法の見直し、2. Web 広告に特化した広告宣伝活動、3. 大学ホームページおよびパンフレットのリニューアル、4. 就職に強い学校づくり、5. 高校生募集活動の改善、6. 社会人募集活動の改善の 6 点を柱に学生募集活動を推進してきた。そして平成 22 (2010) 年度以後も、広報部を中心に、常に目標・計画を数値的指標として明確化するとともに、それを部員が共有し、その実現に向けて努力を重ね、定期的な振り返りを基に、目標・計画に修正を加え、着実に改善充実させる体制を確保し、今日に至るまでの活動に繋げている。

特筆される改善点は、Web 広告や大学ホームページにおいて、徹底した数値管理による広告効果やユーザ動向の把握に努め、本学の関心層（見込み入学者）である資料請求の獲

得数を大幅に向上させたことである。また、関心層の獲得に特化した結果、大学説明会予約数や出願者数も堅調に増加しているといえる。

【表 2-1-3 資料請求数、大学説明会予約数、出願者数の推移】 (単位：人)

年度	H19		H20		H21		H22		H23		H24	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
資料請求数	5,386	1,440	1,580	450	590	323	790	1,328	8,170	4,132	11,850	
大学説明会 予約数			-	-	150	120	292	52	358	216	503	
出願者数	727	133	257	55	168	47	204	67	292	150	437	

・平成 19 年度は大学説明会を実施せず、平成 20 年度は大学説明会の予約受付なし

多数を占める社会人の入学希望者に対する募集施策としては、IT 総合学部の在生を対象に、ソフトバンクグループ通信 3 社（ソフトバンクモバイル、ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム）への中途入社を選考プロセスを一部優遇する「サイバー大学就職支援制度」を実施している。また、同時に新卒高校生の募集も強化するため、就職に強い学校づくりの一環として、ソフトバンクグループ通信 3 社で 1 年間の長期インターンシップに参加する「シゴト体験プログラム」を設けている。

大学ホームページのデザイン及び内容は全面リニューアルし、ユーザ視点での構成（メニューや導線等）やコンテンツの見直しを図った。

平成 22（2010）年度以後も、新卒高校生向けの大学説明会等、高校生募集活動を継続しており、指定校推薦による入学者数、高校新卒占有率は下表の通りとなっている。

【表 2-1-4 全入学者に対する高校新卒入学者の割合】

年度	H19 春	H20 春	H21 春	H22 春	H23 春	H24 春
全入学者数	524 人	175 人	135 人	158 人	206 人	343 人
高校新卒入学者数	30 人 (7)	14 人 (0)	5 人 (2)	19 人 (8)	13 人 (4)	33 人 (5)
高校新卒占有率	5%	8%	4%	12%	6.3%	10%

・ () 内は、指定校推薦での入学者数

そのほか、公開講座の実施、編・転入学生の受け入れも行っている。

なお、完成年度である平成 22（2010）年度を越え、ちょうど丸 1 年間を経過したところであるが、平成 24（2012）年度の収容定員充足率は、IT 総合学部単独で約 44%（平成 24（2012）年 5 月 1 日時点の在籍者数：1,094 人）となっており、入学定員充足率と同様に、改善の途上にある。

また、科目等履修生及び特修生の入学者数は、次表の通りとなっている。

以上、現状の達成度でいえば、今なお、入学定員・収容定員ともに未充足である。本来、

完成年度までに達成すべき水準を未だ下回っており、大学設置認可時の計画が予定通り履行できていない点は、当初計画の甘さに反省が必要とされるところであった。

【表 2-1-5 科目等履修生、特修生の入学者数推移】

年度		H20		H21		H22		H23		H24
学生種	項目	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春
科目等履修生	入学者数	74人	34人	34人	14人	18人	3人	8人	8人	26人
特修生	入学者数	10人	35人	35人	15人	10人	2人	4人	3人	15人

ただし、開学初年度の平成 19 (2007) 年度から平成 21 (2009) 年度までにかけて、入学者数が漸減し、経営的な危険水域に陥っていた状況から、親会社のソフトバンク株式会社の強力な支援の下、教職員、法人・教学両部門が一体となって、これを改善するための取組みを断行し、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図り、とりわけ、平成 21 (2009) 年度に底を打った入学定員充足率を、平成 24 (2012) 年度までに、ほぼ 5~6 倍程度増加させる見通し (入学定員充足率：約 70~80%) を確保できるまでに改善している。

また、その実績を挙げるに至った効率的かつ効果的な運営体制を構築し、戦略的な学生募集、広告宣伝活動を実施し続けているという意味で、本学は、定員を適切に管理するために必要な体制を保持し、着実な改善を進めている、といえる。

<2-1 の改善・向上方策 (将来計画) >

・平成 25 (2013) 年度からの 2 年次編入の受入れ

3 年次編入学生の受入れについては、①1・2 年次に 24 科目 (48 単位) の専門科目の履修を卒業要件としており、3 年次に編入した者が 3・4 年次の 2 年間で専門教育を十分に消化し、所定の卒業判定基準に達するには一定の困難を伴うこと、②ただでさえ、履修上の規則に対する理解が他の学生に比べ不十分な場合の多い編入学生が、特殊なインターネット学習に即時順応するには一定の困難を伴うこと、③IT 総合学部の再編後のカリキュラムでは、1~4 年次の各プログラムごとに 24 科目 (48 単位) の履修を必修化しており、益々編入学生の円滑な順応が困難化したことを踏まえ、次に述べる対応を計画している。

卒業までの円滑かつ効果的な履修を誘導する観点から、3 年次編入学定員は減員し、「2 年次編入学定員」の枠を新たに設け、全体の編入学定員は増員する。その分、入学定員を減員させるが、収容定員は変更しない。この施策について、既に複数回教務委員会で議論を重ねており、平成 24 (2012) 年中に教授会で決議した後、平成 24 (2012) 年 12 月までに、文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室に届出を行い、平成 25 (2013) 年度から 2 年次編入学生の受入れを開始する予定である。

・科目等履修生数増加施策として「履修証明」制度構築へ向けて検討を開始

正科生の数は順調に増加しているが、科目等履修生の数が伸び悩んでいる。この課題に対する対策として、学校教育法施行規則第 160 条の「履修証明」制度を活用し、学位以外の証明 (certificate) を授与する職業キャリア形成に資する社会人向け教育プログラムの

開設へ向けた検討を、平成 24（2012）年度中に IT 総合学部運営委員会、教務委員会等で実施する。

2-2 教育課程及び教授方法

<2-2 の自己判定>

基準項目 2-2 を満たしている。

<2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

サイバー大学設置認可申請に係る提出書類の一部である「大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」、「イ 大学、学部、学科等の特色」において、IT 総合学部及び世界遺産学部の教育目的を概ね以下のように記載している。

IT 総合学部

IT 総合学部は、日本の IT 分野の国際競争力を高め、国際社会に通用する研究の推進に努め、その成果を教育へフィードバックさせることで、優秀な人材の創出とともに日本の国力の向上に貢献することを第一の目的としている。コンピュータ科学の基礎から通信技術、また起業を代表とするビジネスを対象とした幅広い科目構成と、それを包括するサイバーリテラシー、アクセシビリティなど今後の IT がより社会貢献に必要な科目構成を取ることで、いわゆる総合的な技術教育の場を提供することを大きな特色とする。

世界遺産学部

世界遺産学部は、国境という概念を超えた世界的な視野で、それぞれの文明や地域環境、文化への理解を深め、それを通じて将来の人類のあり方を知ることが大きな目的のひとつとして挙げている。そのため、人類が共有すべき遺産の保存・継承に実際に携わり、世界的な視野で異文化を理解し、国際交流を促進させるという形で社会貢献機能を果たすことを目指している。

これらの教育目的と同等の内容を、大学ホームページ上に、「教育方針・特色」等として公表している。教育課程の編成は、教養科目、外国語科目、専門科目によって構成されているが、教養科目及び外国語科目については、両学部共通の科目として設置している。「大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」に記載した科目区分ごとの内容は、概ね以下の通りである。

1) 教養科目

学生が、変化を続ける実社会を理解・考察し、卒業後に社会へ参入していくための教養教育として、本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として広く招聘し、今日的テーマを扱う教養科目を編成する。

2) 外国語科目

外国語科目として、英語、中国語科目を設置しており、卒業後に学生が、社会人等として職務を遂行する際に役立つ基礎的な語学力の獲得を目指し授業を設計している。英語科目については、1・2 年次配当の必修科目では、特定の英語能力を中心とした基礎固めを行い、3・4 年次配当の選択科目においては、実践的英語力の向上を図るカリキュラムとなっている。

選択科目である中国語科目では、3 年次には基礎能力を修め、4 年次にはさらに水準の高い内容を学ぶことにしている。

3) 専門科目

IT 総合学部、世界遺産学部のそれぞれの学部に設置される専門科目は、卒業研究科目を選択必修とする以外、全てを選択科目とし、本学が目指す人材育成に必要な 4 ヶ年の教育課程における中核的な科目と位置付け、1・2 年次配当の基礎講義科目・基礎演習科目、3 年次配当の専門講義科目・専門演習科目、4 年次配当の卒業研究科目の 5 段階で編成している。

①基礎講義科目、基礎演習科目

基礎講義科目及び基礎演習科目は、専門分野に関わるできるだけ広い範囲の知識の習得を目指し、専門講義・専門演習科目への導入的な内容を設定し、当該学問分野での専門講義・専門演習を進めていく上で必要とされる基礎的な素養を身に付けることを目的とする。

②専門講義科目、専門演習科目

専門講義科目及び専門演習科目は、基礎講義・基礎演習をさらに専門化した内容で、より深い知識を身に付けると同時に、様々な研究手法を習得することを目的とする。多様な主題に焦点をあて、資料の分析方法や論理展開等を示しながら、卒業研究で学生が自らの研究を進めていく上で必要な知識や論理的思考法を教授することを基本とする。

③卒業研究科目

卒業研究科目は、各自が選んだテーマに関して指導を行うものであり、成果物作成の過程で、仮題目の提出、計画書の提出、中間報告の発表と提出を義務付けている。

各学部の専任教員は、基礎講義 (2 単位)、基礎演習 (2 単位)、専門講義 1 (2 単位)、専門講義 2 (2 単位)、専門演習 1 (2 単位)、専門演習 2 (2 単位)、卒業研究 1 (5 単位)、卒業研究 2 (5 単位) の 8 科目 (22 単位) を担当することを基本とし、基礎講義及び基礎演習は年 2 回開講、その他の科目は年 1 回開講であるため、半期で 5 コマ、年間で 10 コマ担当することとしている。

【表 2-2-1 平成 22 (2010) 年度以前入学者向けカリキュラムの科目区分及び卒業要件】

科目区分		卒業要件 単位数	卒業要件単位内訳
専 門 科 目	基礎講義	24	選択 12 科目 24 単位以上。 8 科目 16 単位を上限とし基礎演習科目とみなすことができる。 他学部で修得した基礎講義科目は 6 科目 12 単位を上限として卒業要件となる単位とみなすことができる。
	基礎演習	24	選択 12 科目 24 単位以上。
	専門講義	8	選択 4 科目 8 単位以上。 専門講義および専門演習は、同一教員の科目を一組にして 4 組を選択することが望ましい。
	専門演習	8	選択 4 科目 8 単位以上。 専門講義および専門演習は、同一教員の科目を一組にして 4 組を選択することが望ましい。
	卒業研究	10	選択 2 科目 10 単位。 卒業要件を満たすために必要な単位が 80 単位未満の者は、履修することができない。
外国語科目	20	必修 6 科目 12 単位、選択 4 科目 8 単位。	
教養科目	30	選択 30 科目、30 単位以上。	
合計	124		

IT 総合学部では、学部の教育課程の修了者には、「学士 (IT 総合学)」学位を授与するため、コンピュータの基礎技術としてのコンピュータの構造、それを支える数学的理論、またソフトウェアを対象としたプログラミング技術、さらにその応用技術としての通信分野を対象とした無線技術・移動体技術、また幅広い職業人の育成として、IT を前提とした起業や経営論、プロジェクトマネジメント、コンテンツ・ビジネス、加えてサイバーリテラシー、アクセシビリティ等の授業科目を配置している。

世界遺産学部では、学部の教育課程の修了者には、「学士 (世界遺産学)」学位を授与するため、世界遺産学、保存修復学、観光学、アーカイブ学等のテーマに加えて、世界の宗教文化や歴史学、自然科学と遺跡論を含む授業科目を配置している。

さて、授業コンテンツの設計・開発に関する専門性を有するインストラクショナルデザイナーが、IT 総合学部の全専門科目の授業内容を精査した結果、教育目標に照らして不足している重要科目があり、逆に科目相互の内容の重複が少なからず認められるなど、抜本的な改善が必要であると判断していた。また、選択必修科目である卒業研究を除くすべての専門科目が「選択科目」であることについて、高校新卒で入学する学生はもとより、社会人学生の場合でも、学ぶ目的等が曖昧である場合、とりわけ導入的な段階では、順次性のある明示的な科目配置が必要との反省があった。

さらに、3 年次配当の専門講義及び専門演習は、併せて選択 8 科目以上の履修を卒業要件としているのに対し、1・2 年次配当の基礎講義及び基礎演習は併せて選択 24 科目以上の

履修としており、3年次の専門段階の学習量が、1・2年次の基礎段階と比べ3分の1という、ややバランスを欠いた構成となっていた。その一方で、設置科目数は、大学設置認可時の計画では次表のとおり、1・2年次配当の基礎講義及び基礎演習の総科目数が、IT総合学部40科目、世界遺産学部41科目であるのに対し、3年次配当の専門講義及び専門演習は、IT総合学部76科目、世界遺産学部64科目であり、必要以上に3年次配当科目を設置し過ぎていたという問題もあった。

【表2-2-2 大学設置認可時の科目区分毎の設置科目数】

学部	基礎講義	基礎演習	専門講義	専門演習	卒業研究
IT総合学部	20科目	20科目	38科目	38科目	8科目
世界遺産学部	25科目	16科目	32科目	32科目	30科目

以上の根本的な教育課程編成に係る課題を踏まえ、IT総合学部では、平成22(2010)年度より「IT総合学部カリキュラム検討委員会」(現「IT総合学部カリキュラム委員会」)を発足させて協議検討を重ね、平成23(2011)年度以後の入学向け再編後のIT総合学部カリキュラムでは、1～4年次の各プログラムごとに24科目(48単位)の必修科目を配置している。さらに、卒業要件となる124単位のうち、専門科目の履修を74単位から88単位と増やす一方、学部共通科目(教養科目、外国語科目)は併せて50単位から36単位へと減らし、専門教育のより一層の充実を図っている。

そして、大学設置認可時の計画に掲げたIT総合学部の教育内容が、ともすれば焦点のぼやけた総花的ものになっていたことに対し、再編後のカリキュラムでは、「ビジネスのわかるITエンジニア」「ITのわかるビジネスパーソン」の2本柱を育成する人材像に掲げ、それに沿った「コース」および「プログラム」を設置し、各学生の、学びたいテーマや希望する進路に応じ、より効果的かつ効率的な学習を進めることができるようにしている。

【表2-2-3 平成23(2011)年度以降入学向けのカリキュラム】

コース	プログラム
テクノロジーコース	ネットワーク
	セキュリティ
	ソフトウェア
	アーキテクチャ
ビジネスコース	ITマネジメント
	ネットビジネス
	起業・経営

科目区分名称及び卒業要件を再編し、1・2年次には専門基礎科目を、また3年次には専門応用科目を配当し、4年次配当の卒業研究に進むこととしている。

再編後のIT総合学部カリキュラムにおいては、学士課程修了時に学生が身に付けるべき能力等を“～することができる”の項目としてリスト化した「ディプロマ・ポリシー」と、それを達成するための細分化された目標(「スキルセット」)との対応関係を整理したマ

トリクス（「カリキュラム・マップ」）を作成し、「ディプロマ・ポリシー」の各項目の達成に必要なステップとしての各授業科目の位置付け及び目標を明確化している。

【表 2-2-4 平成 22 年度までのカリキュラム】

対象：平成 22 年度までの入学生

科目区分	
専門科目	基礎講義（1・2 年次）
	基礎演習（1・2 年次）
	専門講義（3 年次）
	専門演習（3 年次）
	卒業研究（4 年次）

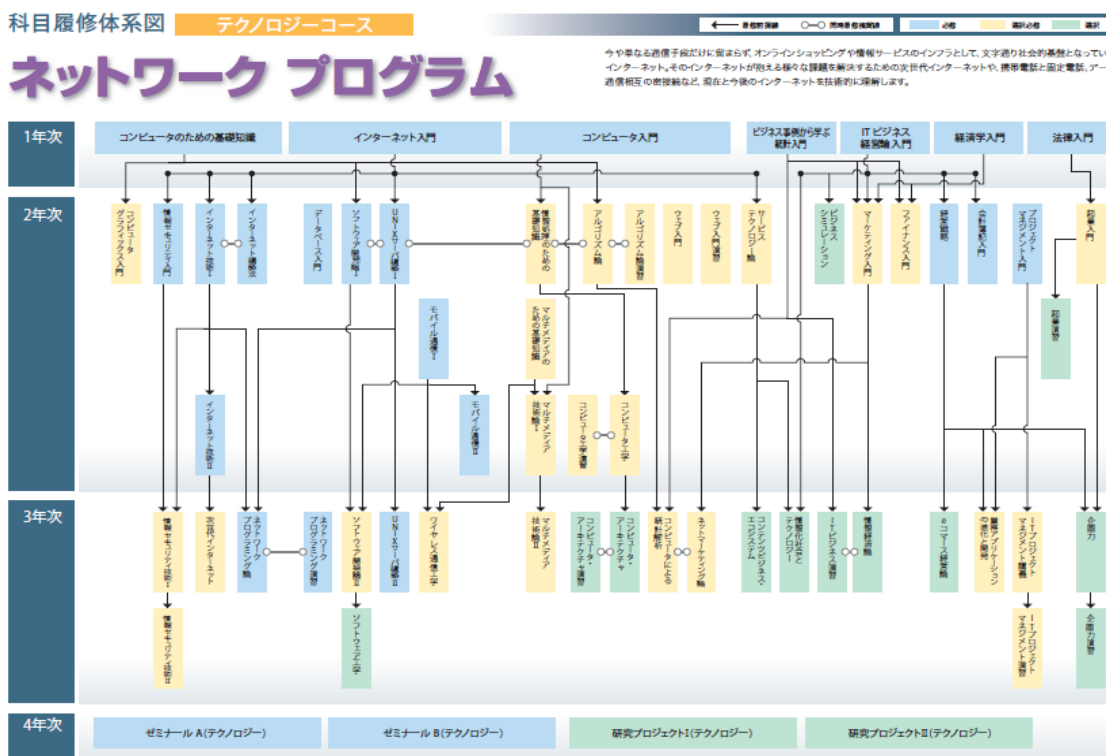
【表 2-2-5 平成 23 年度以降カリキュラム】

対象：平成 23 年度以降の入学生

科目区分		
専門科目	専門基礎	講義（1・2 年次）
		演習（1・2 年次）
	専門応用	講義（3 年次）
		演習（3 年次）
卒業研究（4 年次）		



IT 総合学部においては、再編後のカリキュラムに基づきカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表している。さらに、「IT マネージメント」「ネットビジネス」「起業・経営」「ネットワーク」「セキュリティ」「ソフトウェア」「アーキテクチャ」の 7 プログラムに設置された各科目の履修前提条件を体系的に図解した「科目履修体系図」をプログラム別に作成しそれを、大学ホームページ及び「サイバー大学 IT 総合学部開講科目一覧」で公表している。



【図 2-2-1 科目履修体系図（例：ネットワークプログラム）】

【表 2-2-6 平成 23 (2011) 年度以降入学者向けカリキュラムの科目区分及び卒業要件】

科目区分		卒業要件 単位数	卒業要件単位内訳				
専 門 科 目	専 門 基 礎 ・ 専 門 応 用 ・ 卒 業 研 究	88	必修科目、選択必修科目または選択科目としてプログラムごとに指定された科目をあわせて 88 単位以上。 プログラムごとの専門科目単位数の内訳は次のとおりとする。				
			プログラム	専門科目単位数内訳 (*)			
				必修	選択必修	選択	
				IT マネージメント	48	28	残りの単位
				ネットビジネス			
				起業・経営			
				ネットワーク			
				セキュリティ			
				ソフトウェア			
	アーキテクチャ						
	卒業研究については、卒業要件を満たすために必要な単位が 80 単位未満の者は、履修することができない。						
外国語科目	12	必修 6 科目 12 単位。					
		選択 2 科目 4 単位を上限として、教養科目の卒業要件単位とみなすことができる。					
教養科目	24	必修 1 科目 2 単位、選択 22 科目 22 単位以上。					
合計	124						

(*) 専門科目のうち、正科生全員が学ぶ全プログラム共通の必修科目は 22 単位。表内の単位数は、プログラムごとの必修・選択必修・選択科目の単位数内訳。

一方、世界遺産学部では、大学設置認可時の計画では 30 科目設置していた卒業研究科目について、世界遺産等を「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、「活かす」（観光・活用）という 4 本の教育研究の柱に沿って、「世界遺産学卒業研究(1)・(2)」「文化財保存学卒業研究(1)・(2)」「アーカイブ学卒業研究(1)・(2)」「観光学卒業研究(1)・(2)」に統合・整理している。また、認可時に計画したカリキュラムに基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表している。

2-2-2② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発・必要な授業科目の開設状況

IT 総合学部では、カリキュラム・ポリシーならびに科目履修体系図に沿って、必要な科目を設置している。同様に世界遺産学部及び共通科目（教養・外国語）も、既定の方針に沿った科目を設置している。

また、遠隔通信教育の弱点を補うための専門基礎科目（学部共通）として、就労体験を

伴う「インターンシップ」及び「ボランティア論」を開設し、自己と社会との関わりについて考えを深め、コミュニケーション力等の資質を磨く機会を提供している。

平成 24 (2012) 年度春学期より、IT 総合学部の 1・2 年次配当専門科目を 20 科目新設し、教育課程のより一層の充実を図っている。そのうち、既存の 1・2 年次配当専門科目の読替科目に位置付けた新設科目については、教員やラーニングアドバイザー (LA: Learning Adviser) による履修指導を通じ、読替科目を履修するよう誘導している。他方、読替科目の無い既存科目は、未履修者に対し履修指導を行い、できるだけ多くの受講者数を各科目で確保できるよう受講者数の管理に努めている。しかし、受講者数が少ない場合であっても、ゼロでない限りは休講とはせず、開講する方針を取ることとしている。

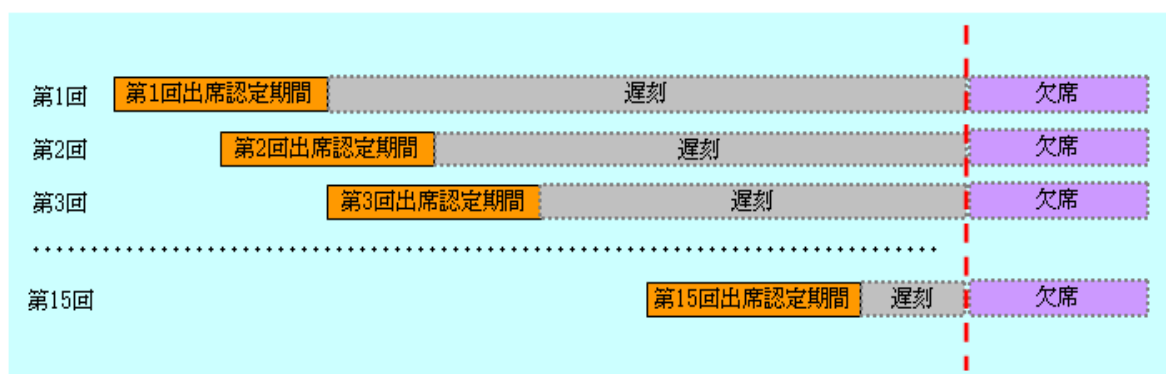
平成 24 (2012) 年度秋学期も、春学期に引き続き、1・2 年次配当専門科目を 8 科目新設する予定である。

他方、平成 24 (2012) 年 5 月時点の教養科目数は 43 科目となっている。

本学の教養科目では、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に細分した 6 分野 (クラスター) の各々に 8 科目程度を配置し、計 48 科目 (原則として 1 単位科目) を保持することとしてきた。卒業要件として修得すべき単位数を 30 としていることから、相応の科目数であると判断され、48 科目を維持する方針の下、平成 24 (2012) ~平成 25 (2013) 年度中に不足する 5 科目を精選の上、補充する予定である。

・授業配信スケジュールと授業配信期間

本学の授業コンテンツの配信期間は、各授業回につき 2 週間となっている。たとえば、第 1 回授業における授業コンテンツの配信は 2 週間であるが、当該授業コンテンツの配信開始後、1 週間経過時点で、続く第 2 回授業の配信が始まり、同じく 2 週間にわたり配信されることとなる。授業配信の開始曜日は、原則として水曜日としている。



【図 2-2-2 授業コンテンツの配信と出席認定期間】

・「高度メディア利用授業」の教授ツール

本学は、大学設置基準第 25 条 2 項に規定される「多様なメディアを高度に利用」してすべての授業を実施する大学であり、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットそのほかの適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、か

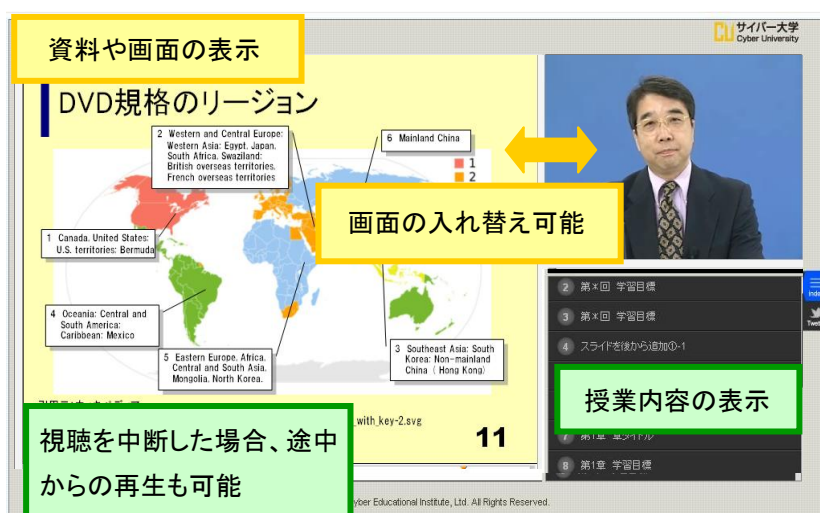
つ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」（「高度メディア授業について定める件」平成19年文部科学省告示第114号）とされている。

本法令を踏まえ、各授業科目について、コンテンツ制作ガイドラインに沿って授業コンテンツの視聴やアクティビティに従事する時間を定め、「質疑応答」を行う「Q&A」、2～5肢の「設問解答」を行う「小テスト」、「学生等の意見の交換の機会」を確保するための「ディベート」、「添削指導」を行う「レポート」の各ツールを学習管理システム（LMS〔Learning Management System〕）に搭載し、必ず毎回の授業にそのいずれかを課し、出席の判定に用いるとともに、確実な授業時間の確保及び出席確認を行っている。

また、“なりすまし”などの不正を防止するための措置として、携帯電話認証及びWebカメラを用いた顔認証を用い、受講時及び期末試験時には本人確認を厳正に実施している。

・授業コンテンツの形式（VoD型及びWBT型）

本学の講義科目では、授業コンテンツ及び授業運営方法に、ひとつのオーソドックスな形式を確立し、それをビデオ・オン・デマンド（VoD：Video on Demand）型と称している。各授業回につき、動画及びスライド資料の2画面が同期されたコンテンツを設け、切れ目の無い約15分のコンテンツの4本立てで、計約60分となるよう構成している。約15分のコンテンツ1本を「章」と呼び、原則第1～4章からなる4章立てのコンテンツを、1回分の授業教材に位置付けている。基本的にコンテンツは、(1) 講師の動画、(2) スライド資料（テキスト・図・表・写真等）、(3) 授業内容を表示するインデックスによって構成される。



【図 2-2-3 VoD型授業コンテンツの画面例】

毎回の授業には、各章で2問以上、全4章分で計8問以上の「小テスト」（2～5つの多肢選択から1肢解答を行うツール）を課すことを講義科目のガイドラインとしており、当該章の内容を理解したかどうかを確認する趣旨の設問を出すことを基本とし、運用している。コンテンツの再生・視聴のみでは出席点を与えず、小テストをもって行う内容理解評価で出席点を与え、また、8問の小テストを解くことが約30分の時間を要するという授業

設計の下、約 60 分のコンテンツと併せて、90 分相当の授業時間を確実に担保するよう努めている。以上を最低限の基準とするが、科目によっては、小テストにプラスして、たとえば添削指導を行う「レポート」、学生間の意見交換等を行う「ディベート」等をタスクとして課す場合もある。

VoD 型の授業コンテンツは、教員の顔を見せながら、板書を含むスライド資料を用い、解説を音声として聞かせるという点で、対面授業に類似した受講環境になっているといえる。しかし、コンテンツ視聴の途中で学生に意見を述べさせたり、練習問題を解かせたり、また学生同士で意見交換をさせたりなど、対面授業ならば容易な双方向コミュニケーションについて、これをコンテンツ視聴後に行うことを標準化しており、視聴途中でそれを行うには一定の困難を伴うという課題があった。

その対策として、平成 23 (2011) 年度春学期以後、Web ベーストレーニング (WBT: Web Based Training) 型の授業コンテンツを IT 総合学部及び教養科目の一部の科目に導入している。これは、インターネット上で文字・画像・映像等をレイアウトして表示される Web 画面を使用して学習させるものであり、短尺のコンテンツのなかで、映像や音声の配信はもとより、練習問題を出したりなど、一連の順次性及びまとまりのあるコンテンツの提供が可能となっている。

The screenshot shows a web browser window with the URL <http://lecture1.cyber-u.ac.jp>. The page title is '練習問題4 - Microsoft Internet Explorer'. On the left, there is a sidebar with a table of contents for '第2章 文の成分(2)'. The main content area is titled '練習問題4' and contains the following text:

文節には文の中ではたつきがあり、これを「文の成分」といいます。文の成分には「主語」「述語」「修飾語」「独立語」「接続語」があります。文節同士の関係には、主語・述語の関係、修飾・被修飾の関係、並列の関係、補助の関係などがあります(第1章「文節の働き」「文節の関係」を復習しましょう)。

次の文の文節の関係を考えましょう。

例文: 白い鳥が高く飛んだ。

以下の中から正しいものを選んでください。

- 1. 「鳥が」と「飛んだ」は、修飾・被修飾の関係にある。
- 2. 「白い」と「鳥が」は、主語と述語の関係にある。
- 3. 「高く」と「飛んだ」は、修飾・被修飾の関係にある。

At the bottom of the main content area, there is a button labeled '解答者提出' and a section titled '正誤チェック'. The footer of the page reads 'Copyright © 2011 Japan Cyber Educational Institute, Ltd. All Rights Reserved.'

【図 2-2-4 WBT 型授業コンテンツの画面例】

IT 総合学部の授業設計を例として略述すれば、まず、「科目履修体系図」の履修前提条件及び科目の到達目標である「スキルセット」を確認した後、インストラクショナルデザイナーの支援を受けながら、教員が「スキルセット」を細分化し、第 1～15 回の学習目標を設定する。

【表 2-2-7 例) 一年次配当 必修科目『コンピュータ入門』のスキルセット】

スキル 1	スキル 2	スキル 3	スキル 4	スキル 5
計算機の歴史を理解し、説明できる	問題解決のためにコンピュータを効果的に使用することができる	コンピュータにおける情報の表現方法(2進数やASCIIコードなど)を理解し、使用できる	情報のデジタル化による社会への影響について理解し、説明できる	情報通信ネットワークの特性を理解し説明できる

そして、各回の学習目標を踏まえ、各章の教授内容に適した授業コンテンツ形式を選択し、「章の標準時間」等のガイドラインを勘案しながら、各回各章の構成を決定する。また、この授業設計の過程で、教員は必ずインストラクショナルデザイナーの助言を受けることとしている。

【表 2-2-8 1章分の「標準時間」「最小時間」「最大時間」】

授業形態	章の標準時間	最小時間	最大時間
VoD で制作する章	15分	10分	20分
WBT で制作する章	7.5分	7.5分	
	15分		

授業時間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回		
60分	7.5分 1章 (VOD)	1章 (VOD)	1章 (WBT)	1章 (WBT)	レポート	1章 (VOD)	1章 (WBT)	1章 (WBT)	1章 (WBT)	レポート	1章 (VOD)	1章 (WBT)	1章 (WBT)	1章 (WBT)	1章 (VOD)		
	7.5分 2章 (VOD)	2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (WBT)		2章 (VOD)	2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (WBT)		2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (WBT)	2章 (VOD)
	7.5分 3章 (VOD)	3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)		3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)		3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (WBT)	3章 (VOD)
	7.5分 4章 (VOD)	4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)		4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)		4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (WBT)	4章 (VOD)
	7.5分	5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)		5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)		5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)	5章 (WBT)
7.5分	6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)		6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)		6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)	6章 (WBT)	
30分	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問	小テスト8問		
X分	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート	ディベート		
合計 190+X分																	

【図 2-2-5 授業科目 (2 単位) の構成例】

授業科目の構成は、VoD 型ないし WBT 型のいずれか、また両者を併用するパターンもあり、個々の授業の特性並びに教育効果に鑑み、コンテンツ形式を選択することとしている。

・「高度メディア授業」によるモバイル・ラーニングの促進

平成 23 (2011) 年 6 月より、正科生に対するタブレット型 PC「iPad (アップル社製) Wi-Fi + 3G モデル」の無償貸与を始めている。全正科生のうち、約 70% を占める社会人学生に対し、在宅でのパソコンによるインターネット学習に加えて、外出先での隙間時間も無駄にせず、タブレット型 PC やスマートフォンといったモバイル端末を利用して効率的に学べる受講環境を整備している。モバイル端末での受講は、パソコンでの受講と連携しており、双方の受講履歴は学習管理システムで一元的に管理される。

また、モバイル端末にも、コンテンツの視聴はもとより、パソコンとまったく同一の人

体認証システム（「顔認証」）による本人確認機能を搭載しており、小テストの受験や SNS（Social Networking System）の利用環境に類似した「ディベート」への速やかな書き込みを可能とし、双方向コミュニケーションによる授業運営の活性化に寄与している。

モバイル・ラーニングの環境整備については、①隙間時間の有効活用、②双方向コミュニケーションの活発化等、その効率や効果の検証として、学生モニターの協力を得ながら、平成 22（2010）～23（2011）年度に実証実験を行っている。その結果も踏まえ、平成 24（2012）年度春学期より、パソコンでの学習を補うものとして、モバイル端末による正規科目の受講が行えるようにしている。

・教養教育の目的等の再定義及び導入教育の実施状況

オープン・アドミッションによる学生受入れを行っている本学では、入学時の学生の学力にばらつきがあるため、低学年次教育及びリメディアル教育の改善充実を課題に掲げていた。また、外国語を含む教養教育全般の問題として、その目的が学生に明示されていないことと、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのかという要件定義も不十分であったため、教養教育の目的ならびにそのディプロマ・ポリシーを再定義し、大学ホームページで公表している。

とりわけ、「社会順応力」「日本語力」「実行力」「分析力」「協働力」「意思伝達力」等として定めた教養教育の習得水準については、従来の科目編成では不十分な点もあったため、主に低学年次の学生向けの科目として、IT 総合学部カリキュラム検討委員会及び語学・教養部運営委員会等で検討の後、平成 23（2011）年度より、選択の教養科目として「文書作成と表計算」「日本語リテラシー」「プレゼンテーション実論」を新設している。従来の教養科目の授業形態がすべて講義であったのに対し、当該新設科目は演習としている。また、IT 総合学部の初年時配当必修科目として、基礎数学に係る科目を新設している。

さらに、平成 23（2011）年度以降入学者向けには、「サイバーリテラシー概論」を教養必修科目として設置している。

リメディアル教育については、平成 23（2011）年度以後の IT 総合学部入学者を対象に、入学後受験する「IT 総合学部基礎力診断」の結果を踏まえ、教員や TA (Teaching Assistant) が各学生の数学力を見極め、必要に応じ、無料の補助教材としてリメディアルコンテンツ（「IT のための基礎（基本的な数学と英語）」）の受講を促すこととしている。

・履修科目登録の上限設定及び単位制の趣旨を保つための工夫

履修科目登録の上限設定に関しては、「サイバー大学履修規程」第 14 条で年間履修登録単位数の上限を 45 単位と定め、単位の実質化に努めている。

大学設置基準第 21 条の「単位」において、講義・演習・実験・実習については、大学所定の授業時間をもって単位数を定めることとされ、つまり「授業時間」は単位制度の根幹をなす要件であると理解される。そして、「高度メディア利用授業」による完全インターネット教育を行う本学では、e ラーニングという教育形態である限り当然のことではあるが、開学から今日に至るまで、授業期間途中での、教員都合、祝祭日等による散発的な休講は一度も発生していない。開講されたすべての授業科目において、2 単位科目であれば、全 15 回（1 単位科目は全 8 回）の授業が実態として存在する。

全授業科目の授業コンテンツの設計・制作は、教員及びインストラクショナルデザイナーの協働の下で行われ、学生はそのコンテンツを受講し、毎回必ず課される課題に取り組み、必要に応じ質疑応答を行いながら授業は進行する。そして、予め教材の視聴等の時間や課題に取り組む時間を合算し、標準化したものを「授業時間」としてガイドライン化し、授業設計時にチェックをかけるなど、確実な授業時間の確保に努めており、また、課題の提出が無ければ出席を認めないことにしている。したがって、一般的な対面授業における、教員・学生の遅刻、途中退室、私語等による授業時間の欠損も、本学では一切問題とはならない。

そして、授業期間内であれば、授業コンテンツを何度でも繰り返し受講でき、小テストも再受験できる仕組みとし、また、適宜学習資料を提供し、シラバスで参考図書を紹介するなど、eラーニングの長所を活かし、授業時間外の予復習を促進している。

・シラバスに基づく授業の運営と成績評価方法及び成績評価基準の明示

シラバスでは、学生が学習目標を達成したかどうか、つまり出口の達成度に即したものとして、「小テスト」「レポート」「ディベート」「期末試験」等の項目を設定し、各々の評価配分の合計を100%にして学生へ提示している。

各科目のシラバスは、一度設定され、学生に開示されると原則として学期を通して一切の変更は許されない。また、本学の学習管理システム(LMS [Learning Management System])による授業運営に必要な授業コンテンツや小テスト、レポート、試験の実施日程と成績評価配分もシラバスに基づき自動的に設定されるので、授業運営の品質管理もシステム化されている。

本学の「高度メディア授業」は、上記のとおりすべての授業回に課題を設置し、毎回、一定の双方向性を担保するとともに、学生からの質問があれば随時受付け、原則として24時間以内に回答することとしている。成績評価においては、期末試験に与える評価の割合はある程度限られており、「小テスト」「レポート」「ディベート」等の課題にも一定割合の評価配分を行っている。

成績評価は、「サイバー大学履修規程」第13条の記載のとおりA・B・C・D・Fの5段階に分け、A～Dを合格、Fを不合格としている。成績評価と評点の関係は、90～100点をA、80～89点をB、70～79点をC、60～69点をD、そして59点以下をF(不合格)としている。

IT総合学部、世界遺産学部、教養、外国語の各々で「シラバス作成ガイドライン」を作成し、各授業科目の成績評価基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、授業の「科目目標」等と併せてシラバスで学生に明示している。

eラーニングの学習形態を取るため、予め授業コンテンツを制作しており、また原則として全授業科目にTA(Teaching Assistant)を配置し、当初の計画どおりに授業が進行しているかを常時確認しており、その意味でもシラバスに基づく授業の運営は、極めて厳格な管理の下に行われているといえる。

成績評価基準に則って評価された成績は、学生ポータルで学生に通知される。成績発表後には「成績問合わせ期間」を設け、成績に関する学生からの問合わせを受付け、各教員及び教務主任等の確認の後、学生への説明を行っている。

公正な成績評価の指標として、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学内では早

期卒業の審査項目としても活用している。また、平成 23 (2011) 年度より、学期ごとの成績優秀者に対し、翌学期の授業料を減免する「学業優秀者奨学金」制度を設けており、これも所定の単位数以上の修得を前提とした前学期の GPA に応じ、減免金額を変動することとしている。

・教育方法の改善を進めるための体制

教育方法の改善を進めるための体制として、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるための組織として、全学的な委員会である FD (Faculty Development) 委員会を設け、平成 23 年度は 17 回委員会を開催している。

また、本学の授業コンテンツの設計・開発に関しては、「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを応用して学習支援環境を実現するプロセス」(鈴木克明 (2005) 「e-Learning 実践のためのインストラクショナル・デザイン」『日本教育工学会論文誌 29-3』197-205 頁) と解説されるインストラクショナルデザイン (ID: Instructional Design) の手法を導入している点が特徴である。代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデル (A: Analyze 分析、D: Design 設計、D: Develop 開発、I: Implement 実施、E: Evaluate 評価) を採用し、①分析 (ニーズ分析・学習者分析・内容分析)、②設計 (学習目標・達成水準の設定)、③開発 (原稿・教材・映像制作)、④実施 (授業配信・運営)、⑤評価 (学習成果の評価・授業コンテンツそのものの評価) の 5 つのフェーズを経ることにより、授業内容が教育課程全体の編成趣旨に沿ったものになるよう授業コンテンツの設計・開発を行っている。

そして、インストラクショナルデザイナーチームが、教員に対し授業改善のためのアドバイスをを行い、FD 活動の活性化に寄与することを目的とした「授業コンサルティング」制度を設け、平成 22 (2010 年度) 10 月より運用を開始している。

原則として、すべての授業科目において、一定数の履修学生ごとに TA を配置し、組織的な研修を毎学期実施しており、TA によって教育の質に差が生じないように、TA の質の維持・向上に努めている。

本学の授業はすべて学習管理システム上で実施されるため、教員・TA による解説・指導・助言、学生による質問・意見・相談、各々のログイン時間や退出時間、アクセス場所等、あらゆるアクティビティが記録として残るため、現在進行中の授業はもとより、過去に遡って全授業科目の運営状況を閲覧・確認することができる。

こうした e ラーニングならではの特性は、FD 活動を推進する上での大きな利点であり、本学では、IT 総合学部・世界遺産学部・教養・外国語の 4 分野の各々の専任教員及び専門科目担当兼任教員に、各分野の開講中の全授業科目を閲覧できる権限を付与している。たとえば IT 総合学部所属教員であれば、IT 総合学部の全授業科目について閲覧することができる。他の教員の授業を参観することにより、授業のヒントやアイデアを得ながら、とりわけ良い点を共有し授業改善に活かすことを目的に、「オンライン授業参観」を実施している。

＜2-2の改善・向上方策（将来計画）＞

・48科目維持する方針に沿って教養科目を5科目新設

既述のとおり、教養科目については、48科目を維持する方針に沿って、また、再定義した教養教育の目的及びディプロマ・ポリシーに対し、不足する要素を補充する観点等から、平成24（2012）～平成25（2013）年度中に、語学・教養部運営委員会及びIT総合学部カリキュラム委員会等で審議の上、あらたに5科目を開設する予定である。

・英語科目の教材の質向上の取組み

英語科目については、平成25（2013）年度より、アクティブ・ラーニングに適した新たなeラーニング教材の導入による抜本的な改善・充実を図る予定であり、外国語担当専任教員等による各種調整を進めているところである。

・試験の不正防止について

本学では、通常の通信制大学のように、監督者が配置された会場において同時に学生が試験を受ける形態ではなく、学生の自宅等において試験を受けることとしており、試験が同時に行われないことによる問題漏洩のおそれに対し、どのように具体的な対策を講じるかを、かねてからの課題に位置付けていた。

まず、本学の期末試験は、すべて持ち込み可であり、それに応じた適切な課題内容となるよう配慮している。たとえば、世界遺産学部および教養科目の場合、不正防止の問題にも鑑み、自ら調べ考えさせる完全記述式のレポート課題を期末試験として課す科目が、全科目に対し約92%となっており、割合としても非常に高くなっている。

一方、IT総合学部については、完全記述式のレポート課題を期末試験として課している科目は全体の約83%である。なお、完全記述式ではない場合の試験形態について、これを「Webテスト」と呼んでいるが、記述式問題に加えて、○×や正誤等の選択式問題の混合による試験を制限時間内に解かせるものとなっている。

外国語科目では、全ての科目で「Webテスト」を採用しているが、途中回に必ず「レポート」もしくは「ディベート」による記述式の課題を出題しており、教員とTAが随時添削指導を行っている。

完全記述式の問題については、同時性が無いことによる不正が問題視されるものではないが、「Webテスト」の選択式問題の部分、さらには各授業回で実施される「小テスト」（2～5肢の選択式問題）については、しかるべき対応が必要であると認識していた。これについては、平成24（2012）年度より、旧来の学習管理システムを一新し、その新システムにおいて、選択式問題は、設問のランダム出題が可能となるようにしている。

「Webテスト」及び「小テスト」の選択式問題については、あらかじめ多めの設問を「問題バンク」に入れておけば、表示されるたびに出題の順番をランダムに入れ替えるという機能も併せて搭載している。これらの機能を有効活用し、不正防止対策の強化を図るとともに、選択式問題を工夫し、学習効果を高めるためのFD活動へ繋げる目的で、平成24（2012）年2月には、本学インストラクショナルデザイナーが講師となり、「サイバー大学における小テストの作成方法」と題してFD研究会を実施している。ただし、各授業科目、とりわけ講義科目の「小テスト」において、たとえば所定の8問から問題数を全科目で増やせる段

階には至っていないため、平成 24 (2012) 年度は FD 委員会を中心に、既存の選択式問題の見直し及び問題数の増加に係る FD 活動を実施する予定である。

・「オンライン授業参観」の方法の見直し

既に述べたとおり、教育方法の改善を進めるための体制として、①インストラクショナルデザイナーによる「授業コンサルティング」、②他の教員の授業をいつでも参観できる「オンライン授業参観」がある。前者が、教育の「専門家の視点」による授業改善の体制であるならば、後者は本来「同僚の視点」として活かされるべきものである。「2-8 教員の配置・職能開発等」で後述する授業評価アンケートの「学生の視点」と併せて、「学生」「専門家」「同僚」の3つの視点で授業改善を実施していく必要があると判断しているが、現状の「オンライン授業参観」は、FD 委員会が教員から収集した参観結果を見ても、コメントを寄せる者の数は多いとはいえ、方法の見直しが必要である。

たとえば、毎学期、授業の終了後に、同系統の科目を担当する複数の教員同士が集まり、振り返りの時間を取るなど「チーム・ティーチング」の方法を導入し、「オンライン授業参観」と連携させて効果を高めることが考えられ、平成 24 (2012) 年度内の FD 委員会の活動にはこれを取り入れ、「同僚の視点」による授業改善の促進に努める予定である。

また、インストラクショナルデザイナーによる「授業コンサルティング」は、本制度を導入した平成 22 (2010) 年 10 月から平成 24 (2012) 年 3 月末時点で 5 件の実施例があり、うち 3 件は授業コンテンツの一部資料の改修、ほか 2 件は、科目目標や一部課題の改良に結びつくなど、一定の成果が出つつあるものの、まだまだ数が少ないので、コンサルティングを受ける者の数を増やせるよう、順次指名するなどインストラクショナルデザイナーチームが積極的に教員へ働きかけていく予定である。

・GPA (Grade Point Average) に基づく成績不振学生に対する履修指導の制度化及び運用

「2-3 の改善・向上方策 (将来計画)」の「履修管理体制の強化」に関連することとして、2 学期連続で学期ごとの GPA が 1.5 に達しない者については、専任教員等が必要な履修指導を行うことを制度化するため、平成 24 (2012) 年度第 3 回教授会にて「サイバー大学履修規程」を変更し、同年度秋学期から運用を開始する予定である。

2-3 学修及び授業の支援

<2-3 の自己判定>

基準項目 2-3 を満たしている。

<2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価) >

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

・学修支援及び授業支援の体制に関する基本方針

福岡アジアビジネス特区の「構造改革特別区域計画」においては、本学がインターネッ

トのみを利用して授業を行う大学として、大学設置基準等の校舎等施設に関する基準によらないことを可能とする条件として、以下の学修支援及び授業支援に係る項目を実態として備え、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制を確保すべきこととされている。

- ① 十分な数の専任のメンターを配置し、学生から質問等に対応するとともに、科目の履修状況その他学生の生活全般について個々の学生の状況を把握し、指導教官と協力して学生を指導し、必要なサポートを幅広く行う十分な体制を整えている。
- ② インターネットによる授業の設計・配信に関しては、長年大学教育に携わってきた教員とインターネットの双方向性等に造詣の深いデザイナーが関与している。

スクーリングを実施しない本学にあっては、教員が e ラーニングの特性を十分理解し、利点を活かすと同時に不得手な部分を補うことが必須である。教員と職員が一体となって連携することで、最大の教育効果を上げるため、「授業サポートセンター」「コンテンツ制作センター」を設置し、上記の条件を充足することとしている。

・授業サポートセンターの稼働状況

授業サポートセンターには、教員の指導補助者としてメンターを配置し、学修支援及び授業支援を組織的に行っている。平成 23 (2011) 年度からは、「メンター」という総称の下、①科目内での授業内容に係る学生への指導補助及び教員に対する教務補助を行う TA (Teaching Assistant)、②担当学生を受け持ち卒業までの履修相談等を行う LA (Learning Advisor) の 2 つの役割に分けて運用している。

TA 及び LA の業務に従事する専任スタッフを 9 人配置しており、十分な専任スタッフの数を確保しているといえる。学修支援の質を担保するため、TA は、原則、修士課程以上の学位を有することを採用基準とし、4 人の専任スタッフ及び 36 人のアルバイトで構成している。また、TA の業務内容を定めたガイドラインを整備し、就任時及び授業期間中には専門的な研修を積ませ、TA によって教育の質に差が生じないように努めている。また、原則として、すべての授業科目において、一定数の履修学生ごとに TA を配置している。

主な対応は、学習管理システム (LMS [Learning Management System]) 内で質疑応答を行う「Q&A」、学生間の意見交換の場としての「ディベート」において、授業に関する質問等に対し、教員と協力しながら回答を行うというものである。また、記述式課題のレポート作成のためのアドバイス、学習資料の提供、e メールを活用しての学生個別の問い合わせ対応も行っている。各 TA のメールアドレスは、学期の開始時に必ず科目のお知らせ掲示板で受講者全員に告知するようルール化しており、科目内でのあらゆる質問に対し、学生の求めに応じ TA が対応できる体制を保持している。

一方、LA は、本学の東京オフィスに勤務する専任スタッフのみで構成しており、IT 総合学部 6 人(うち 4 人は TA を兼務)と世界遺産学部 3 人、計 9 人を配置している。TA が主に e メールを活用して科目内での学習支援を行うのに対し、LA は電話またはインターネット通話 (Skype 等)、また直接対面でのコミュニケーションを通じ履修指導を始めとする学修支

援を行っており、その業務内容をガイドライン化している。

主な業務として、学期開講前の履修登録時における受講科目に関する相談や、卒業研究テーマ選択に関する相談、入学して間もない学生には学生ポータルの利用方法に関する相談やレポートの書き方、図書の探し方に関する相談なども受け対応している。また、対面での履修相談会等に参加できない学生に対するケアとして、新入生及び在学生向けのオリエンテーションコンテンツ（全4回）をLAが中心となって作成し、学生ポータル内で学生が、場所、時間を選ばず受講できるようにしている。

LAの対応は、学生の求めに応じ相談を受け付けるだけでなく、学生の受講状況をモニタリングし、受講が滞っている学生に対し、定期的にLAから架電をして相談に応じている。相談内容は「仕事が忙しくて学習ペースがつかめない」という類のものが最も多く、LAからは履修科目数に対し1週間当たりが必要な学習時間数の目安を伝え、それを学生個別の事情に鑑みながら曜日ごとに配分することなどを提案し、計画的な受講の継続を促している。

・授業サポートセンターと教員との連携体制

授業運営においては、科目内での指導を協働で行う教員及びTAと、学生単位で担当を受け持ち履修相談を行うLAとの間で、学生個別の相談対応状況を記載した「学生カルテ」を情報共有している。具体的には、記述式課題のレポート作成のためのアドバイス等は、教員・TAから科目のお知らせ掲示板やeメールを介して行われるが、学生からの返答がない場合、学生が課題作成時にどのような点で行き詰まっているかが分からない場合などでは、教員・TAからLAへ連絡があり、LAは該当学生に電話をして状況を確認し、学生がレポートの書き方や図書の探し方に戸惑っている場合はLAが助言を行っている。

平成23（2011）年度に26回開催した対面による履修相談会には、専任教員も必ず参加し、履修科目に関する学生の相談に応じている。入学時オリエンテーションや履修登録時の相談、受講が滞っている学生への架電についても、必要に応じ、LAだけでなく専任教員も協力して実施し、また、LAが受け付ける相談のなかで、とりわけ卒業研究のテーマ選択など、直接担当教員と話すのが適切と判断される場合は、LAから教員へ連絡の上、教員が対応している。

平成21（2009）年度4月より、教員と個別に面談ができる予約制による「オフィスアワー」を制度化し、LAが一次受け窓口となり、学生の相談内容に応じて、それに相応しい教員から直接指導を受けられるよう誘導している。

なお、本学学生の居住地は全国・全県に広がりを持ち、海外13ヶ国に28人の学生がいるほか、身体的な理由で遠距離の移動が困難な者も一定数いるため、すべての学生に対し公平に教育を提供する必要があるという観点から、本学では、オフィスアワー、卒業研究指導、入学時オリエンテーション、履修相談等においては、インターネット通話（Skype等）を用い、教員・学生の一对一の「Web面談」を実施することとしている。

授業サポートセンターの運営においては、教務部長（教員）が委員長を務める教務委員会を週1回程度開催し、関連する教務教則に係る検討を教職員で行っている。

・学習支援及び授業支援に係る学生の意見を抽出して改善に繋げる体制

①学生サポートセンター、②授業サポートセンターは、2学部編成と小規模であること

を踏まえ、指揮系統を明示的にするため、あえて附置機関とはせず、組織単位としては、①については学生部傘下、②は教務部傘下の「課」に位置付けている。そして、①は、学生部事務部長がラインマネジメントのトップに立ち、教員兼務職の学生部長と連携しながら、その運営を行っている。また、②は、教務部事務部長をトップとして、教員兼務職の教務部長と連携しながら、その運営を行っている。

平成 22 (2010 年度) 年 9 月、平成 23 (2011) 年 12 月の 2 度にわたり、学生生活全般に係る満足度アンケートを学生サポートセンターが実施しており、そのなかで、学生サポートセンター、授業サポートセンターに対する満足度及び意見も汲み上げている。この種のアンケートの実施はまだ 2 回目であるが、経年比較が可能な形式でこれを毎年継続し、個別の改善施策を検証の上、学生部及び教務部の目標達成に向けた課題(イシュー・ツリー)に具体的な改善施策を織り込み、取り組み指標や成果指標を見込値として設定し、計画的な改善へ繋げるための体制を構築している。

そのほか、「2-1 学生の受入れ」で述べた「アクセシビリティ向上パートナー制度」を活用し、障がいのある学生から受講環境等についてヒアリングした内容を学生部で検討し、障がいの程度・種類に応じ、受講時及び期末試験時には特別考慮措置を講じるとともに、学生ポータルサイトのアクセシビリティ、授業運営上のサポート、サポート体制、パソコン操作の支援技術、卒業研究履修上の留意点等課題を整理し、順次改善に取り組んでいる。

・長期履修者の現況及び取り扱い

本学は、100%インターネットによる遠隔教育を行う大学として、中央教育審議会の答申「大学等における社会人受入れの推進方策について」(平成 14 (2002) 年 2 月)で謳われた趣旨に沿って、職業等を有しながら学習を希望する社会人の学習需要に鑑み、個人の事情に応じ柔軟に標準修業年限(4 年間)を超えて履修し学位を取得できるよう長期履修を認め、在学最長年限も 12 年間と学則に定めている。一般的な大学であれば、教育課程を修業年限に応じて履修することが必要であり、個人の事情に沿って修業年限を超えて履修を行う場合は、留年や休学として取り扱われるものであるが、本学は長期履修を予め制度化しており、学費も年額固定ではなく単位制、すなわち学生が履修する単位数に応じて変動する従量課金としているため、そもそも「留年」という概念は存在しない。

本学では、在学最長年限を 12 年間としており、また、各学期の最低履修単位数については、平成 22 (2010) 年度までの入学者は「1 単位」、平成 23 (2011) 年度以後の入学者でも「6 単位」とし、可能な限り長期履修を弾力的に認める方針を取り続けてきた。なお、各学期「6 単位」ずつの履修を継続的に進めれば、10 年間程度で卒業できる計算となる。

しかし、大学設置基準第 30 条の 2 (長期にわたる教育課程の履修)では、「大学が、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる」(下線筆者)とある。また、先に引いた中教審答申でも、「大学等は、本来、学生が計画的に履修を行い学位等の取得を目指す場であることに鑑みれば、長期履修学生が在学できる最長年限については、各大学等において学則等で定め、各学生の在学期間はその範囲内で、学生の希望を考慮しつつ定めることが適当である。なお、期限を定めないで在学し履修することを希望する者については、科目

等履修生制度を活用することが適当である」（下線筆者）と指摘されている。

法令上の前提として、あくまで計画的な履修の下に学位の取得を目指す場が大学であり、学生の本分として、卒業を目指し計画的に学習する場合に長期履修が認められるべきであるという観点に照らして、本学の長期履修の仕組みは、ともすれば弾力化が行き過ぎたものとなっていた。そして、平成 22（2010）年度第 4 回教授会においては、学則第 44 条に規定する「除籍に関する細則」をあらため、休学の許可を受けずに 3 学期間履修登録を行わない学生を除籍とすることを決議している。

その結果、平成 22（2010）年度秋学期から平成 23（2011）年度秋学期までの 3 学期間にわたり、履修をまったく行わない学生は、IT 総合学部 136 人、世界遺産学部 89 人を数え、度重なる大学からの声かけにも一切返信の無かった当該学生を除籍処分としている。

また、平成 23（2011）年度春学期及び平成 23（2011）年度秋学期の 2 学期間にわたり、履修登録が 6 単位に満たない、つまりその履修ペースを続ける限り、12 年間の卒業すら困難と判断される正科生は、IT 総合学部 243 人、世界遺産学部 83 人を数えている。

サイバー大学

【表 2-3-1 年度別 正科生の在籍者数、退学者数、休学者数】(平成 24 年 5 月 1 日時点)

学部	年度	入学者数	在籍者数 (休学者除く)	卒業者数	退学者数	休学者数
IT 総合 学部	19 春	329 人	110 人	66 人	110 人	42 人
	19 秋	60 人	23 人	11 人	19 人	7 人
	20 春	107 人	54 人	10 人	29 人	12 人
	20 秋	20 人	12 人	1 人	5 人	2 人
	21 春	80 人	53 人	0 人	21 人	6 人
	21 秋	25 人	19 人	0 人	5 人	1 人
	22 春	111 人	67 人	0 人	34 人	10 人
	22 秋	47 人	42 人	0 人	4 人	1 人
	23 春	206 人	176 人	0 人	17 人	13 人
	23 秋	106 人	99 人	0 人	5 人	2 人
	24 春	343 人	341 人	0 人	0 人	2 人
小計		1,434 人	996 人	88 人	249 人	98 人
世界 遺産 学部	19 春	195 人	64 人	40 人	75 人	17 人
	19 秋	39 人	24 人	3 人	8 人	4 人
	20 春	68 人	27 人	6 人	33 人	4 人
	20 秋	23 人	10 人	2 人	10 人	1 人
	21 春	55 人	29 人	2 人	23 人	1 人
	21 秋	11 人	7 人	0 人	3 人	1 人
	22 春	47 人	28 人	0 人	17 人	2 人
小計		438 人	189 人	53 人	169 人	30 人
合計		1,872 人	1,185 人	141 人	418 人	128 人
備考	<p>【平成 20 年度 秋学期転学部：2 人】平成 19 年度 春学期入学者 1 人： IT 総合学部→世界遺産学部 平成 20 年度 春学期入学者 1 人：IT 総合学部→世界遺産学部【平成 21 年度 春学期転学部：1 人】 平成 20 年度 春学期入学者 1 人：IT 総合学部→世界遺産学部 【平成 22 年度 春学期転学部：1 人】 平成 20 年度 春学期入学者 1 人：IT 総合学部→世界遺産学部 【平成 22 年度 秋学期転学部：1 人】 平成 20 年度 春学期入学者：世界遺産学部→IT 総合学部</p>					

・ドロップアウト防止指導体制の現況

IT 総合学部専門科目、世界遺産学部専門科目、教養科目、外国語科目の年度別の単位修得率の全般的な傾向として、下表のとおり単位修得率は70%前後で推移していることが確認される。逆に言えば、平均的に30%前後の学生は単位修得にまで至らず、その後、学習意欲を失い、退学ないし除籍となるものも少なからずいるのは既に述べたとおりである。本学は、オープン・アドミッションによる学生受入れを行う通信制大学であることに加え、出口の水準は下げられないため、就学離脱者が出やすい状況にあることは事実である。

【表 2-3-2 科目群別の単位修得率推移】

科目群	22 秋	23 春	23 秋	平均
IT 総合学部専門科目	70.6%	69.1%	68.0%	69.2%
世界遺産学部専門科目	77.1%	74.4%	77.3%	76.3%
外国語科目	73.7%	70.9%	72.8%	72.5%
教養科目	77.5%	74.1%	75.6%	75.8%
平均値	74.7%	72.2%	73.4%	73.4%

そして、ドロップアウトを防止するための学修支援については、授業サポートセンターを中心に、学生サポートセンターとも連携しながら、受講が中断している学生へ随時メールや電話で連絡を取ったり、教務部による受講状況分析を踏まえ教務委員会で協議検討し、課題の提出時期ができるだけ重ならないよう学事スケジュールの微調整を図るなど、思料される範囲での制度面の改善も行ってきた。

授業サポートセンターは、学生個々の事情を勘案しながら、履修計画どおりの履修登録および受講が行われるよう、側面的な進捗管理支援を行っているが、引き続きノウハウを蓄積しながら、できる限り就学離脱者を減少させるよう努める必要がある。

その際、これまでの学生の履修実態を踏まえ、全科目で「80%」の単位修得率を数値的な指標として設定し、それを「サイバー大学中期目標」（平成 24（2012）～平成 26（2014）年度）の主要目標に掲げ、平成 24（2012）年度第 1 回教授会にて審議、決議している。もちろんながら、単純に輪切りにされるべきではない指標であるが、目標と現況の差異を、客観的な指標をもとに自覚することは、差異を縮小しようとする内的動機付けを高めることにも繋がるものであり、自己評価から改善までのサイクルを稼働させる上で、明確な目標設定は不可欠と判断したものである。

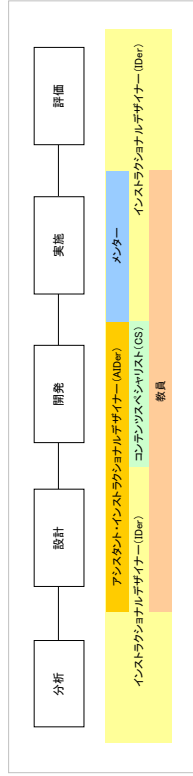
・コンテンツ制作センターの稼働状況

「2-2 教育課程及び教授方法」で述べたように、本学では、インターネットによる授業の質を担保するため、代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデルを採用し、授業の設計・開発・配信等を行っている。そして、授業の設計・開発・配信等に専門的人材が関与する体制として、コンテンツ制作センターには教育工学の専門的知識を有するインストラクショナルデザイナーを 4 人配置し、それぞれ、「IT 総合学部」「世界遺産学部」「教養」「外国語」の担当者に位置付け、併せて該当各部局にアシスタント・

インストラクショナルデザイナーを必要数確保し、教員に対する授業支援を行っている。

インストラクショナルデザイナーは、ADDIE モデルの①分析、②設計、③開発、④実施、⑤評価の全てのフェーズに関与しており、まず、授業の①分析、②設計のフェーズでは、教員との協働により、“何をどこまで学ばせるか”という学習目標を明確化し、その目標の達成度を測定する観点で各授業回における課題・期末試験の内容を定め、それに沿って教授内容を系統的に整理した「授業設計書」を作成することとしている。

③の開発フェーズでは、学外のコンテンツ制作会社の支援を受けて制作された授業コンテンツが設計書通りに開発されていることを検収した上で、適宜必要な修正を施した後に授業配信を行っている。④実施、⑤評価のフェーズでは、授業評価アンケート結果を集計して教員へフィードバックし、必要に応じインストラクショナルデザイナーが授業改善のためのコンサルティングを行うなど、インストラクショナルデザイナーを中心に①～⑤までのサイクルを循環的に稼働させることで、授業の再設計や授業コンテンツの改修を促進している。以上の工程において、質保証のための各種ガイドラインを整備し、随時更新している。



プロセス 期間	内容	分析・設計		開発	開発	開発	開発	実施	評価	改善
		①コンテンツ開発 教材	②コンテンツ開発 収録	③コンテンツ開発 構築	④コンテンツ開発 レビュー	コンテンツ実装 (アップロード)	実施	コンテンツ評価	コンテンツ 保守	
分析・授業設計 分析・設計期間 (約30日間)	授業設計書・学習目標の 分析 授業の全体設計の実施	①コンテンツ開発 教材	②コンテンツ開発 収録	③コンテンツ開発 構築	④コンテンツ開発 レビュー	コンテンツ実装 (アップロード)	実施	コンテンツ評価	コンテンツ 保守	
作業	・学習ニーズ分析 ・学習目標、コンピテン シー分析 ・コンテンツ構築構成、授業 評価項目の確認 ・授業設計書(全体計画書 の確認・修正)	授業設計書に基づき教材 作成 ・個別計画書の確認・修正・タイムキーピング ・教員作成PTの内容・仕 様のレビュー ・収録前PPTを共有 ・収録前PPTを共有 ・収録前PPTを共有 ・収録前PPTを共有	③コンテンツ開発 構築 講義収録録の構築 ・収録録の構築 ・構築後の収録と講義ス ライドの同期 ・収録録の収録と講義ス ライドの同期	④コンテンツ開発 レビュー レビュー結果をコンテンツ に反映・修正 ・教員・ADerによる レビュー(2段階) ・GSIによる修正(2段階) ・教員・ADerによる レビュー(2段階) ・GSIによる修正(仕 様確認)	授業配信サーバーへのア ップロード ・コンテンツバージョン管 理 ・配信サーバーへのアップロー ド ・書タイトル登録 ・動作確認	授業実装 ・ディベータールーム、QA、 掲示板等の準備 ・配信サーバーへのアップロー ド ・メンタリング ・着習コンテンツアップ ロード	実施	コンテンツの点検・評価 ・オンライン授業参観(配 信開始中に実施) ・学習者による授業評価ア ンケートの実施 ・教員による授業の改善 計画書の作成 ・ADerによる改善提案 フィードバック	授業期間 (資料・登録変更は即時 反映/異動反映は半期後)	修正
品質 管理	・授業設計書作成のボイ ス ・授業設計書チェックシ ート	・コンテンツ作成が完了した 場合 ・授業コンテンツ開発でリアル タイム評価項目	・授業コンテンツ開発でリアル タイム評価項目	・製品仕様書 ・コンテンツ仕様書 ・アップロード連絡表	・制作センター事務局・ 教務部	・制作センター事務局・ 教務部	・制作センター事務局・ 教務部	・制作センター事務局・ 教務部	・制作センター事務局・ 教務部	・制作センター事務局・ 教務部
品質 責任者	教員・IDer・ADer	教員・ADer・CS	教員・CS	教員・ADer・CS	教員・TA	教員・TA	教員・TA	教員・TA	教員・TA	教員・TA

【図 2-3-1 サイバー大学授業コンテンツの設計・開発・保守・ID プロセス図】

＜2-3の改善・向上方策（将来計画）＞

・履修管理体制の強化

オープン・アドミッションによる学生受入れを行っている以上、入学時の選別は困難であるが、本来、学位取得を目指し計画的に履修するのではなく、期限を定めず在学、履修することを希望する者であるならば、科目等履修生制度を活用させるよう積極的に誘導するのが適当である。

入学定員が順調に充足する傾向にあることから、中長期的に見れば、本来科目等履修生として在籍させるべき学生を正科生として在籍させ続けることは、収容定員の適正管理を阻害する要因になることも懸念されるため、以下の施策を検討し、平成24（2012）年度秋学期から運用すべく準備している。

- ① 各学期の履修登録単位数の下限（原則6単位以上）に満たない者、在学期間に応じた修得単位数の基準に満たない者に対する履修指導及び退学勧告について、平成24（2012）年度第3回教授会で「サイバー大学履修規程」の改定を審議する予定である。
- ② 平成24（2012）年度秋学期より、各学部・教務部・学生部が連携し、履修規程に則った履修管理を始動する予定である。

・ドロップアウト防止指導の強化

平成24（2012）年度は、全科目で単位取得率「80%」を目標値として設定し、この指標に沿って、全学的な課題として活動を推進する予定である。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

＜2-4の自己判定＞

基準項目2-4を満たしている。

＜2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）＞

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

・カリキュラムの科目区分及び卒業要件

IT総合学部及び世界遺産学部の平成22（2010）年度以前入学者向けのカリキュラムの科目区分及び卒業要件は下表のとおりである。

【表 2-4-1 平成 22 (2010) 年度以前入学者向けカリキュラムの科目区分及び卒業要件】

科目区分		卒業要件 単位数	卒業要件単位内訳
専 門 科 目	基礎講義	24	選択 12 科目 24 単位以上。 8 科目 16 単位を上限とし基礎演習科目とみなすことができる。 他学部で修得した基礎講義科目は 6 科目 12 単位を上限として卒業要件となる単位とみなすことができる。
	基礎演習	24	選択 12 科目 24 単位以上。
	専門講義	8	選択 4 科目 8 単位以上。 専門講義および専門演習は、同一教員の科目を一組にして 4 組を選択することが望ましい。
	専門演習	8	選択 4 科目 8 単位以上。 専門講義および専門演習は、同一教員の科目を一組にして 4 組を選択することが望ましい。
	卒業研究	10	選択 2 科目 10 単位。 卒業要件を満たすために必要な単位が 80 単位未満の者は、履修することができない。
外国語科目	20	必修 6 科目 12 単位、選択 4 科目 8 単位。	
教養科目	30	選択 30 科目、30 単位以上。	
合計	124		

IT 総合学部の平成 23 (2011) 年度以降入学者向けのカリキュラムの科目区分及び卒業要件は下表のとおりである。

【表 2-4-2 平成 23 (2011) 年度以降入学者向けカリキュラムの科目区分及び卒業要件】

科目区分		卒業要件 単位数	卒業要件単位内訳				
専 門 科 目	専 門 基 礎 ・ 専 門 応 用 ・ 卒 業 研 究	88	必修科目、選択必修科目または選択科目としてプログラムごとに指定された科目をあわせて 88 単位以上。 プログラムごとの専門科目単位数の内訳は次のとおりとする。				
			プログラム	専門科目単位数内訳 (*)			
				必修	選択必修	選択	
					48	28	残りの単位
			IT マネージメント				
			ネットビジネス				
			起業・経営				
			ネットワーク				
			セキュリティ				
ソフトウェア							
アーキテクチャ							
		卒業研究については、卒業要件を満たすために必要な単位が 80 単位未満の者は、履修することができない。					
外国語科目	12	必修 6 科目 12 単位。					
		選択 2 科目 4 単位を上限として、教養科目の卒業要件単位とみなすことができる。					
教養科目	24	必修 1 科目 2 単位、選択 22 科目 22 単位以上。					
合計	124						

(*) 専門科目のうち、正科生全員が学ぶ全プログラム共通の必修科目は 22 単位。表内の単位数は、プログラムごとの必修・選択必修・選択科目の単位数内訳。

・GPA (Grade Point Average) 制度の活用状況

成績評価の客観的基準として、GPA 制度を導入しており、学内では早期卒業や「学業優秀者奨学金」制度の審査項目としても活用している。

・ディプロマ・ポリシーに準拠した卒業認定

IT 総合学部の専門教育のディプロマ・ポリシーを以下に記す。

IT 総合学部では以下のような専門と教養の能力を身につけることを目指し、所定の単位を修得した学生に、学位を授与します。

・専門的能力

次のいずれかのプログラムの専門的能力を身につけること。

【テクノロジーコース】

1. ネットワークプログラム

- ・ネットワークの技術的な知識を理解できる。
- ・インターネット通信を前提としたネットワークアプリケーションの開発技術を身につけることができる。
- ・ネットワーク・エンジニアリングの実務を行うことができる。
- ・現在と今後のインターネットとモバイル通信を技術的に理解できる。

2. セキュリティプログラム

- ・セキュリティを考慮したネットワーク管理や運用ができる。
- ・セキュリティ対策されたソフトウェアの開発提案ができる。
- ・様々なセキュリティ障害に対し、適切な対策を実践できる。

3. ソフトウェアプログラム

- ・ソフトウェア開発工程で求められる要件定義、設計、テスト、運用後のメンテナンスのスキルを身につける。
- ・ネットワークやOSなど、ソフトウェアの稼働環境についての技術を理解できる。
- ・セキュリティを含めた総合的なソフトウェアの開発、運用技術を身につける。

4. アーキテクチャプログラム

- ・コンピュータを実現する仕組みとその機能構成に関する知識を理解できる。
- ・組み込みシステムを設計することができる。
- ・マルチメディアに対応した組み込みシステムの設計ができる。

【ビジネスコース】

1. IT マネージメントプログラム

- ・情報システム開発プロジェクトで必須となるプロジェクト管理について実践できる。
- ・ビジネスに必要な財務や法律の知識を身につける。
- ・情報システムの開発、管理、運用を行うことができる。

2. 起業・経営プログラム

- ・起業に必要な法律と経営知識を身につけ、起業準備ができるようになる。
- ・起業時の経営戦略の立案や財務の知識を身につける。
- ・eコマースを活用した経営戦略を企画することができる。

3. ネットビジネスプログラム

- ・起業に必要な法律と経営知識を身につけ、ネット系企業の起業準備ができるようになる。
- ・オンラインマーケティング解析を行うことができる。
- ・ネットビジネスの企画を提案、実行することができる。

各科目には、予め「スキルセット」と称する基本到達目標を設定し、全科目のスキルセットを一覧できる「スキルセット表」を作成している。

そして、ディプロマ・ポリシーのキー・コンピテンシー（主要能力）の達成のために必要な科目を一覧できるマトリクスを「カリキュラム・マップ」として整理している。また、3年次に進む段階で「ネットワーク」「セキュリティ」「ソフトウェア」「アーキテクチャ」「IT マネージメント」「ネットビジネス」「起業・経営」の7プログラムのいずれかを学

生に選択させ、その各々の場合の履修科目について、各科目の履修前提条件を体系的に図解した「科目履修体系図」を作成し、効率的にディプロマ・ポリシーに到達するための経路を明示している。

「2-2 教育課程及び教授方法」で述べたように、各科目のスキルセットの習得に相応しい授業構成となるよう、インストラクショナルデザイナーの支援の下に授業コンテンツを設計・開発するとともに、授業の配信段階では、当初の授業設計に沿った進行を確実なものとするため、随時 TA (Teaching Assistant) が授業の進行を確認することとしている。

一般的な通学制大学における対面授業の場合、シラバス等の授業計画があっても、それに沿った授業の進行を完全な形で監視、管理することは困難であると推察される。それに対し本学では、e ラーニングの教育形態を取る限り、ある意味当然のことといえるが、当初の授業設計に沿った授業運営をほぼ完全な形で実行する体制を確保できる。むしろ、授業の途中段階での変更に必要な工夫を要するなど柔軟性の低さがデメリットとして挙げられるほどである。

以上、順次性のある体系的なカリキュラムを編成し、当初の授業設計に沿った授業運営を、出口管理に基づき厳格に実行する体制を確保しており、各学年の終了段階、あるいは卒業段階で、あえて進級・卒業試験等を課す必要はなく、「科目履修体系図」に沿ってひとつひとつの科目の単位を積み上げ、卒業要件の 124 単位以上を修得することをもって、卒業認定の基準とすることが適切であると判断している。

なお、本学では“なりすまし”などの不正を防止するための措置として、携帯電話認証及び Web カメラを用いた顔認証を用いることで、受講時・期末試験時には本人確認を厳正に実施している。そして、本人確認の結果も含めた審査事項を踏まえ、教授会の決議を経て最終的な単位認定を行っている。

・既修得単位の認定

他の大学・短期大学・専門学校等での学修の単位認定については、卒業要件単位として認定できる単位数の上限を 60 単位と定め、編入学生の受入れを開始した平成 21 (2009) 年度以後、積極的に進めている。申請を希望する学生には、成績証明書や単位修得証明書等を提出させ、既修得単位に係るシラバスに記載された履修内容と、本学のシラバスの授業内容とを教務主任が個別に照合確認し、教務委員会で審議の上、教授会の議を経て認定を行っている。外国語資格等についても、本学で認定基準を定め、公式な認定書を提出させて単位認定することとしている。

平成 23 (2011) 年度の実績として、単位認定件数は 81 件であった。

<2-4 の改善・向上方策 (将来計画) >

・教養科目群のスキルセット及びカリキュラム・マップの作成

大学設置認可時の計画において、本学の教養科目は、6 分野 (クラスター) に科目を配置することとしていたが、「2-2 教育課程及び教授方法」で述べたように、教養教育の目的ならびにその目的達成のための習得水準としてのディプロマ・ポリシーを定義し、大学ホームページで公表している。平成 24 (2012) 年 9 月までに、不足する学習要素を補充する観点から、科目の新設も念頭に置き、平成 24 (2012) ~ 平成 25 (2013) 年度の教養科目のカ

リキュラム再編計画を、語学・教養部運営委員会及び IT 総合学部カリキュラム委員会等で審議する予定である。

2-5 キャリアガイダンス

<2-5 の自己判定>

基準項目 2-5 を満たしている。

<2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

平成 21 (2009) 年 1 月、就職安定法に基づき「無料職業紹介事業」の手続きを完了し、以後、学生部内に就職相談窓口を設け、学生及び卒業生からの就職相談を随時受付けている。職業安定法及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導を行うことなどを目的に「職業紹介業務運営規程」を、また求職者の個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとして「個人情報適正管理規程」を定めている。正科生及びその家族を対象に、専門の産業カウンセラーへ直接相談できる体制も確保している。

学生ポータルには、企業・団体からの求人情報を掲載し、「就職活動支援ガイド」を動画コンテンツとして配信している。企業情報リスト及び求人票は、学生ポータルへのログイン後、必要とする学生が閲覧できるようにしている。

高校卒業後、未就業で入学した IT 総合学部学生向けに、1 年間にわたりソフトバンクグループ通信 3 社（ソフトバンクモバイル、ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム）で就業体験ができる給与支給型の長期インターンシップ「シゴト体験プログラム」を設けている。本プログラムに参加した者は、ソフトバンクグループ通信 3 社の新卒採用選考に「推薦制度」を利用して応募することができる。

そして、本プログラムへの参加を希望する上で、正規科目「インターンシップ」(2 単位)の単位修得を必須としている。当該科目は、インターネットによる事前及び事後学習と、35~40 時間程度派遣された企業等における就業体験を組み合わせた教育内容としている。また、同じく正規科目「ボランティア論」(2 単位)は、基本的な流れは「インターンシップ」と同様であるが、実習時間は 8 時間と「インターンシップ」と比較して短くしている。

それから、毎年 1 回、就職活動を行う学生向けに、ソフトバンクグループの人事採用担当者を講師に招き、「就職支援セミナー」を東京オフィスで開催し、個別相談にも応じている。平成 23 (2011) 年 10 月に実施したセミナーには、新卒者 4 人、中途採用者 5 人が参加している。

社会人学生向けのキャリア支援としては、IT 総合学部所属で社会人経験のある学生を対象に、本学卒業後、ソフトバンクグループ通信 3 社への中途入社 of 選考プロセスを一部優遇する「サイバー大学就職支援制度」を実施している。

毎年 1 回、学生生活全般に係る満足度アンケートを実施することとし、学生の進路のニーズ把握に努めており、平成 22 (2010) 年 9 月、平成 23 (2011) 年 12 月の 2 度にわたり行ったアンケートでは、卒業後に希望する進路について、社会人の「現職を維持」がもつ

とも多く (IT 総合学部 : 約 46% [平成 22 年]・42% [平成 23 年]) (世界遺産学部 : 約 44% [平成 22 年]・52% [平成 23 年])、以下同順)、次いで「就職」(14%・20%) (20%・15%)、「転職」(11%・14%) (8%・8%)、「進学」(7%・4%) (9%・19%)、「起業」(13%・15%) (3.0%・0%)、そのほか、「留学」「定年退職済み」「退職予定」「ボランティア」等という結果であった。約半数は「現職を維持」「進学」であり、「就職」「転職」の希望は合せて約 30%程度と限られているが、引き続きキャリア支援体制の充実に努める必要がある。

＜2-5 の改善・向上方策（将来計画）＞

・「インターンシップ」および「シゴト体験プログラム」への参加促進

平成 21 (2009) 年度春学期から開設している選択科目「インターンシップ」の受講者は、平成 23 (2011) 年度秋学期までの 6 学期間の累計が 23 人であり、全般的に受講者数が少ない。IT 総合学部生に限ればわずか 4 人であり、現在、企業や団体に就職ないし役員をしていない正科生のみを対象とした科目であるとはいえ、その数は少なすぎる。さらに、「シゴト体験プログラム」の参加条件を当該科目の単位修得としており、同プログラムを開設した平成 23 (2011) 年度以後、同プログラムの参加者はわずか 1 人という結果になっている。高校を卒業しストレートで入学する学生は、全正科生に対し約 6%とその割合は低いが、高校新卒入学生の社会的、職業的自立の指導の重要性に鑑み、「インターンシップ」や「シゴト体験プログラム」への積極的な参加促進に努める必要がある。

「インターンシップ」は、学生の希望と受入れ先とのマッチングを行う過程で、全国 47 都道府県に分散する学生 1 人ひとりの居住地の程近くに適当な受入れ先を確保できるとは限らないという地理的な制約がある。

また、学外の受入れ先で実習を行う授業科目は「インターンシップ」及び「ボランティア論」のみであり、ほかはすべて在宅で学べる科目であるため、約 40 時間の実習に対する心理的な負荷の高さが、意欲はあっても実際の履修に結び付かない原因になっているとも考えられる。精神的にも発育過程にある高校新卒入学生の場合、対面コミュニケーションによる教育効果に配慮し、むしろ 1 年間の長期インターンシップ、すなわち「シゴト体験プログラム」への積極的な誘導が必要であるが、その履修前提科目「インターンシップ」が障壁になるならばそれは本末転倒であるため、「インターンシップ」については、全 15 回 (2 単位) から全 8 回 (1 単位) の実習を行わないキャリア教育を行う講義科目として再編し、科目区分も学部共通専門科目から学部共通教養科目へと移行する。また、当該教養科目を「シゴト体験プログラム」の履修前提科目に位置付ける。同様に「ボランティア論」も、実習や活動を伴わない学部共通教養科目へと移行する。

副次的な効果として、これまで「インターンシップ」「ボランティア論」のいずれも就業経験のない高校新卒入学者のみを対象とする科目であり、社会人学生向けのキャリア科目が無いという問題があったが、教養科目に位置付けることですべての学生の履修が可能になる。

上記のキャリア教育を行う科目は、平成 24 (2012) 年度秋学期からの開設を目指し、係る検討についても、平成 24 (2012) 年度春学期中に、語学・教養部運営委員会及び IT 総合学部カリキュラム委員会等で行うものとする。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

<2-6の自己判定>

基準項目 2-6 を満たしている。

<2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育目的の達成状況の点検・評価については、短期的効果（大学に在籍している間に生じた変化）と長期的効果（大学在学中に生じた変化が卒業後も継続しているか）の検証が必要であると認識している。

・短期的効果の測定と評価結果のフィードバックの状況

まず、短期的効果の測定として挙げられるものとして、各科目の学修状況については、全授業科目を対象に、学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施し、その結果は専任・客員を問わず全教員へ、また、全体平均と各授業の平均値を比較したシートとして整理したものは専任教員及び専門科目担当兼任教員へフィードバックしている。授業評価アンケートの集計結果は、毎年度、大学ホームページに掲載しており、平成 22（2010）年度の集計結果報告については学生ポータルにも掲載している。

個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制として、教員の求めに応じ授業の実態を診断し、教育工学の専門性を有するインストラクショナルデザイナーチームが教員へ具体的な助言を行う「授業コンサルティング」を制度化している。また、FD 委員会を中心に、授業評価アンケートのフリーコメントの分析を進め、項目ごとに分類整理した後、「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」を作成し、平成 23（2011）年度第 9 回教授会の場で、FD 委員長から趣旨説明を行った上、専任教員へ配布している。

本学は平成 22（2010）年度に完成年度を迎え、平成 23（2011）年度春学期までに 141 人（IT 総合学部 88 人、世界遺産学部 53 人）の卒業生を輩出している。うち、約半数（69 人）の者が現職を継続、約 7%（10 人）が転職ないし就職、約 9%（12 人）が進学、その他主婦、シニア等となっており、卒業生の進路の状況は、学生部から教授会で報告している。

同じく短期的効果の測定としては、学生の満足度や自己成長の実感等、学生側からの視点をアウトカム評価に組み入れることを目的に、学修の達成状況、とりわけディプロマ・ポリシーのキー・コンピテンシー（主要能力）に関し、学士課程修了時点の達成度を学生に自己評価させるアンケート調査を、平成 24（2012）年 3 月卒業生を対象に行っている。

回答者は、IT 総合学部 23 人（卒業生 27 人）、世界遺産学部 18 人（卒業生 21 人）であり、表 2-6-1~2 は、IT 総合学部及び世界遺産学部の卒業生における専門的能力の到達度について、「あてはまる」（=1）、「ある程度あてはまる」（=2）、「あまりあてはまらない」（=3）、「あてはまらない」（=4）までの 4 段階で尋ね、各回答の割合を示したものである。

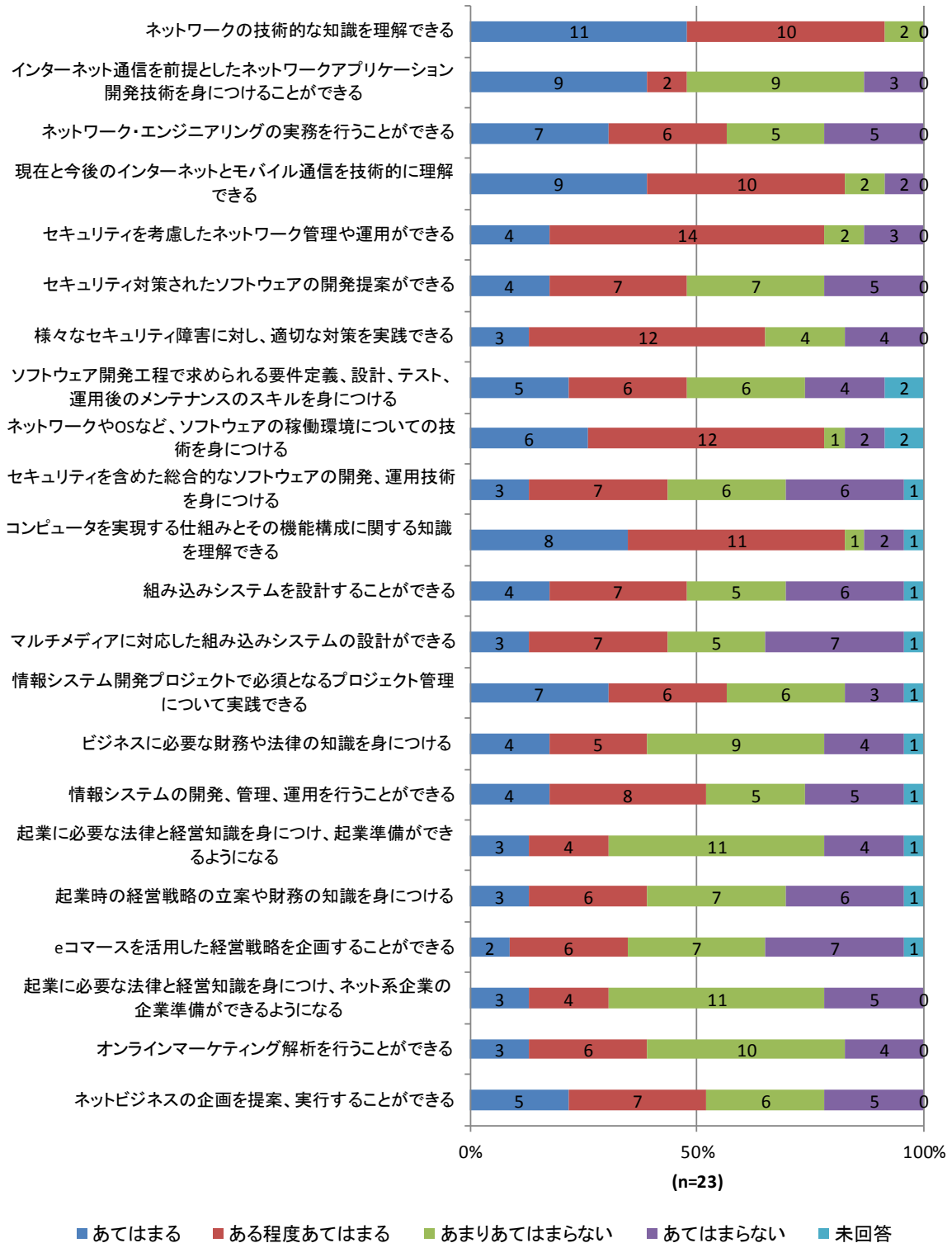
ディプロマ・ポリシーのキー・コンピテンシー（主要能力）は、そのすべてではなく、いずれかの分野の専門的能力を身につけるべきものとしているため、「あてはまらない」と回答をした者が一定数いることは想定内の結果であり、また、回答者数が少ないため、偏り

が十分に平準化されているとはいえない状況である。しかし、肯定的な回答のうち、自信をもって「あてはまる」と回答した者の割合が、「ある程度あてはまる」と回答した者を下回る傾向が多く項目で確認できる。

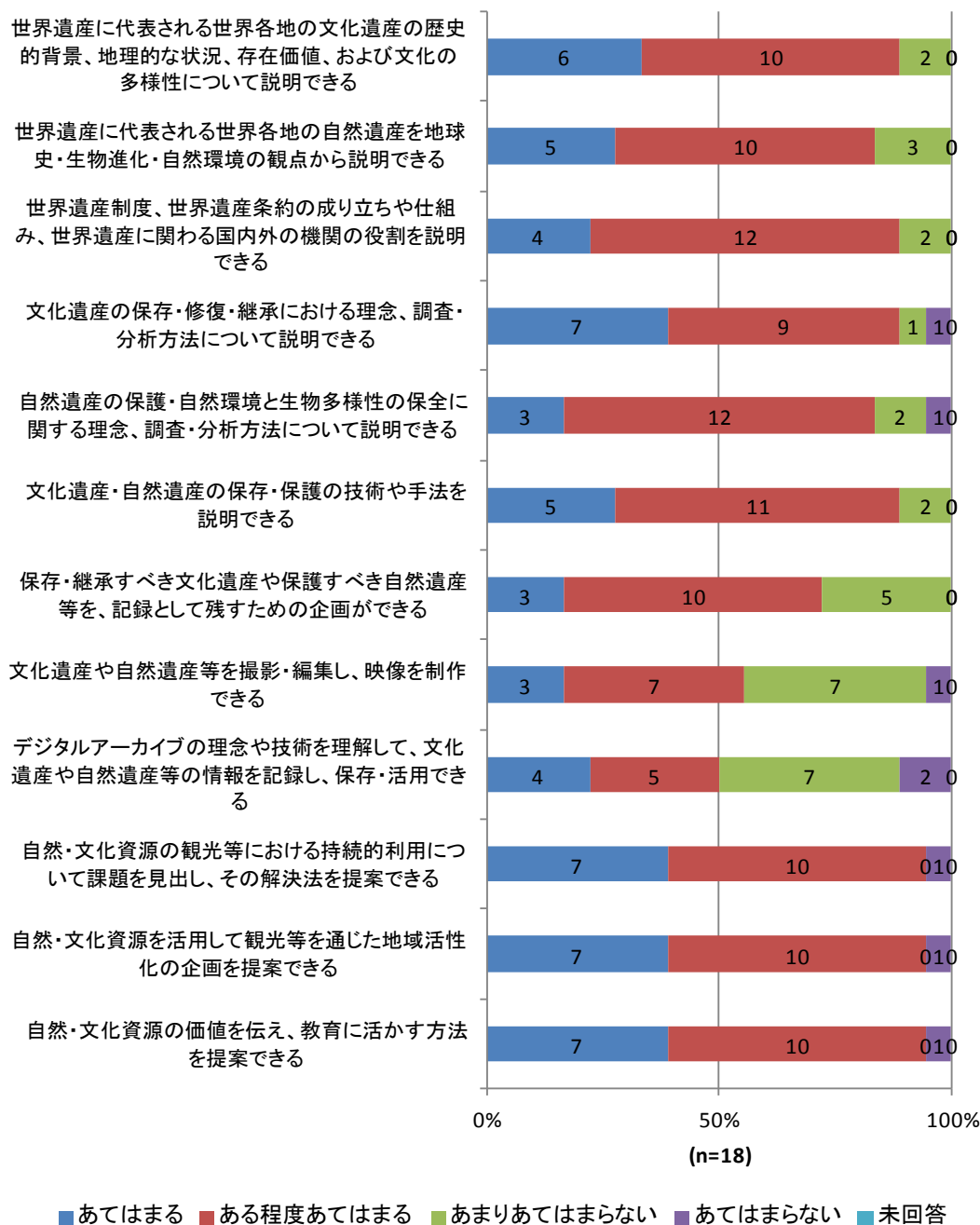
さらに、全回答に対し、「あまりあてはまらない」との回答の割合が、IT 総合学部で約 20%、世界遺産学部で約 11%を占めており、応用的な知識等に対して、十分な自己成長の実感が得られていない可能性もあるため、引き続き検証を行う必要がある。

なお、本アンケートの回答者は、平成 19（2007）年度ないし平成 20（2008）年度、すなわち平成 23（2011）年度以降に実施したカリキュラム再編の前に入学した者であったが、「2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化」で述べたとおり、大学設置認可時のカリキュラムは、専門教育に必修科目がひとつもなかったこと、一部の重要科目が不足していたこと、科目相互に教授内容の重複が少なからず認められたこと等、抜本的な見直しを必要とするものであった。再編後のカリキュラムは、体系性と順次性を向上させ、効率的に効果を高められるものに改善している。

それから、基本的な問題として、卒業時点でディプロマ・ポリシーを「知らない」と回答した者が約 75%を占めており、入学時からの意識付けを徹底する必要がある。



【表 2-6-1 IT 総合学部学士課程修了時における専門的能力に対する主観的達成度】

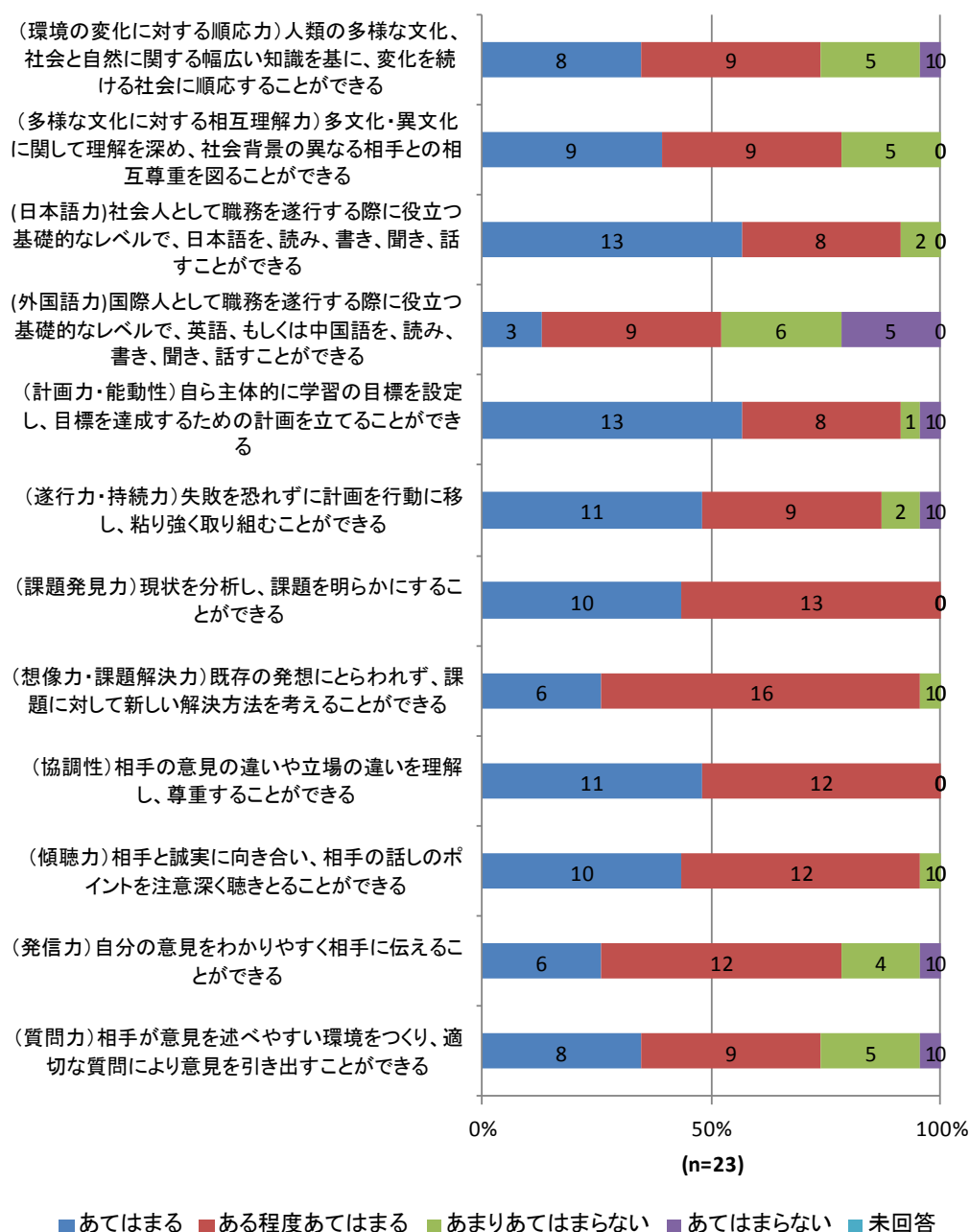


【表 2-6-2 世界遺産学部学士課程修了時における専門的能力に対するの主観的達成度】

続いて、表 2-6-3～4 は、IT 総合学部及び世界遺産学部の卒業生における教養的能力の到達度について、同様に、「あてはまる」「ある程度あてはまる」といった肯定的な回答の割合を示したものである。専門的能力とは異なり、卒業時にすべてのキー・コンピテンシー（主要能力）を身につけるべきものとしているが、両学部ともに概ね高い評価が得られている。

インターネットを活用した自学自習で必然的に求められる、強い意思の下での厳しい自己管理の継続が、計画力・能動性・遂行力・持続力・課題発見力・想像力・課題解決力・協調性・傾聴力・発信力・質問力等の自己成長の実感に結びついていると理解できる。

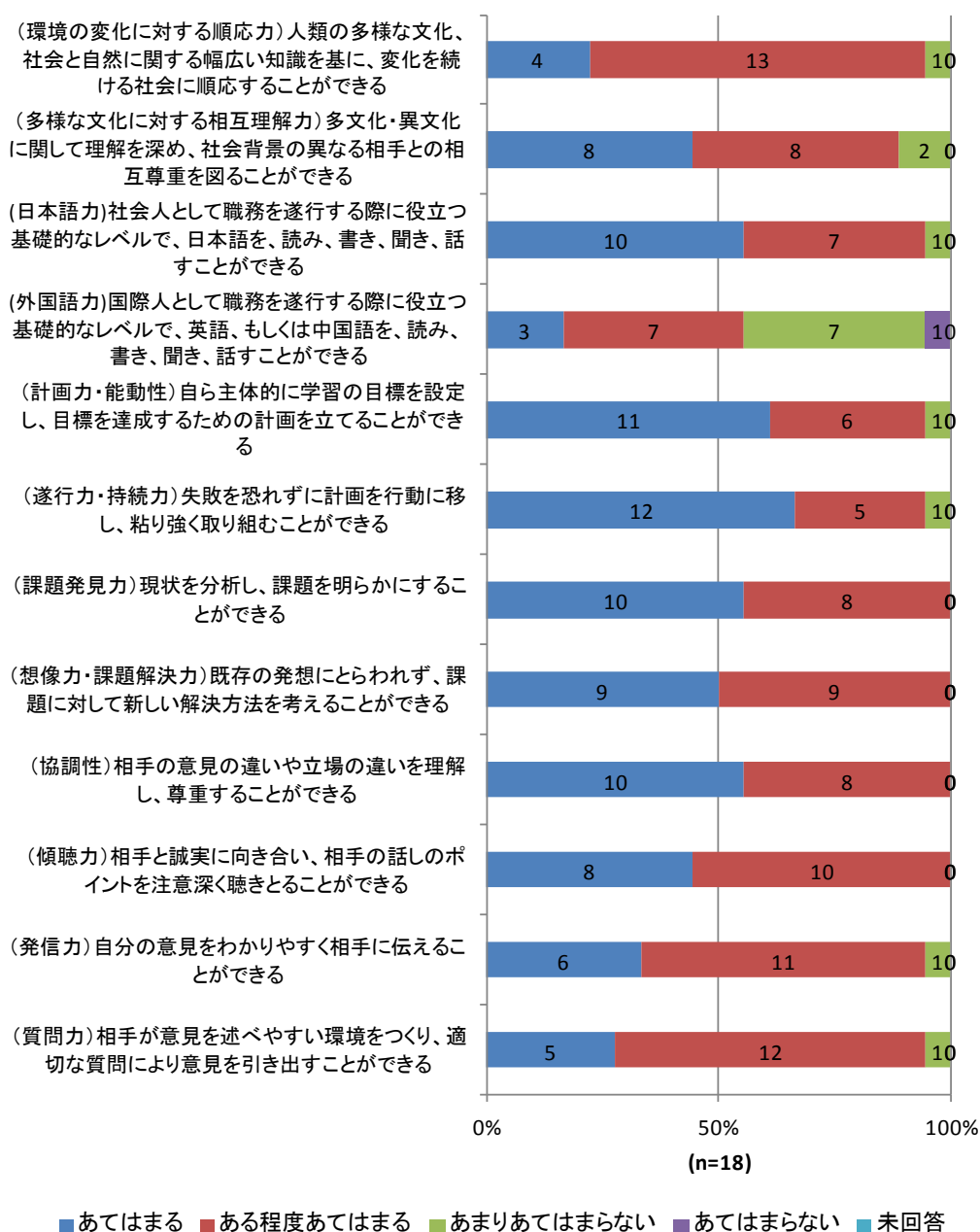
ただし、外国語力の到達度に対する評価は、相対的に低い水準となっている。



【表 2-6-3 IT 総合学部学士課程修了時における教養的能力に対する主観的達成度】

外国語科目は、10 科目（20 単位）を卒業要件単位としており、十分といえる学習量を確保していたにもかかわらず、それが自己成長の実感に結びついていない。学生の「やらされ感」を払拭し、苦手意識を克服して言語を学ぶ楽しさを再発見させる、授業としての魅力の抜本的な増進を図るためには、現行の授業コンテンツの大幅な見直しが必要であると判断しており、平成 23（2011）年度以来、アクティブ・ラーニングに適した教材の導入を検討し続けている。「2-2 教育課程及び教授方法」でも述べたとおり、英語科目について

では、平成 25 (2013) 年度より、新教材の導入による抜本的な改善・充実を図る予定であり、外国語担当専任教員等による各種調整を進めている。



【表 2-6-4 世界遺産学部卒業生の主観的達成度評価の集計結果 (教養的能力)】

さらに、教養的能力については、計画力・能動性・遂行力・持続力・課題発見力・想像力・課題解決力・協調性・傾聴力に対し、発信力・質問力がやや低い評価結果となっている。能動的学習を促進するはずの e ラーニングの長所を踏まえれば、ややもの足りない結果であるため、改善のための検討が必要である。また、本アンケートの質問で、「これら専門的能力、教養的能力にあたる項目の達成に繋がった授業以外の活動その他」を尋ねたところ、インターネット通話 (Skype 等) を用いた教員・学生の「Web 面談」を挙げるものが

相当数おり、一定の効果が確認される。

＜2-6の改善・向上方策（将来計画）＞

・アウトカム評価のための履修指導の充実及びeポートフォリオの研究・開発

学士課程のアウトカム評価としては、平成24（2012）年3月、卒業生向けにアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーに掲げたキー・コンピテンシー（主要能力）の主観的達成度の評価を行っている。ただし、当該卒業生に対しては、入学時またはその後の成長段階で、その都度キー・コンピテンシーの達成度を自覚させ、自己を評価する能力を養育するとともに、自ら学んだ知識や技術を総合的・系統的に理解させ、過小評価することなく適切に自己アピールできるよう、大学として組織的な指導を行ってきたものではなかった。

したがって、以下のような改善方策を課題に位置付け、教務部・学生部・教務委員会・FD委員会等で適宜検討の上、実施する予定である。

①平成24（2012）年度入学生（正科生）に対し、入学年度の履修相談会や、教員及び授業サポートセンターによる履修指導の機会に、ディプロマ・ポリシー、スキルセット表、カリキュラム・マップを提示し、キー・コンピテンシー達成のための各科目の位置付けを理解させるとともに、現時点での自らの達成度を自覚させ、何を学び、どの科目を履修する必要があるかの内省を経て、卒業へ向けて計画的な履修を着実なものとするための取組みの初動措置をとることとする。また、学生に、定期的なキー・コンピテンシーの主観的達成度の評価をさせるための運営体制についても検討する。

②併せて、学習管理システム（LMS [Learning Management System]）に連携する機能として、授業科目において学生が作成した学習の成果物等の学習履歴を、個々の学生がその目的に沿って収集・蓄積することができる「eポートフォリオ・システム」の研究・開発を教務部及びシステム部を中心に進め、平成25（2013）年度中に導入できるよう準備を進めることとする。

既に現状のLMSにおいて、学生は、学期ごとの単位修得状況を確認し、履修計画を立案することが可能である。しかし、学習の成果物等の学習履歴を体系的に振り返ることができる機能をあらたに追加し、学生が自らの学習状況を自己評価する際に閲覧活用できるようにするとともに、教員側も閲覧可能とし、学生を指導する際に活用できるものにする予定である。

・長期的効果の測定のための評価指標の構築及び評価の実施

教育における成果は、大学卒業後直ちに現れるという性質のものではない。しかし、平成23（2011）年3月の卒業後、丸1年を経過した者が出ている現況にあって、アウトカムの長期的効果を測定する段階にさしかかっていると判断している。

高校新卒で入学し、卒業した者の就職状況もさることながら、約半数を占める現職継続者が、所属する企業等において、その職業的地位、所得水準、職業満足度、受賞歴や社会的認知度等、卒業後の効果の発現に係る成果調査を平成24（2012）年度中に教務部及び学

生部を中心に実施し、また、卒業時の主観的達成度評価や GPA (Grade Point Average) 等とも照らし合わせて、教育改善へと繋げるためのアウトカムの長期的効果の評価方法を自己点検・評価室を中心に平成 24 (2012) 年度内に検討し、策定する予定である。

2-7 学生サービス

<2-7の自己判定>

基準項目 2-7 を満たしている。

<2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)>

2-7-① 学生生活の安定のための支援

・学生サポートセンターの稼働状況

本学では、学生支援のための組織として、学生サポートセンターを設置している。学生サポートセンターの対応時間は、土・日曜・祝祭日を除く 10:00～19:00 (9 時間) であり、職員数は 5 人 (うち正規雇用 3 人) となっている。平成 23 (2011) 年 4 月 1 日～平成 24 (2012) 年 3 月末日までの相談件数及び相談の形態ごとの内訳は、相談件数 (全体) : 4,799 件、うちメールによるもの : 2,684 件、うち電話によるもの 2,115 件であった。

学生サポートセンターでは、入学時の本人確認や授業料納付、履修上の手続き、入学・卒業式等の大学行事の案内等、奨学金及び休・退学、編・転入学の手続き、各種証明書発行、身体に障がいをもつ学生への受講上の配慮事項の確認、成績の問合せ、ネット上の学生交流の場である大学公式 SNS (Social Networking Service) の利用、進路相談、課外のインターンシップ及びボランティア活動等、学生生活に係る各種相談・支援を行っている。学生からの相談内容は、すべて受付時間・内容等を記録・採番し、回答漏れのないよう管理している。

・学生サポートセンターと教員との連携体制

学生からの個別の授業内容や成績に関する相談や質問を受けた場合、担当教員及び TA (Teaching Assistant) へ確認の上、回答している。休・退学に関する相談がある場合には、学生サポートセンターで受けた後、所属学部の学生主任 (教員) が当該学生に電話等で理由をヒアリングし、適宜、奨学金制度を紹介したり、専門カウンセラー (臨床心理士) への相談を誘導したりしている。また、学生からの相談を受け、担当職員による対応が困難な場合、学生主任・学生部長・学部長と、教員管理職が段階的にフォローする体制も整えている。

学生サポートセンターの運営においては、学生部長 (教員) の指揮の下、月に 1 回程度定例ミーティングを開催し、学生生活に係る各種制度の検討を教職員で行っている。

・医務室の設置状況

大学設置認可申請書において、「インターネットにより学生のオンデマンドで遠隔教育を行う本学では、スクリーニングを実施しないため、主に教職員や来客に急病人がでた際に、

応急処置及び安静にできるベッドを確保する目的で医務室を準備する」と記載しており、その計画のとおり、福岡キャンパスに医務室を設置しているが、現時点での利用実績はない。

・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置

本学は、学費について単位制をとっており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。1単位あたりの授業料は21,000円で、卒業要件の124単位の履修には最低2,604,000円が必要であるが、これは在学年数が4年以上になっても変わらない。入学金等を含めても総額2,700,000円程度という水準は、理科系の私立大学（4年制）の平均概算約4,600,000円（参考：文部科学省「私立大学等の平成22年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」）を大きく下回るものである。また、学期ごとに自由に履修単位数の設定ができるため、経済的にも無理のない費用負担の設定が可能となっている。さらに、スクーリングを一切必要としない点でも、学生の経済的負担の少ない大学であるといえる。

学外の奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構奨学金制度を活用するとともに、地方自治体の教育委員会が提供している奨学金（給付ないし貸与）として、5箇所から受入れ受諾の旨通知を受けており、平成24（2012）年から学生への告知を開始している。

また、平成23（2011）年度より、学期ごとの成績順位に応じて、翌学期の授業料を最大16単位分（336,000円相当）減免する「学業優秀者奨学金制度」を開始している。

平成23（2011）年3月の東日本大震災を受け、平成23（2011）年度第2回教授会で「被災特別奨学制度」を決議し、災害救助法適用地域に居住する高校生及び高校卒業者、本学在学生の奨学支援を目的として、入学費用や授業料の一部を免除する経済的支援を行っており、これまでに5人を採用している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

平成22（2010年度）年9月、平成23（2011）年12月の2度にわたり、学生生活全般に関する満足度アンケートを学生サポートセンターが実施しており、そのなかで、各種学生サポートに対する満足度、大学公式 SNS の利用状況、オフ会への参加状況、学費等に係る学生の意見・要望を汲み上げている。平成22（2010年度）年度及び平成23（2011）年度の2度にわたり実施したアンケートについては、「サイバー大学学生に対するアンケート調査報告」としてその集計結果をとりまとめており、またそれを本学の研究誌『eラーニング研究』の第2号に掲載し、大学ホームページで公表する予定である。

本アンケートの分析・検討結果を踏まえ、個別の改善施策を検証の上、学生部等の目標達成に向けた課題（イシュー・ツリー）に具体的な改善施策を織り込み、取り組み指標や成果指標を見込値として設定し、計画的な改善へ繋げるための体制を構築している。

<2-7の改善・向上方策（将来計画）>

日本全国全県に学生が幅広く分布しているため、地方自治体の教育委員会が設置している奨学金制度については、全国の地方自治体に今後とも積極的に働きかけ、受入れ先を随

時増やしていく予定である。

2-8 教員の配置・職能開発等

<2-8の自己判定>

基準項目 2-8 を満たしている。

<2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

・教員の確保と配置

大学設置認可申請書に、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置の方針について概ね次のとおり記載している。

(ア) IT 総合学部

専任教員は原則として専門教育の基礎的科目から卒業研究までのすべての科目を一貫して担当する。IT 総合学部の基幹科目群であるコンピュータサイエンス、通信のいわゆる IT 分野については、博士号等の学位や十分な研究業績・教育経験を有する教員を多く配置し、あわせて、ビジネスや財務、コンテンツといった社会・経済に深く関わる分野には実務系の専門家を配置する。IT 総合学部は、ビジネスを通して技術が社会に与える影響までをも扱う学問であるため、企業の第一線で活躍している実践経験を持つ技術者や、事業の立ち上げを経験した起業家も起用する。

(イ) 世界遺産学部

専任教員は原則として基礎講義、基礎演習、専門講義、専門演習、卒業研究のすべての科目を一貫して担当する。世界遺産学部の科目担当教員は、従来の学問分野の枠に捉われず多分野の専門家から構成される。世界遺産学部の基幹科目である世界遺産や地域研究の分野については、博士号等の学位や十分な研究業績・教育経験を有する教員を多く配置し、あわせて、観光学、アーカイブ学などの実務的な内容の科目については、十分な実務経験を有する教員を配置し、最新の動向を反映した実践的な教育を行う。さらに、世界遺産の地域研究の分野を担当する教員には、各地域における現地調査、保存修復プロジェクトの運営・実施の経験を有し、今後とも学界の教育研究を主導できる能力と実績を備えた研究者を起用する。

(ウ) 学部共通科目

教養科目を充実するため、各方面で活躍している人材を教員として招く。教養科目における実務家の兼任教員の割合は高くなるが、本大学が目指す魅力ある教養教育を行う

上で、また大学が果たす教育機能を維持するためには最善の策であると考え。兼任教員を統括し、様々な調整を図るため、専任教員を若干名配置し、教員を補助する助手等を配置する。

外国語科目においては、各学問分野および実社会で不可欠な、より実践的な英語・中国語の教育を行うため、外国人・バイリンガルを含む教員を配置し、外国語科目の中核となる専任教員若干名を配置する。

本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。また、学部の専門科目を担当する専任教員は、基本的に低学年次の配当科目から卒業研究科目までを一貫して担当することとしている。なお、教育研究上特に必要があり、かつ大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、所定の兼業申請を学部長経由で学長に提出し、認められた場合にのみ、兼業を許可している。平成 24 (2012) 年 5 月 1 日現在で、全専任教員 33 人のうち、他大学の非常勤講師等、兼業先を持っている教員は 20 人である。現在のところ、教育、校務、研究等において、兼業が支障をきたし、問題となったケースはない。

各学部の教授及び准教授の担当授業時間の平均は、1 授業時間を 90 分として、IT 総合学部（教授：4.62 時間、准教授：4.15 時間）、世界遺産学部（教授：5.28 時間、准教授：3.50 時間）となっている。各授業科目において、1 回の授業につき学生の出席認定期間は 2 週間設けており、そのため教員には、授業内容に関する質問や授業内課題への対応などの授業運営業務が毎日発生し、1 担当科目あたり約 30 分～1 時間/日（約 2.5～5 時間/週）の業務負担がある。

高度メディア授業として、「毎回の授業の実施に当たって」、「当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの」という要件を満たし、「大学設置基準第 25 条第 1 項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」という水準を保持するため、授業運営に対する専任教員の負担はおしなべて高いものになっている（「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号）。

IT 総合学部の科目群は、テクノロジー及びビジネスの 2 つのコースの分類に従って教員を配置しており、博士学位の取得者数は、テクノロジー系科目担当教員 11 人中 7 人である。ビジネス系科目担当教員の博士学位取得者数は 7 人中 2 人であるが、実務経験を有する者を専任教員として確保している。

世界遺産の科目群は、大別して、世界遺産を「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）の 4 つのカテゴリーに分類し、各々に教員を配置しており、5 人が博士学位を取得している。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、平成 24 (2012) 年 5 月 1 日現在、両学部の兼担として 9 人の専任教員、また、国内外の幅広い分野で活躍する 35 人の兼任教員と併せて、計 44 人の教員を配置している。

外国語科目においては、各学問分野及び実社会で不可欠な、より実践性の高い外国語教育に取り組むという目的から、外国語を担当する専任教員 3 人のうち、中国語にはネイテ

ィヴ・スピーカーの専任教員 1 人を配置し、英語も米国在住経験のある者を専任教員として配置している。また、外国語担当専任教員は、3 人中 2 人が博士学位を取得している。

平成 24 年 5 月 1 日現在、IT 総合学部では、学生数 1,094 人に対し専任教員数 21 人を配置している。世界遺産学部は、平成 22 (2010) 年度秋学期からの新規学生募集を停止し、最後に新入学生を受入れた平成 22 (2010) 年度春学期から数えて丸 2 年が経過したところであり、その 2 年間は大学通信教育設置基準に基づき 19 人の専任教員数を維持するものであったが、平成 24 (2012) 年 4 月からは、在籍学生数 219 人に対し専任教員数 12 人を配置することとしている。専任教員 1 人当たりの学生数は、IT 総合学部で約 52 人、世界遺産学部で約 18 人である。これらの専任教員に加え、TA (Teaching Assistant) 及び LA (Learning Advisor) の業務に従事する専任スタッフを 9 人、及び 36 人のアルバイト雇用の TA を配置している。

専任教員の年齢構成は、平成 24 (2012) 年 5 月 1 日現在、IT 総合学部では 30 代 4 人 (19.0%)、40 代 8 人 (38.1%)、50 代 3 人 (14.3%)、60 代 6 人 (28.6%)、世界遺産学部では 30 代 4 人 (33.3%)、40 代 4 人 (33.3%)、60 代 3 人 (25.0%)、70 代 1 人 (8.4%) となっている。

IT 総合学部は、40 代及び 60 代が多い傾向にあり、また、30 代 4 人のうち 2 人は 35 歳以上であることも踏まえれば、中期的に 30 代前半の年齢の教員を補充することを視野に入れながら、年齢構成のバランスを取る必要がある。

学部別の女性教員数は、IT 総合学部 3 人、世界遺産学部 4 人となっている。

専任教員が担当する授業科目の割合は、全開設授業科目において、IT 総合学部の再編後カリキュラムでは、教養科目：20.45%、外国語科目：90.00%、専門科目：90.28%。世界遺産学部のカリキュラムでは、教養科目：16.67%、外国語科目：90.00%、専門科目：42.10% である。IT 総合学部の正科生全員が共通に学ぶ必修科目は、教養科目 1 科目 (2 単位)、外国語科目 6 科目 (12 単位)、IT 総合学部の専門基礎科目 11 科目 (22 単位)、選択必修科目は、IT 総合学部の専門基礎科目 20 科目 (40 単位)、専門応用科目 18 科目 (36 単位)、卒業研究科目 4 科目 (8 単位) となっている。

教養科目は、開設授業科目の専兼比率で兼任の占める割合が高いが、専任助教の TA 長及び専任職員の TA を配置するなど、専任スタッフが兼任教員を統率する形で連携を図り、責任ある科目運営に努めている。また、原則月 1 回、語学・教養部運営委員会を開催しており、語学・教養部長を中心に、教養及び外国語科目を担当する 12 人の専任教員が、語学・教養教育の運営方針に関する事項、語学・教養教育の実施方法に関する事項、語学・教養教育の改善に関する事項等について協議検討している。

世界遺産学部は、平成 22 (2010) 年度秋学期からの新規学生募集を停止し、最後に新入学生を受入れた平成 22 (2010) 年度春学期から数えて丸 2 年が経過したところであり、その 2 年間は大学通信教育設置基準に基づき 19 人の専任教員数を維持するものであったが、平成 24 (2012) 年 4 月より、19 人中 1 人が退職、6 人が兼任教員へと職種変更しており、専兼比率で兼任の占める割合が前年度と比べ高くなっている。

・教員の採用・昇任及び教員業績評価

IT 他の分野で高度の学術研究及び専門職業人の育成に取り組む本学の教員は、学生の自

律学習を支援し、学生が自らの入学目標を達成できるよう、知的営みの先達として適切に導くことを第一義とすること。加えて、自らの教育改善に不断の努力を惜しまず、教育の質向上を実現するための円滑な大学運営（校務）に積極的に貢献する優秀な人材の継続確保を行うべきこととしている。

教員及び助手の採用、昇任等の任用に関しては、必要な事項を定めるものとして「サイバー大学教員等任用規程」を制定している。また、教員等の任用においては、教授会の代議機関である人事審議会で審議、決定することとし、審議員長には学長を充て、学部長、語学・教養部長等の審議員をもって構成し、学長や学部長等がリーダーシップを発揮し、教員の採用、昇任等に適時適切な意思決定を行えるようにしている。

平成 23（2011）年度より、専任教員の適正な処遇および能力開発を図ることを目的として、専任教員の「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の活動全般について総合的に評価する教員業績評価を実施している。毎学期末、専任教員には予め所定の「教員評価票」に期初目標を設定させ、「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の各々の目標ごとに必要とされる業務量の割合（業務ウェイト）を 100 分率で設定させ、上期ないし年度成果を報告させる。そして、期初の目標設定及び上期・年度成果の報告時に、学部長ないし語学・教養部長との面談を行い、教員の力量形成や教育方法改善等を支援することとしている。人事審議会では、「評価」及び「教育研究に関する表彰」に関する審議、決定を行う（または取締役会へ上申する）こととしており、係る教員業績評価の結果を踏まえ、学部長や語学・教養部長が起案元となり、教員の昇任、期間雇用者の再任、表彰等を当該審議会で審議、決定することとしている。

本学では、多様な人材を確保し、人材の流動化を促進することで大学の教育研究の活性化を図ることを目的に、専任教員（教授、准教授、講師及び助教）並びに専任助手の採用は全て1年以上5年以内の期間の任期制としていた。しかし、完成年度を超えた平成 23（2011）年度より、教育研究活動等に高い貢献を示した専任教員については、定年（65 歳）のある「テニュア」（任期の定めのない定年制の雇用）とし、その処遇を期間雇用（再任有り）の専任教員（「ノンテニュア」）よりも引き上げている。ただし、テニュアの条件として、「教育」及び「校務・経営貢献」に 80%以上の評価配分（業務ウェイト）を配当し、かつ勤務地に常勤することを義務付けている。

ノンテニュアの専任教員についても、「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の 4 つの柱で業績評価を行うのはテニュアと同等であるが、業務ウェイトの設定は各自に委ねるとともに、自由度の高い在宅勤務を認めることとしている。

また、ノンテニュアの専任教員のうち、一部の者をテニュア・トラック（3 年程度）に位置付け、毎学期実施される教員業績評価の結果を踏まえ、一定期間を経た後、業績が極めて秀であると認められれば、テニュアを付与することとしている。

・FD（Faculty Development）を通じた教員の資質・能力向上の取組み

授業改善に向けた学生の意見の反映システムとして、本学では、全授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施している。その結果は、インストラクショナルデザイナーが集計の後、全体平均と授業ごとの平均点とを比較したシートに整理し、両学部教務主任、教養教務主任、語学教務主任へ転送し、各教務主任か

ら教員へ展開することとしている。

専任教員及び専門科目担当兼任教員は、授業評価アンケートの結果を踏まえ、毎学期末、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」の提出を義務付けている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」（弁明書）を所属長へ提出させ、改善を指導することとしている。

「2-2 教育課程及び教授方法」で詳述した「授業コンサルティング」制度は、個々の教員の授業改善に向けた努力を支援することを目的とするものであるが、インストラクショナルデザイナーのコンサルティングの希望の有無を「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」のなかで選択できるようにしている。

・教員研修の実施状況

本学では、FD 活動の一環として、学内外から講師を選任し、年 3 回程度 FD 研究会を実施することとしている。平成 21（2009）年度から平成 23（2011）年度までの研究テーマは下記のとおりである。

【表 2-8-1 FD 研究会テーマ】

年度	研究テーマ
H21	「授業設計のポイント：インストラクショナルデザイン」
	「ICT を活用するための FD アメリカ大学の FD 事例」
	「効果的な授業運営～e ラーニングにおけるコミュニケーション～」
H22	「授業における blog の活用について」
	「本学のモバイル・ラーニングの実施計画と実績」
	「サイバー大学における FD 活動の現状と将来」
H23	「Moodle を用いた授業運営の方法」
	「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」
	「サイバー大学における小テストの作成方法」

また、本学の授業コンテンツ制作及び授業運営に関する基礎知識を身に付けることなどを目的として、専任教員及び専門科目担当兼任教員を対象に、VoD（Video On Demand）型式のオンライン教員研修を実施している。教員自らが、小テスト等の課題も含め、学生の受講環境を実際に体験・理解することも目的とし、教養科目の授業形式に合せ全 8 回構成としている。各回のタイトルは、「FD とは何か」「サイバー大学とは」「オンライン大学の事例と展望」「カリキュラムと教育の質保証」「授業設計書の書き方」「授業コンテンツの作り方」「授業運営」「授業評価と改善」となっている。

新任教員向けには、入社時に対面研修を実施しており、大学概要、授業コンテンツ制作、大学貸与パソコンの使用と管理、コンプライアンス等について説明を行い、適宜オンライン教員研修も受講させている。

＜2-8の改善・向上方策（将来計画）＞

・必修科目「法律入門」に専任教員を共同担当者として配置

平成 23（2011）年度から新設した IT 総合学部の専門基礎科目「法律入門」は必修科目である。しかし、IT 総合学部の専任教員に法律を専門とする者がいなかったため、授業設計を弁護士有資格者へ委託の上、当該者を兼任教員として採用し、授業を担当させていたものであった。しかし、平成 24（2012）年度秋学期からは、「法律入門」を履修前提科目とする「起業」関連の専門基礎科目（必修科目）を担当する専任教員を「法律入門」の共同担当者として配置し、当該兼任教員と連携を図りながら責任ある科目運営に努める予定である。

・「教員カルテ」による出欠・納期管理及びその教員業績評価への活用

専任教員向けに定期的に FD 研究会を実施し、オンライン教員研修の受講を義務付け、また毎学期末、専任教員及び専門科目担当教員に対し「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」の提出を義務付けている。しかし、その出席・受講・提出状況は必ずしも十分とはいえ、積極的に参加する者とそうではない者が 2 極化する傾向が認められる。

そして、完全インターネット大学である本学は、シラバス入力、学生への課題のフィードバック、質疑応答、成績評価等をすべてオンライン上で行い、また授業開講前までに授業コンテンツを教材として制作しているが、それに伴う締切りや納期の管理は、学生に対する円滑な教育の遂行において不可欠の要件となる。万一のリスクを回避するための教員支援体制として、インストラクショナルデザイナー、TA（Teaching Assistant）、事務職員を適宜配置しているが、教員サポートに充当する人的リソースにも限りがあるため、効率と効果の両面から、とりわけ専任教員においては、在宅勤務者が相当数いることにも鑑み、自己管理に基づく各種締切り・納期の厳守、授業改善への誠実な取組み等、最低限、雇用契約書上の職務遂行を組織的に管理していく必要がある。

他方、教員業績評価は、平成 23（2011）年度の下半期より新たに制度化したものであり、初動時の運用としては、学部長及び語学・教養部長に人事権を付与し、その見識・判断に拠るところが大きいものであった。

以上の課題を踏まえ、専任教員 1 人ひとりにつき、①教授会や各種委員会等への出欠状況、②コンテンツ制作の納期の遵守状況、③授業運営及び成績評価時の学生へのフィードバック期日の遵守状況、④教務上の連絡事項に係る締切りの遵守状況、⑤自らの授業の改善に対する態度の誠実性及びその具体的な取組み状況を記載した「教員カルテ」を人事所管部署が作成し、平成 24（2012）年度の教員業績評価における学部長等面談時の評価材料とする予定である。

2-9 教育環境の整備

＜2-9の自己判定＞

基準項目 2-9 を満たしている。

<2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

・校舎等施設の概要

「インターネット大学」とは、「通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指す（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」、以下「マニュアル」）。

福岡市は、市内にインターネット大学の設置が必要であると判断し、構造改革特別区域法（特区法）の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用を受けるため、内閣総理大臣に「構造改革特別区域計画」を申請し、その認定を受けている。従来の通信制大学の設置では、大学通信教育設置基準等の校舎等施設に関する要件を満たすことが求められてきたのに対し、本特例措置の適用を受ければ、当該要件を満たさない場合でも、インターネット大学の設置が可能となる。当該構造改革特別区域に基づき設置された本学は、福岡市にキャンパスを置いている。

たとえば、「卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求めるなど、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要」があるため、「本特例措置の対象からは外れる」（マニュアル）こととなる。つまり、学生の登校を前提としないインターネットのみの教育を行う大学である限りにおいて、大学通信教育設置基準第 10 条第 2 項に規定される校舎等施設の面積にかかわらず、教育研究に支障のないよう校舎等施設を整備すればよいとされている（文部科学省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令〔平成 15 年 3 月 31 日文部科学省令第 18 号〕）。以上の要件を踏まえ、本学では、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定される校舎等施設の要件に準拠しながら、大学設置認可時の計画に沿って、福岡及び東京（牛込神楽坂）の 2ヶ所に次表の施設を整備している。

福岡キャンパスの施設の管理及び使用については、必要事項を「サイバー大学施設管理規程」に定めている。キャンパスの安全の確保に関し、緊急を要する事態が生じた場合の連絡体制も確立している。衛生管理については、年 2 回、空調機清掃を実施、毎月、タイルカーペットのブラッシング除塵清掃等を実施している。防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、入居ビル全体で警備会社と契約し、24 時間機械警備を行っている。

本キャンパスはワンフロアで完結する場所を確保し、障がい者や年配者に対するバリアフリー化への配慮も行っている。

【表 2-9-1 施設の整備状況】

施設	全施設合計	福岡 キャンパス	東京 オフィス
建物面積合計	1941.01 m ²	1413.27 m ²	527.74 m ²
学長・学部長室	65.45 m ²	65.45 m ²	0 m ²
会議室	180.17 m ²	91.46 m ²	88.71 m ²
事務室	260.26 m ²	77.19 m ²	183.07 m ²
研究室	440.42 m ²	367.32 m ²	73.10 m ²
教室	143.81 m ²	143.81 m ²	0 m ²
図書館	202.99 m ²	202.99 m ²	0 m ²
医務室	9.02 m ²	9.02 m ²	0 m ²
学習室・控室	0 m ²	0 m ²	0 m ²
学習指導室	70.95 m ²	64.56 m ²	6.39 m ²
学生サポートセンター	77.59 m ²	46.54 m ²	31.05 m ²
倉庫・廊下・機械室・収録スタジオ等	490.35 m ²	344.93 m ²	145.42 m ²
建物以外（駐車場等）合計	13 m ²	13 m ²	0 m ²
合 計	1954.01 m ²	1426.27 m ²	527.74 m ²
大学通信教育設置基準に定められた最低限の面積	3690 m ² 以上		

・図書館施設について

紙媒体の蔵書に関しては、開学から丸5年を経過した平成24（2012）年5月時点で、IT総合学部と世界遺産学部に関する専門書を中心に、大学設置認可時の計画に掲げた「10,000冊程度」を上回る冊数（17,235冊）を福岡キャンパスの図書館に配架している。しかし、蔵書数として十分なものとはいえないため、利用頻度の低いスペースを有効活用しながら、狭隘化している収蔵スペースの段階的な拡充を平成24（2012）年度から進めている。

ただし、そもそもが、福岡県在住の学生の割合は、全体の約9%（114人）、福岡市在住の学生の割合は全体の約4%（57人）に留まるという問題がある。全都道府県別に見れば、東京、神奈川に次いで3番目に学生が多いのも福岡県であり、特区の趣旨に沿った地域密着型の人材育成に努めている一方、本学の実態として、物理的に福岡校舎に通学できる距離に在住する学生の数は著しく限られている。また、福岡県在住の学生のうち、社会人が占める割合は約60%（69人）、福岡市に限れば約72%（41人）となっており、つまり、10時から17時までの校舎の開館時間に登校できる者の数は著しく限定されている。

平成22（2010）年8月には、社会人学生向けに、平日夜間の図書館の開館を行ったが、母数が限られている実態から予想の範囲内の結果ではあったが、利用実績はゼロであった。本学の学生の居住地は、日本全国・全県に広がりを持ち、海外13ヶ国にも28人の学生がいるのみならず、遠距離の移動が困難な者を含め、ハンディキャップを持つ学生も33人を数える。こうした学生の利便性を考慮し、蔵書検索システム（OPAC）を導入し、来館貸出のみならず郵送貸出も行っている。貸出の便宜向上を目的に、一往復分の郵送料の大学負担、文献複写サービス、他大学図書館利用の「紹介状」発行を行い、また、「図書館利用

ガイドンス」を作成し、学生ポータルに掲載して図書館利用の促進を図っている。

既に述べたとおり来館者は限られているが、平成 23 (2011) 年度は毎月 6 人程度 (年間延べ 71 人) の学生が図書閲覧や文献複写のために来館しているという実績がある。こうした学生のためには、館内に学習室を併設し、インターネット接続も可能な閲覧席を 20 席設置している。また、パソコンの館内貸出、視聴覚資料の閲覧環境も用意している。

学生の学習環境整備の観点から、図書館施設のあり方は重要な課題のひとつであるといえるが、規制の特例措置の適用を受け、一切の登校を義務化していない学生に対するハード面 (施設・蔵書等) の充実について、その必要性を軽んじるものでは一切ないものの、施策効果には一定の限界があるのも事実である。

平成 23 (2011) 年 10 月に実施した、図書利用に関する学生アンケートの結果からも、回答者 97 人のうち 94 人が「今後、電子的資料を利用したいと思いますか」という質問に対し、「利用したい」と肯定的な回答を寄せている。また、図書の入手方法に関する質問に対し、特に IT 総合学部では、「自分で購入している」という回答が 64 人中 46 人 (72%)、「インターネットで情報を入手している」という回答が 56 人 (88%)、「CiNii 等の電子ジャーナルで入手している」という回答が 21 人 (33%) であった。図書館の所在地や紙媒体の蔵書に対する要望よりも、むしろ時間的効率の高いサービスへのニーズの高さが確認され、IT 総合学部の社会人学生の図書利用環境としては、理工系分野の電子的資料の充実が必要であると判断している。

電子ジャーナルについては、電子百科事典「ブリタニカ・オンライン・ジャパン」、論文検索システム「CiNii」、180 種類以上の雑誌を収蔵する「JSTOR」を導入し、学生ポータル上には図書関連リンク集として他大学等のリポジトリの紹介を行っている。また、平成 24 (2012) 年 4 月より、ビジネス、コンピュータ、ネットワーク、電子・機械等に関連する雑誌約 50 タイトルの記事検索ができる日経 BP 記事検索サービスをあらたに導入している。

上記の学生アンケートの結果より、図書館の所蔵資料や GUI (Graphical User Interface) が分かりにくいという声があることも踏まえ、図書館関連情報を体系的に学生へ伝える手段として、学生ポータル上に附属図書館のページを平成 24 (2012) 年 4 月から刷新している。

・学生との対面コミュニケーションについて

福岡市の「構造改革特別区域計画」において、「校舎施設の計画においては、学生が必要に応じて訪問し教員と対面でのコミュニケーションをとることができる研究室や交流室を計画しており、教育研究上十分な校舎等の施設を確保することとしている」(福岡県及び福岡市による「構造改革特別区域計画」)。

福岡キャンパス及び東京オフィスの双方に「研究室」及び「学習指導室」を設置している。学生が使用可能な時間帯・曜日は平日 10:00~17:00 であるが、福岡キャンパスは、事前に学生から申請があれば休日も利用可能としている。福岡キャンパスの利用実績は、教員との学習相談や図書の閲覧も含め、平成 23 (2011) 年度は月に 6 人程度。東京オフィスは、教員との学習相談に月 1~2 人程度が利用している。福岡キャンパス及び東京オフィスの双方で、対面オリエンテーション及びセミナーの開催時には、20~40 人程度が利用して

いる。

おしなべて低い稼働状況といえるが、文部科学省が本学学生に対し平成 23 (2011) 年 10 月に実施したアンケートにおいても、「サイバー大学の施設・スペース不足による学習の支障について」、「ある」と回答した学生は 9%、「ない」と回答した学生は 91%となっている。

本学の学生は国内外に広く在住するものであり、福岡在住の学生も含め、公平に教育を提供する必要があるという観点から、本学では、オフィスアワー、卒業研究指導、各学期の履修登録前のオリエンテーション等において、隔地間で行うテレビ会議形式の遠隔教育の一形態として、インターネット通話 (Skype 等) を用い、教員・学生の一対一の「Web 面談」を全学的に実施している。約 68%を占める社会人学生の要望に応え、夜間や休日にも必要に応じ対応している。平成 22 (2010) 年度秋学期～平成 23 (2011) 年度春学期の 1 年間で、卒業研究の「Web 面談」の総件数は 1,200 件 (計 40 人 [平成 23 (2011) 年 5 月時点] の専任教員 1 人あたりの平均対応件数は 30 件)、履修相談やオフィスアワーの「Web 面談」の総件数は 455 件 (計 40 人の専任教員 1 人あたりの平均対応件数は約 11 件)、そのほか、入学式・卒業式・履修相談・勉強会等において、教員・学生の直接対面によるコミュニケーションの総件数は 254 件 (計 40 人の専任教員 1 人あたりの平均対応件数は約 6 件) となっている。こうした一連の取組みの成果として、約 9 割の学生が、大学の施設・スペースの不足による学習の支障はないと回答するに至ったと推察できる。

・その他施設について

福岡キャンパス及び東京オフィスの研究室、学習指導室には、ネットワークセキュリティを確保したインターネット環境を整備している。本学では、いわゆる教室での対面授業は行わないが、福岡キャンパスには教室を 1 室配置し、学生向けの履修相談会や学生の自主的な勉強会等での使用を認めるなど便宜を図っている。また、本学は、インターネット上ですべての授業を実施するものであるが、一定数の履修学生ごとに TA (Teaching Assistant) を配置することとしており、教育効果を十分に上げられるよう、肌理の細かいサポート体制の充実に努めている。

また、教職員や来客に急病人が出た際、応急措置及び安静にできるベッドを確保する目的で福岡キャンパスに医務室を配置しているが、これまでのところその利用実績はない。

<2-9 の改善・向上方策 (将来計画) >

本学は、構造改革特別区域法の下、通学不要の大学であるからこそ、地理的制約を受けないインターネット大学の利点を活かし、広く日本全国・海外に在住する多忙な社会人や、身体的理由で通学が困難な者等も学生として受入れている。しかしその一方で、特区認定を受けた事業区域の福岡市における地域経済振興への寄与、またそれを担う専門的人材の育成、すなわち地域密着型の教育研究機関の立場が同時に求められる。

福岡市の校舎等施設は、主として後者の要件を充足するためのものであるといえるが、全学生の約 49% (641 人) が首都圏 (東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨) に在住していることにより、専任の教職員 4 人 (専任教員 1 人・事務職員 3 人) を福岡キャンパスに配置する以外、東京オフィスに勤務する者が多く、大学の中核機能は東京

に置くこととしている。

ただし、福岡県及び福岡市在住の学生数が全体の10%にも満たない状況であるとはいえ、登校可能な者に対するハード面の充実として、利用頻度の低いスペースを有効活用しながら、狭隘化している収蔵スペースの段階的な拡充を計画し、既に平成24(2012)年度からその計画の一部を実行に移している。まず、学習指導室のデッドスペースに、あらたに本棚20架を配置している。また、平成24(2012)年度内に、学習指導室に本棚10架を増設する予定であり、併せて約7,000冊の収蔵スペースを確保したところである。

そして、平成24(2012)年度内に、1,000冊を目標として、IT総合学部の書籍を中心に図書委員会で選書の上、段階的に理工系分野の図書の蔵書数を増やす計画である。

平成24(2012)年5月には、私立大学図書館協会への加盟申し込みの手続きを行っており、他大学図書館との交流も深めながら、より一層の学術情報の発信に努める予定である。

また、平成24(2012)年度以降、教員組織の一部を福岡キャンパスに増員し、福岡キャンパスと東京オフィスの各々の教員配置の適正化を進めていく予定である。

<基準2の自己評価>

基準2全体について、求められる要件を満たしているといえる。

まず、学生の受入れについては、入学定員の未充足が続いているものの、平成22(2010)年度秋学期から世界遺産学部の新規学生募集を停止し、ソフトバンクグループとの緊密な連携の下、強みのあるIT総合学部に入学者を集中させた結果、入学定員充足率は年々向上し、平成24(2012)度は70~80%程度にまで改善される見通しとなっている。こうした実績を挙げるに至った効率的かつ効果的な運営体制を確保しているという意味で、本学は、定員を適切に管理するために必要な体制を保持し、着実な改善を進めているといえる。

本学では、学位授与の要件を示すものとして「ディプロマ・ポリシー」を策定し、それに沿って順次性のある体系的なカリキュラムを編成し、またそれを適切に運営するため、教員配置を含め責任ある体制を維持するとともに、アウトカムの評価にも努めている。

そして、「高度メディア授業」における教授方法の工夫・開発を不断に行い、モバイル端末等も活用した学習環境を整備している。全ての授業の全ての授業回には、eラーニング教材としての授業コンテンツを設置し、繰り返し受講できるようにするなど学生の自学自習を促進し、シラバスに基づく厳格な授業の運営を行っている。また、授業の運営が全て学習管理システム(LMS)上に記録として残る特性を活かし、教育工学の専門性を有するインストラクショナルデザイナーの支援の下にFD活動を推進している。

通学不要であるという特性を踏まえ、教員がeラーニングの特性を十分理解し、利点を活かし教育効果を高められるよう、「授業サポートセンター」及び「コンテンツ制作センター」を設置し、授業支援を行っている。さらに、学生サービスの充実を図るために「学生サポートセンター」を設置している。キャリアガイダンスについては、高校新卒入学者及び多数を占める社会人学生の双方のニーズを踏まえた支援体制を構築している。

「インターネット大学」である本学は、いわばインターネットがキャンパスであり、そこに学習管理システム(LMS)を構築しているが、学生との対面コミュニケーションにも配慮し、福岡及び東京(牛込神楽坂)の2ヶ所に必要な施設を整備している。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

<3-1の自己判定>

基準項目3-1を満たしている。

<3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

サイバー大学の設置者である株式会社日本サイバー教育研究所は、親会社であるソフトバンク株式会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」に準拠し、また会社法に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制）に関する基本方針として、以下の事項を取締役会で決議し、「事業報告」に開示している。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社的にコンプライアンス体制を構築し、役職員が法令、定款を遵守する体制を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」を制定し、それに従い、文書管理担当者が職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録・保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理については、規則・規程を作成することを検討し、組織横断的な損失の危機の管理については、総務担当部署が、各部門所管業務に付随する損失の危険の管理については、各担当部署がそれぞれ行うこととする。

また、現在は事業規模・人員数などから見て独立した内部監査組織は設置しないものの、今後の事業拡大に伴う組織の増大、業務の複雑化の状況を反映し、必要に応じて独立した内部監査組織設置を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌および職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア) 当社がグループ会社として所属するソフトバンク株式会社が定めたソフトバンクグループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する「ソフトバンクグループ憲章」及びグループ会社の役職員に共通の行動規範を当社へ適用する。

イ) ソフトバンク株式会社が導入している代表者宣誓制度及び確認制度に呼応し、当社の代表者が当社の財務報告の有用性と適正性に関する確認書をソフトバンク株式会社へ提出しており、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保す

る体制に寄与する。

ウ) ソフトバンクグループでは2005年3月期より、内部統制に関するセルフアセスメントを毎年実施している。内部統制セルフアセスメントは、SBグループにおいて求められる内部統制状況を評価する取り組みであり、実施する背景としてSBグループ各社の内部統制状況の可視化および統一的な尺度による評価すること。また金融商品取引法（J-SOX、有価証券報告書・四半期報告書）対応を目的としている。内部統制セルフアセスメントに係るチェックリストは下記3点となる。

- ・全社的内部統制チェックリスト
- ・決算開示チェックリスト
- ・ITガバナンスアセスメントチェックシート

エ) グループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を長とするグループでの情報セキュリティ向上の取り組みをふまえて、情報セキュリティ対策を推進する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では監査役を補助する専任スタッフを置かないものの、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事についてはその都度取締役と監査役が意見交換することとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて監査役スタッフを置いた場合、当該者の人事異動については、取締役からの指揮命令を受けないこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ア) 当社グループに関する重要事項
- イ) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ウ) 法令・定款違反事項
- エ) コンプライアンス体制の運用
- オ) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与え、代表取締役や監査法人等と情報や意見の交換をすることとする。

以上の基本方針に沿って、適法適正な経営の規律維持の観点から、取締役は2人の社内取締役と5人の社外取締役をもって構成し、社外監査役を3人（内1人は常勤）配置して客観性を担保し、監査役会も設置し、監査機能の実効性の確保に努めている。また、法令順守・情報セキュリティ分野においては、それぞれCCO（Chief Compliance Officer）ならびにCISO（Chief Information Security Officer）を選任し、権限を集中させることで迅速かつ機動的な対応を可能とし、役員・教職員に対し適時適切な啓発・指導を行っている。

リスク管理については、その防止及び重大なリスクが顕在化した緊急事態発生時の人的損失、社会的損失及び経済的損失を最小化することを目的として、「リスク管理規程」を定め、運用している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

株式会社立大学である本学は、開学以来、親会社であるソフトバンクグループと強固なパートナーシップを持った大学運営を行っている。ソフトバンクグループの経営理念は、「情報革命で人々を幸せに」と謳われており、本学は、ソフトバンクグループの基本思想並びに理念の共有を図り、また学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的を踏まえ、学則の第 1 条に、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と記載している。

大学の設置認可時に掲げたこの使命・目的の実現に向けて、自らの活動を絶えず律するための検証体制としては、教員・職員一体型の常置組織である自己点検・評価室が中核的な役割を果たしているほか、平成 23（2011）年 6 月からは、改善目標・方法・手順を明確に定め、そのことを構成員が共有し、着実に努力を重ねることを趣旨とする「業務改善プロジェクト」を経営企画部の主導によりスタートさせており、これはソフトバンク株式会社の業務監査室による監査結果（平成 23（2011）年 10 月 11 日～14 日実施）でも肯定的な評価を受けている。

具体的には、平成 24（2012）年度までの到達目標として、「学生満足度向上と対応品質改善」「大学の教育活動を自立的・継続的・安定的に稼働させること」「教職員満足度の向上と適正な経営基盤の構築への貢献」「広報業務による経営への貢献」「中期経営計画の達成」等を掲げ、目標達成に向けた課題（「イシュー・ツリー」）においては、主要な戦略項目を絞り込み、取り組み指標や成果指標を見込値として設定し、また、具体的なアクションとそれを担う担当者、期待効果、期日を定め、諸活動の達成状況を適切にチェックするための体制を構築している。

年度ごとの目標の明確化は、具体的な行動を動機づけるために不可欠であり、それに対する一定の改善は図られたといえるが、完成年度を経過し、5 年度目以後の大学としての中期的な目標・計画の明確化が不十分であったため、平成 23（2011）年 3 月に「サイバー大学自己点検・評価室」の規程を一部あらため、自己点検・評価室の所管事項に、教学の中長期計画策定を加えた。そして評価室が、大学の使命・目的達成のためのマイル・ストーンとしての「サイバー大学中期目標」（平成 24（2012）～平成 26（2014）年度）の案作成を担い、平成 24（2012）年度第 1 回教授会の議を経て策定し、15 の「基本目標」並びに 45 項目の「行動目標」はイシュー・ツリーに適宜盛り込み、各部署の目標達成のための行動計画に落とし込むこととしている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学が、その設置、運営に関連して遵守すべき法令として主なものは、学校教育法、大

学通信教育設置基準、大学設置基準、会社法、構造改革特別区域法である。また、インターネットのみを利用して授業を行う大学であるため、高度メディア授業に関する文部科学省告示（「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号）を遵守しなければならない。

各関連法令等の遵守状況のセルフチェックは、自己点検・評価室が中心となって行っており、我が国の認証評価機関が定める評価基準等に従って点検・評価し、またその評価結果については、開学した平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度まで、大学ホームページに毎年公表している。

大学の設置認可時の遵守事項が守られているかについては、文部科学省の設置計画履行状況等調査（アフターケア）を受けており、平成 19（2007）～平成 21（2009）年度は実地調査、平成 22（2010）～平成 23（2011）年度は面接調査を受け、各年度の「設置計画履行状況等報告書」（平成 23（2011）年度のみ「留意事項実施状況報告書」）を文部科学省へ提出している。

また、会社法及び関連諸規則の遵守については、会社経営の業務監査ならびに会計監査の一環として、職務執行の妥当性・適正性がチェックされている。

さらに、本学は、福岡アジアビジネス特区を活用し、校舎等施設に関する大学設置基準の要件を満たさずに株式会社立のインターネット大学を設置しているものであり、規制所管省庁である文部科学省により、規制の特例措置に係る評価のための特区調査が本学に対し実施されており（平成 19（2007）年度、平成 20（2008）年度、平成 21（2009）年度、平成 23（2011）年度）、その際、大学、教員、学生に対するアンケート調査票等の資料の提出を求められ、その義務を果たしている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

ソフトバンクグループ全社の役職員共通の行動規範として定められている「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」に従い、教職員のハラスメントに関し、教職員の「正社員就業規則」の第 78 条「人権尊重および差別ならびにハラスメントの禁止」において明確にこれを規定し（「臨時社員就業規則」第 61 条）、該当する行為については、第 88・99 条（「臨時社員就業規則」第 89・90 条）に基づき「懲戒」を行うこととしている。

教職員は、「コンプライアンスコード」を遵守し、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社研修時にその説明を受けている。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、コンプライアンス責任者の COO（Chief Compliance Officer）への学内ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい相談の場合に利用可能な「グループホットライン」、さらに社外窓口（外部法律事務所）の 3 つの窓口があり、厳格に運用している。

学生のハラスメントに関しては、平成 23（2011）年 9 月、「学生に対するハラスメント防止委員会」を設置し、「学生に対するハラスメント防止委員会規程」に必要な事項を定め、また、全構成員（教職員・学生）が認識すべき事項として、別途「学生に対するハラスメント防止ガイドライン」を定め、本学ホームページおよび学生ポータル、教員ポータル上に開示し、学生および関係者が相談しやすい窓口体制を整えるとともに、教育、研究、修学に係る快適な環境の保持に向けた啓発活動を行っている。

教職員の健康の確保については、管理職が部下の過重労働の防止に努めるとともに、医療・心理の専門スタッフが常駐するソフトバンクグループの「ウェルネスセンター」から、毎月 1 回、産業医が来校し、一定の労働時間を超えた従業員等に対し面談を行い、隠れた健康リスクを早めに回避するよう努めている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）が公布され、平成 23（2011）年 4 月 1 日から施行されたことを受けて、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設け、教育情報を公表している。

開学した平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度まで、大学ホームページに毎年公表している「サイバー大学自己点検・評価報告書」では、財務に関する章を設け、財務の状況を開示している。また、株式会社立である本学は、会社法、構造改革特別区域法、福岡市情報公開条例に則り、官報へ決算公告を行うとともに、業務及び財産の状況を記載した書類を作成し、福岡キャンパス、東京オフィスの 2 ヶ所に備え置き、入学を希望する者その他の関係人から閲覧または謄写の請求のあった場合、それに対応することとしている。さらに、本学は福岡市のアジアビジネス特区を活用して設置したものであるため、福岡市との協定書に基づき、福岡市に対し、四半期ごとの経営状況報告を行っている。

<3-1 の改善・向上方策（将来計画）>

引き続き、経営の規律及び誠実性の維持に努める。

3-2 理事会の機能

<3-2 の自己判定>

基準項目 3-2 を満たしている。

<3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学では、学校法人の理事会にあたる機関として、定款第 4 条に基づき取締役会を設置し、原則 3 ヶ月に 1 回以上の開催を「取締役会規程」に定め、しかし実際は月 1 回以上開催し、取締役の出席率平均は約 8 割となっている。「取締役会規程」及び共通権限基準表にて取締役会の付議基準を明定し、部以上の新設・廃止・統合、人事要員計画の決定（人件費予算）、研究以外の教員表彰の決定、懲戒の決定、事業計画の承認、予算承認をその専決事項として定め、業務執行に関する重要事項の決定にあたるとともに、取締役の職務の執行を監督することとしている。

本学の設置会社は、定款第 4 条に基づき「監査役会」を設置している。「監査役会規程」において、監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることと規定している。

また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨等の取締役からの報告に対し、監査役会は必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じることとし、内部牽制の有効性を確保することとしている。監査役監査の結果は、会社法第 381 条 1 項に則り「監査報告書」を作成し、取締役会ならびに定時株主総会にて報告している。取締役の選任は、会社法第 329 条に基づき株主総会で行っており、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類に「選任の理由」を記載し、各人の専門性に配慮している。

取締役会で選任された常勤の代表取締役社長は、休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中、その職務に従事し、取締役会で決定した経営方針に基づき、日常の業務執行を指揮している。代表取締役社長には、「稟議規程」に基づき 1,000 万円未満までの決裁権限を与えており、また、その経営判断に資することを目的に「経営会議」を設置しているほか、業務の執行を経営企画部（5 人体制）が補佐している。

さらに、取締役会決議の執行に係る様々な意思決定に機動性を与えるための体制として、社内、学内の部局横断的な重要施策の企画調整を行うことを目的に、管理職ミーティングを原則週 1 回開催しており、代表取締役社長、学長、副学長、経営企画部長、事業開発部長、学部長、教務部長、自己点検・評価室長、システム部長、eラーニング事業部長、広報部長、管理部長、教務部事務部長、学生部事務部長が参加している。

<3-2 の改善・向上方策（将来計画）>

引き続き、定款、「取締役会規程」に則り、適正な会議運営に努め、適時適切な戦略的な意思決定を行うとともに、取締役会決議事項の機動的かつ円滑な執行に努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

<3-3 の自己判定>

基準項目 3-3 を満たしている。

<3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学での意思決定は、原則として、教育研究組織、事務組織、各種委員会で発議された事案について、諸規程の定めに従い、教授会の運営を円滑に行うために必要な事項を審議する全学運営委員会で事前審議の上、教授会の審議を経ることとしている。また、重要事項は取締役会及び経営会議に諮り、法人組織のコンセンサスも得ている。

教学組織と法人組織における、教育研究並びに経営に関する権限と責任に関しては、「職務権限に関する規程」「共通権限基準表」で規定し、全教職員が閲覧できるようにしている。

教授会は、教学組織における最終意思決定機関と位置付け、その権限と責任に関し必要な事項は「サイバー大学教授会規程」に定め、専任教授・専任准教授をもって組織し、原則として月 1 回以上開催し、構成員の 3 分の 2 以上が毎回出席している。本学では、eラーニングの基盤整備に全学的な議論を図る必要性があることなどを理由として、教授会は学部別にではなく、合同教授会として設置している。ただし、各学部及び語学・教養部に

おける固有の問題を事前審議する場として、両学部運営委員会、語学・教養部運営委員会を設置している。

なお、学校教育法施行規則第 143 条の定めに従い、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される教授会の代議機関として、教員及び助手の人事関連事項について審議、決定する人事審議会を設置している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長の選考は、株式会社日本サイバー教育研究所取締役会において決議することとし、取締役会から教学に係る最高責任者としての権限を委任され、その下で権限を行使することとしている。学長の権限については、「サイバー大学学則」に、入学等を含む学籍に関する許可等を行うことを記載している。また、「組織規程」では、学校教育法第 92 条に則り、「校務をつかさどり、所属教職員を統監する」ものとして学長の職務を明記し、教授会を始めとする重要な会議体の議長には学長を充てることを諸規程で定め、学内コンセンサスに留意しつつ、その権限を高め、リーダーシップが発揮され易い体制を確保している。

教授会及び人事審議会、また教授会の事前審議機関である全学運営委員会、さらに入試委員会の議長について、いずれも学長をもって充てることを規程に明記し、会議を主宰し議事進行を担う立場であることを明確化するほか、議決時に可否同数の場合の決裁権限、規程で定められた構成員以外の者の任命・招致権限等を与えている。

学長を補佐する体制としては、副学長、学部長、学生部長、教務部長（いずれも教員管理職）が、各所管事項において学長を補佐している。

<3-3 の改善・向上方策（将来計画）>

引き続き、大学での意思決定プロセスにおいては、諸規程の読み込みを通じ、諸規程等に沿った実運用が適切になされるよう、「規程等管理規程」の定めに従い、部長職以上の役職者から、一般教職員に対する意識づけを徹底する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

<3-4 の自己判定>

基準項目 3-4 を満たしている。

<3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人組織においては、経営の基本方針および経営活動を推進するとともに、重要事項を協議検討し、代表取締役社長による経営判断に資することを目的に、代表取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置している。経営会議の構成は、社長以下の事務系管理職のほか、教学組織を代表する立場で学長を構成員としている。監査役も本会に参加し、意

見を述べられることと規程に定めている。

ソフトバンクグループからの出向社員である学長兼 IT 総合学部長には取締役を兼務させ、法人・教学の両部門の橋渡し役として、教学組織を代表する立場で取締役会に参加させている。また、会社法第 383 条の定めにより、監査役も取締役会に参加している。

教授会の事前審議機関である全学運営委員会は、学長以下、学部長、語学・教養部長、教務部長、学生部長等の教員管理職を構成員とするが、構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も本会に参加し、意見を述べられることと規程に定めている。

本学では、社外監査役を 3 人配置し、監査役会も設置している。監査役の職責と、それを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せてその職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準および行動の指針を定めるものとして、「監査役監査基準」を定め、監査の実効性の担保に努めている。

株式及び株主総会について定款に定め、定時株主総会を年 1 回、臨時株主総会を適宜開催し、議決権を有する株主の意向を踏まえた会議運営を行っている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学部運営委員会は、委員長を学部長とし、構成員を専任教員とする旨規程に定めており、学部長のリーダーシップの下、学部運営委員会等で事前に協議検討した内容を、委員長である学部長から教授会の事前審議機関である全学運営委員会へ上程することとしている。

また、本学では、特定事項の審議を行う各種委員会を置いているが、「教務委員会」「FD (Faculty Development) 委員会」「IT 総合学部カリキュラム委員会」「学生に対するハラスメント防止委員会」では、事務系管理職の教務部事務部長や学生部事務部長も構成員とすることを規程に定め、FD 委員会は職員のインストラクショナルデザイナーを委員長指名の構成員とするなど、教学運営に職員の意見も取り入れることとしている。

教員・助手の任用・昇任等を審議、決定する、教授会の代議機関としての人事審議会の構成員は、審議員長の学長以下、学部長、語学・教養部長、専任教授の中から教授会にて選任する者若干名のほか、事務系管理職の人事所管部署長を充てており、また、議決には審議員長及び人事所管部署長の同意を必要とする、と規程に定めている。

<3-4 の改善・向上方策（将来計画）>

引き続き、法人部門と教学部門の円滑な連携と有効な牽制については、諸規程等に沿った適切な実運用に努める。

3-5 業務執行体制の機能性

<3-5 の自己判定>

基準項目 3-5 を満たしている。

<3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の設置会社は、「組織規程」ならびに業務分掌表において、大学部門及び法人部門の組織と業務分掌を明確に規定し、業務の遂行に必要な職員を適切な人数確保している。法人事業本部には、経営企画部以下、次表のとおり 7 部署を配置し、代表取締役社長の職務執行を経営企画部が補佐している。また、広報部、管理部、システム部の 3 部署は、大学部門内にもミラー組織として併置している。大学部門には、附属図書館以下、次表のとおり 8 部署を配置しており、学生部、教務部、広報部、管理部、システム部の 5 部署を総称して「事務局」と呼ぶこととしている。

学長、副学長、本部長の職務を始め、部長、副部長、事務部長、学部長、室長、副室長、館長、副館長、機構長、課長、センター長の職務も規程に定め、また、会社の各組織単位における当該組織長の決裁権限については、別に「稟議規程」を設けている。

各部署の業務執行を適切に機能させるため、目標達成に向けた各部署の課題（イシュー・ツリー）を明確にし、その達成へ向けて課題を細分化し、その各々に人的資源を振り分け、業務の管理を行っている。

【表 3-5-1 業務分掌表】 2012年5月1日付

〔組織規程別表業務分掌表〕より抜粋整理)

統括部門	部署名 (人)	大分掌事項
法人事業本部	経営企画部 (5人)	経営企画に関する事項 経理に関する事項 財務に関する事項
	広報部 (5人)	営業に関する事項 広報に関する事項
	管理部 (5人)	法務に関する事項 人事に関する事項 総務に関する事項 庶務に関する事項
	システム部 (5人)	システムに関する事項 セキュリティに関する事項
	コンテンツ企画部 (10人)	コンテンツに関する事項
	事業開発部 (10人)	法人事業に関する事項
	eラーニング事業部 (6人)	eラーニング事業に関する事項
サイバー大学	附属図書館 (5人)	図書に関する事項
	自己点検・評価室 (5人)	教学企画および自己点検・評価に関する事項
	研究機構 (3人)	プロジェクト研究に関する事項
	学生部 (7人)	学生に関する事項
	教務部 (13人)	教務および研究に関する事項 コンテンツに関する事項
	広報部 (5人)	募集に関する事項 広報に関する事項
	管理部 (5人)	法務に関する事項 人事に関する事項 総務に関する事項 庶務に関する事項
	システム部 (5人)	システムに関する事項 セキュリティに関する事項

※人数には兼務を含む。兼務の状況は【資料 2-3-10】を参照

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

職員の人事考課については、ソフトバンクグループの人事制度に準じ、組織目標に沿って半期ごとに個人目標を立て、それに対する達成度で賞与査定等を行う目標管理制度 (MBO [Management By Objectives through Self Control]) を導入し、大学の使命・目的の達成と個人のモチベーション向上の体系的な統合化を図り、業務の効果的な執行体制の確保に努めている。各部署長は、所管部署の適切な業務遂行のため、部員に業務日報の提出を

義務付けている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

ソフトバンクグループの人材育成機関である「ソフトバンクユニバーシティ」は、テクノロジー、ファイナンス、ビジネススキルに係る「コア能力開発プログラム」を提供しており、グループ従業員としての本学職員も、自己のキャリア目標に合わせて受講できることとなっている。また、同グループのコンプライアンス事務局が提供する研修プログラムも、適宜、対象職員に受講させている。

平成 20（2008）年度～平成 22（2010）年度、大学事務の専門的知識の習得を目的に、教務部、学生部、自己点検・評価室、管理部総務チーム、広報部の職員が、伝統ある他の私立大学で、短期実務研修（3 日～10 日間）を受けている。また、平成 20（2008）年度以後、大学事務の経験者を学生部顧問として招致し、その指導・助言を受けながら、学生部所管事項の改善充実に努めている。

そして、オンライン大学である本学は、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者をインストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーとして必要数保持し、組織的に研修を行い、チームとして教材制作に関わるなど、教育の質を担保するための専門スタッフの質の向上に努めている点が大きな特色である。開学から 6 年度目を迎え、インストラクショナルデザインに基づく教材の設計・開発体制は、開学以来、350 科目を超える授業制作の実績、61 回におよぶ研修の実施実績等を踏まえれば、一定の水準に達したものと判断できる。

本学が、アシスタント・インストラクショナルデザイナーの資格基準としている、日本イーラーニングコンソシアムが提供する eLP（eラーニング・プロフェッショナル）ベーシック資格は、職員の新規資格取得及び資格更新を随時行っている。また、平成 22（2010）年度、附属図書館職員が、文化庁提供の図書館等職員著作権実務講習会に参加し、研究推進課職員は、毎年度、日本学術振興会の科研費実務担当者説明会に参加している。

インストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務遂行能力の発展向上のため、月 1 回程度、学外の教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として招致し、組織的な研修活動を継続し、専門スタッフを育成している。平成 23 年 3 月、本学職員のうち 1 人が、熊本大学大学院教授システム学専攻で修士号を取得し、インストラクショナルデザインの有資格者に成長したという実績もある。当該修士論文における研究内容は、サイバー大学におけるアシスタント・インストラクショナルデザイナー育成のための研修プログラムであり、本学コンテンツ制作センターの実地の新人スタッフ育成にも貢献している。

<3-5 の改善・向上方策（将来計画）>

引き続き、組織的な研修を実施し、インストラクショナルデザイナーの専門性の向上と体制の充実を図り、教育の質の担保に努める。

3-6 財務基盤と収支

<3-6の自己判定>

基準項目 3-6 を満たしている。

<3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学が、今後とも永続的な教育研究活動の適切な運営を行うためには、何より財務の健全性の確保が重要となる。これまでは、親会社であるソフトバンクグループの全面的なバックアップを受け大学運営を行ってきたが、今後は親会社に対する財務依存から脱却し、本学単体での企業会計上の赤字解消を実現することが強く求められる。大学の継続性・安定性の観点から、学校設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所の経営基盤の確立のため、特に以下の3点に注力してきた。

- (1) 売上高の源泉である学生募集力強化と収益事業収入の獲得
- (2) 学修環境に影響を与えない範囲にて、聖域なきコストの削減（提供サービスに対する適正対価の実現）
- (3) 親会社との連携を強化し、赤字解消までの資金調達の安定性・機動性、変事抵抗力の確保

具体的には、学校法人の理事会にあたる取締役会で承認・可決された、上記3点に重点をおいた「中期事業計画」に基づく財務（資金）計画に沿って、日々の大学財務運営を履行している。

平成23（2011）年度の営業損益は、前年比約2億円改善した結果、過去最高益を計上したと同時に、平成23（2011）年1月度取締役会で承認・可決された年度予算を、会社設立後第7期にして初めて達成し、中期事業計画に基づく適正な財務運営を確実に遂行するための体制を確保したところである。

平成23（2011）年1月度の取締役会にて承認・可決された中期事業計画においては、平成25（2013）年度内での営業損益の黒字化を目標としていたが、平成24（2012）年1月度の取締役会にて承認・可決された中期事業計画では、より一層の収益事業収入の増加に努めることを念頭に、平成24（2012）年度内での黒字化を目標とし、早期の財務基盤の安定化を目指すこととしている。

【表 3-6-1 営業損益推移】

年度	H20	H21	H22	H23
営業損益	▲13.0億円	▲7.4億円	▲6.8億円	▲5.5億円
予算達成率	78%	58%	78%	100%

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校設置会社の経営基盤のさらなる充実強化を図るためには、抜本的に収支構造を改革

する必要があるとの判断に至り、平成 22（2010）年 5 月度取締役会、同年同月の教授会の議を経て、平成 22（2010）年度秋学期より、世界遺産学部の新規学生募集を停止し、IT 総合学部に対する学生募集の施策を強化している。

（1）収入の改善要素

経営の重要な指標である定員充足率を向上させるため、本学志願者の大半を占める IT 業界に従事する社会人への訴求効果が高い Web 広告に特化した広告宣伝活動を行い、資料請求数、大学説明会予約数も増加した結果、入学者数は平成 21（2009）年度を底に増加傾向にあり、年度ごとに収支バランスは改善している。

Web 広告からの資料請求数、大学説明会予約数が増加したもうひとつの要因として、世界遺産学部の学生募集停止を受け、学生募集活動を IT 総合学部一本化したことで、限られた広告宣伝費を効率的かつ効果的に投下することが可能になった点が挙げられる。募集停止を行った平成 22（2010）年以降、入学者 1 人あたりに投入した広告宣伝費単価も着実に減少している。

また、本学の親会社であるソフトバンクグループとの連携を強化し、平成 21（2009）年度以後、関連会社からの法人取引としての収益事業収入を得ている。平成 23（2011）年 11 月より、ソフトバンクグループの社内教育研修の e-ラーニングシステムの提供を開始し、約 50 百万円を新規売上として獲得するなど、平成 23（2011）年度は 320 百万円の収益事業収入を計上しており、売上高の増加による財務基盤の安定化に寄与している。

【表 3-6-2 入学者数・1 人あたり広告宣伝費単価推移・附属事業収入・収益事業収入】

年度		H21	H22	H23	H24
入学者数（*）	春学期	135 人	158 人	206 人	343 人
	秋学期	36 人	47 人	106 人	—
	合計	171 人	205 人	312 人	—
入学者 1 人あたり広告宣伝費単価		420 千円	310 千円	320 千円	230 千円
附属事業収入 平成 23 年度より収益事業収入		240 百万円	250 百万円	320 百万円	—

（*）平成 22（2010）年度秋学期から世界遺産学部は新規学生募集を停止しており、平成 22（2010）年度春学期までは世界遺産学部及び IT 総合学部の入学者数を合せた人数、平成 22（2010）年度秋学期以後は IT 総合学部入学者数のみの人数を記載

親会社がソフトバンクグループであるメリットを活かし、タブレット型 PC 等による受講環境を段階的に整備しているところであり、平成 23（2011）年 6 月より、正科生に対し「iPad」（アップル社製）Wi-Fi+3G モデルの無償貸与を始めている。

そして、貸与対象者を当該学期の履修単位数 10 単位以上の正科生とした結果、平成 23（2011）年度春学期以降の入学者のうち、10 単位以上履修した学生の割合が、平成 22（2010）年度秋学期の約 58%と比して、平成 23（2011）年度秋学期には約 88%、平成 24（2012）年度春学期には約 89%に増加したことも授業料収入の安定的確保に一定の効果を挙げている。

【表 3-6-3 入学時期別 10 単位以上履修者割合】

年度	H22 秋	H23 春	H23 秋	H24 春
入学初学期履修者数	43 人	172 人	91 人	321 人
うち 10 単位以上履修者数	25 人	142 人	80 人	286 人
10 単位以上構成比	58%	83%	88%	89%

以上の結果から、平成 23（2011）年度の売上は約 6.26 億円となり、前期比約 15%の増加となっている。

（2）支出の改善要素

入学者数は順調に増加し、平成 24（2012）年度の入学定員充足率は 70～80%まで改善できる見通しではあるものの、平成 23（2011）年度の営業損益は 5.5 億円、さらには平成 24（2012）年度の営業損益の黒字化を目標として掲げている以上、不要不急で修学面に影響が無い、または少ないものを主な対象として、聖域なき費用削減を継続し、財務上の変事抵抗力を向上させることが肝要である。

平成 23（2011）年 6 月からは、全社・全学的な取組みとして、改善目標・方法・手順を明確に定め、そのことを構成員が共有し、着実に努力を重ねることを趣旨とする「業務改善プロジェクト」を経営企画部の主導により始動しており、併せて本プロジェクトにおいては、コストの全項目に関し、提供サービスに対する適正対価までの削減を徹底し、コストの適正化に努めている。なお、「売上原価」並びに「販売費及び一般管理費」を大学設置認可時の計画と比較すると、次表のとおりの実績（一部見込）となる。これは、より筋肉質な財務状況を構築したことの証左といえる。

【表 3-6-4 費用推移】

(単位：百万円)

平成	H20	H21	H22	H23(予)
認可申請時(A)	△1,741	△2,545	△3,307	△3,307
(内、売上原価)	(△1,587)	(△2,325)	(△3,037)	(△3,037)
(内、SG&A)	(△154)	(△220)	(△270)	(△270)
実績(B)	△1,673	△1,306	△1,228	△1,175
(内、売上原価)	(△1091)	(△862)	(△798)	(△695)
(内、SG&A)	(△583)	(△444)	(△430)	(△480)
(B)-(A)	+68	+1,239	+2,079	+2,132

資金支出(キャッシュフロー)項目においても、削減に向けた創意工夫を実践している。インターネットを活用した教育に不可欠な授業コンテンツ制作業務に関し、大学設置認可時に予定した 350 科目を超える予定科目を全て制作したノウハウを活かし、制作における業務委託の割合を減らし、内製化することにより、教育の質、すなわちインストラクショナルデザインに則った教材制作の水準を維持したまま、認可時と比べて下表の通り大幅な

削減を果たしている。コンテンツ制作力の向上は、当社のキャッシュフロー上、好影響を与えるため、平成 24 (2012) 年度より、コンテンツ制作センターに専任スタッフ 2 人を純増し、内製化を促進している。

【表 3-6-5 コンテンツ制作費推移】

(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23(予)
認可申請時(A)	1,324	1,216	717	279
実績(B)	446	149	35	60
(B)-(A)	△878	△1,067	△682	△219

親会社との関係を強化し、シナジーを高めることを目的に、少数株主から全株式を取得し、平成 22 (2010) 年に本学の設置会社は親会社の完全子会社 (100%) となっている。これに伴い、親会社からの実効的かつ責任ある支援を受けるための体制が強化され、本学の財務活動の安定性が増すとともに、機動的かつ迅速な事業戦略の実行が可能となっている。親会社グループからは、併せて極度枠として合計 31.2 億円 (平成 24 (2012) 年 4 月 1 日現在) の潤沢な資金借入枠 (いつでも引出し可能なコミットメント・ライン) の提供を受けており、今年度も新たな極度枠に関して承認を受ける予定である。親会社の存在は当社の安定的・機動的な資金調達や、変事抵抗力の確保のための経営基盤の支柱となっている。

以上の推移を経て、平成 23 (2011) 年度は過去最高の営業損益を計上し、その財政的基盤は着実に改善しつつある。また、資金力のある親会社からの財務面でのサポート並びに事業面での提携というパートナーシップも強化していることから、学生に対する教育活動に支障をきたす等の弊害が顕在化する可能性は極めて些少であると認識できる。

資産運用については、手元流動性を確保するための預貯金以外の金融商品を保有する段階にはない。また、福岡市との協定書に基づき、在学生に対し、入学金等の金員を返還しなければならなくなる事態に備えたセーフティネットの構築を目的に、入学金を他の資金と区分した預金として留保している。

外部資金の導入について、株式会社立大学である本学は、私立大学を設置する学校法人に適用される税制上の優遇措置を受けることができない。したがって、企業等からの受託研究費・共同研究費等の受入れ促進には一定の限界があるが、科学研究費補助金の受入状況は次表の通りとなっている。また、研究分担者としての受入れは、平成 19 (2007) ～平成 24 (2012) 年度までに 21 件、採択総額 9,575,000 円 (直接経費 8,000,000 円/間接経費 1,575,000 円) である。

【表 3-6-6 科学研究費補助金の受入状況】

年度	申請件数	採択件数	採択率	採択総額
H19	6 件	1 件	16.7%	2,540,000 円
H20	17 件	3 件	17.7%	8,060,000 円
H21	27 件	1 件	3.7%	2,080,000 円
H22	20 件	1 件	5.0%	5,460,000 円
H23	22 件	5 件	22.7%	19,944,400 円
H24	16 件	1 件	6.2%	4,750,000 円

<3-6の改善・向上方策（将来計画）>

今後とも、継続的かつ安定的な大学運営を目指すために、まずは平成 24（2012）年 1 月度の取締役会にて承認・可決された中期事業計画を確実に遂行し、平成 24（2012）年度内の企業会計上、営業利益赤字解消の目標達成へ向けて、全社・全学を挙げて取組みを進めている。そして、財務基盤の健全性を確保するため、特に以下の 3 点に注力する。

- (1) 売上高の源泉である学生募集力のより一層の充実強化
- (2) 学修環境に影響を与えない範囲での、不断のコスト削減の継続
- (3) eラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る外販事業の展開、親会社との連携強化による収益事業収入の増加

特に、(3) の収益事業収入に関しては、平成 23（2011）年 11 月から法人事業本部を立ち上げ、新規事業を開始している。具体的には、平成 24（2012）年 4 月より、本学内で学生に提供している“Cloud Campus”（クラウド型学習管理システム）を他大学や外部企業へ外販する。この「次世代型」とでもいふべき教育プラットフォームは、OS や Web ブラウザ、ソフトウェアの種類やバージョンによらず、かつ、モバイル端末を含むすべてのデバイスからの受講を一元管理できるシステムであり、親会社の主力商品である iPhone（スマートフォン）や iPad（タブレット型 PC）との親和性も高いため、ソフトバンクグループ各社と協業提案することにより、あらたな市場獲得を目指す。

法人事業を立ち上げて、大学事業との両輪体制を構築し、大学事業の赤字幅をさらに縮小するとともに、法人事業での売上増加によって早期の黒字化を達成することで、教育研究環境の改善充実を図る予定である。

3-7 会計

<3-7の自己判定>

基準項目 3-7 を満たしている。

<3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学は株式会社立大学であることを踏まえ、会社法第 431 条の定めに基づき、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って当社の会計基準を「経理規程」に定め、会計処理を実施している。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わるマニュアルを作成し、「経理業務運用マニュアルリスト」に一覧化しているとともに「経理業務（月間）総体図」にて一覧化（フロー化）している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は独立会計監査人である外部の監査法人と契約し、これが行っている。また内部監査は株式会社日本サイバー教育研究所の常勤および非常勤により構成される監査役会及びソフトバンク株式会社の業務監査室（以下 SB 業務監査室）が担っている。

また各々が定期的な監査を実施しており、監査役会と監査法人、SB 業務監査室とがそれぞれ連携して、監査及び内部統制の面から企業統治を果たしている。

以上により、会計処理は一般に公正妥当と認められる企業会計に基づいて、適切に履行されており、また会計監査も、ソフトバンク株式会社の業務監査室の「内部監査」、監査役会の「監査役監査」、公認会計士が行う「会計監査」のすなわち「三様監査」が相互に情報交換し連携しており、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

<3-7の改善・向上方策（将来計画）>

より一層の会計処理の正確性担保に向けて、内部監査体制の強化、つまりは自主点検体制の構築を図るため、上述した「経理業務運用マニュアルリスト」や「経理業務（月間）総体図」を作成している。

業務プロセス構築を主眼とし、作成したマニュアルやフローを定期的に見直すことを明文化し、マニュアルを適宜改訂するとともに、年一回見直しを行うことを規定している。また、マニュアルの改廃時等には「マニュアル制定・改廃申請書」に則り、適切な権限者の承認履歴を保存する手続を実施している。

自主点検体制の構築を目的として、今後もマニュアルやフローの作成、適宜見直しに継続して取り組み、会計処理の正確性担保に向けた改善向上に努める。

<基準 3 の自己評価>

基準 3 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の使命・目的の実現のため、サイバー大学の設置者である株式会社日本サイバー教育研究所の取締役会の下、代表取締役社長・学長・教授会による経営努力を継続している。

平成 23（2011）年度は過去最高の営業損益を計上し、財政的基盤は着実に改善しつつある。大学運営の継続性及び安定性を向上させるため、平成 24（2012）年 1 月度の取締役会で承認・可決された中期事業計画を着実に遂行し、平成 24（2012）年度内の企業会計上の営業利益赤字解消の目標達成へ向けて、全社・全学を挙げて取組を進めているところである。法人事業及び大学事業の両輪体制を構築し、大学事業の赤字幅をさらに縮小するとともに、早期の黒字化を達成することで、教育研究環境の改善充実を図る予定である。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

<4-1 の自己判定>

基準項目 4-1 を満たしている。

<4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命」としている。

完全インターネットによる教育を行う 4 年制大学は、日本では本学を含め 2 校しかないため、インターネットによる遠隔教育の点検・評価の項目については、米国の先進的な事例に学び、全米教育協会（NEA：National Education Association）及び Blackboard 社が委託し、高等教育政策研究所（The Institute for Higher Education Policy）から発表された「オンライン教育の質（Quality on The Line）～インターネットを基盤とする遠隔教育における成功のためのベンチマーク～」(7 区分 24 項目)を参照することとしている。

本ベンチマークの内容を踏まえ独自に策定した点検・評価の項目により、本学は継続的に点検・評価活動を実施し、その結果については、開学年度の平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度までの各年度の「サイバー大学自己点検・評価報告書」のなかで評価基準「e ラーニングの実施体制」として整理し、大学ホームページで公表している。またその過程で随時点検・評価項目の文言修正を行い、さらに精選したものを本自己点検評価書の基準 A に集約している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

開学年度の平成 19（2007）年度末、本学は自己点検・評価委員会を設置したが、原則月一回の会議運営のみでは、自己点検・評価報告書を作成するのが精一杯であり、点検・評価活動の実質化、すなわち点検・評価結果を具体的な改革・改善に繋げ、内部質保証を目指すための体制としては不十分であった。その結果、平成 20（2008）年度文部科学省設置計画履行状況等調査の留意事項として、「『自己点検・評価報告書』の記載内容については、設置認可時の計画どおり履行されていない事項に関して記載していないものが見られるので、現状を適切に把握・分析した上で自己点検評価を行うようにすること」と指摘されていた。

これを受けて、平成 21（2009）年 4 月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータを基に大学の諸活動を点検・評価する部署である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させて活動を行った結果、平成 21（2009）年度文部科学省設置計画履行状況等調査では留意事項が継続して付されなかったことより、監督官庁からも一定の評価が得られたといえる。

そして、平成 22（2010）年度末、大学の規模に見合った会議運営の効率化を図るため、

自己点検・評価委員会並びにその下部組織の教育評価委員会を廃止し、それと同時に自己点検・評価室については、点検・評価結果を改善へ繋げるための「企画」を担う役割をあらたに付与し、所管事項として「教学に関する中長期計画の策定に関する事項」を規程に定めている。

平成 24 (2012) 年 5 月時点で、自己点検・評価室には 2 人の専任教員 (学長及び副学長)、3 人の事務職員を配置し、副学長 (兼教務部長) を自己点検・評価室長に任用し、その権限を背景に機動的な意思決定が行えるようにしている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

開学年度の平成 19 (2007) 年、平成 20 (2008) 年、平成 21 (2009) 年の 3 ヶ年の点検・評価活動の結果は、「サイバー大学自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表している。また、開学から 5 年間の点検・評価活動を総合した結果を本自己点検評価書としてまとめ、6 年度目の平成 24 (2012) 年に認証評価を受審することとしている。

<4-1 の改善・向上方策 (将来計画) >

開学した平成 19 (2007) 年度から平成 24 (2012) 年度までの 6 年間で、計 4 回、点検・評価結果をとりまとめた報告書を作成している。ほぼ毎年度の振り返りを報告書として整理する意義はあるものの、点検・評価活動の主眼に置かれるべきは、報告書の作成もさることながら、点検・評価結果を具体的な改革・改善に繋げることである。学内の人的リソースにも限りがある以上、点検・評価結果を踏まえた改善フィードバックにより一層高い効果を期待する観点から、自己点検・評価報告書の作成・公表の周期としては、認証評価を約 7 年に 1 度受審することにも鑑み、3~4 年に 1 度にあらためることとする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

<4-2 の自己判定>

基準項目 4-2 を満たしている。

<4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価) >

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

開学年度の平成 19 (2007) 年、平成 20 (2008) 年、平成 21 (2009) 年の 3 ヶ年の点検・評価活動の結果は、「サイバー大学自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表しているが、国内の認証評価機関が提示している評価項目等に準拠しながらとりまとめた当該報告書の本文中には、できるだけ詳細に資料番号を付し、基準ごとに各資料の典拠を明示するなど、エビデンスに基づく自己点検・評価に努めている。

また、自己点検・評価室が、各部署及び委員会に対し、課題の進捗等をヒアリングする際の材料として、「改善タスクリスト」を活用している。項目ごとに管理番号を付し、「評価基準」「評価項目」「評価の視点」「点検・評価結果と改善提案/意見」を記載し、またそのステータス (未着手・継続・完了のいずれか)、「具体的な部局対応 (計画または実績)」

「根拠資料」「担当部局」「担当者」「期限」「達成状況」をエクセルで一覧表とし、本表及び根拠資料は、各部署及び委員会に關与する事務職員が横断的に閲覧できるよう、共有フォルダに格納している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価室を中心に、恒常的な自己点検・評価活動を行いながら学内データの収集と分析を行っている。また、本学の教育活動（授業コンテンツ及び授業運営）に係る外部評価を行う組織として「授業評価委員会」を設置しており、平成 20（2008）年、平成 21（2009）年、平成 22（2010）年の 3 度にわたって委員会を開催し、外部の有識者等からの助言も参考材料にしながら現状把握に努めている。さらに、文部科学省の設置計画履行状況等調査及び特区調査を定期的に受け続けており、その度ごとに大部の報告書及び資料を提出しており、その際にも学内データの収集と分析を行っている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

開学年度の平成 19（2007）年、平成 20（2008）年、平成 21（2009）年の 3 ヶ年の点検・評価活動の結果は、「サイバー大学自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表するとともに、学内の全教職員に共有している。

<4-2 の改善・向上方策（将来計画）>

平成 20（2008）年、平成 21（2009）年、平成 22（2010）年の 3 度にわたって開催した「授業評価委員会」については、委員会開催後に、折にふれて教務部長から教授会等での結果を報告してきたが、3 ヶ年を総括する「授業評価委員会実施報告」を平成 24（2012）年度春学期中に完成させ、教授会において報告・共有する予定である。

4-3 自己点検・評価の有効性

<4-3 の自己判定>

基準項目 4-3 を満たしている。

<4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

平成 19（2007）年度及び平成 20（2008）年度の自己点検・評価報告書については、各部署等の担当者に各々自己評価させ、報告書も分担執筆していたが、評価結果を自らの責任で価値付け、絶えず教育研究活動の自己改革を進める態度と責任ある行動の選択を行うという、いわば文化としての評価が教職員に十分定着していたとはおよそ言い難い状況で、各部署等による自己点検・評価による課題の集約は困難を極めた。

この反省に立ち、平成 21（2009）年度以後は、自己点検・評価室が点検・評価を総括し、主管する立場であることをはっきりさせ、その都度必要に応じて、自己点検・評価室が各部署及び委員会に呼びかけ、課題の進捗をヒアリングするのみならず、あらたな課題や改

善方法を提言し、またその一連の取組みを踏まえて、報告書の作成及び編集も同評価室の責任で一元的に行うこととしている。自己点検・評価室による定常的な「点検・評価 (Check)」、同評価室による「改善 (Action)」の誘導、その後の各部署等による「目標・計画 (Plan)」の立案、そして「実行 (Do)」まで、「改善タスクリスト」によって管理することとしている。

また、副学長兼教務部長に自己点検・評価室長の職務を担わせ、主導的な役割を担わせることにより、たとえば文部科学省からの指摘事項があれば、即時「改善タスクリスト」へ記載し、関連部署等へフィードバックの上、迅速な改善へ繋げるための機動性を確保している。

<4-3の改善・向上方策（将来計画）>

平成 19 (2007) 年度の開学以来、丸 5 年を経過した今日に至るまで、試行錯誤を繰り返しながら自己点検・評価の体制を構築してきた。これまでの自己点検・評価室の構成は、大学の規模に応じて、少数精鋭の人員配置で運営してきた。

自己点検・評価室は、大学等の設置認可の動向、制度・法改正等の情報を収集・分析し、本学のあるべき方向性について大局的な観点から論点を整理し、学内に伝達する役割を担っている。こうした職務について、事務職員の能力開発が進められつつあり、また教員側は自己点検・評価室長がその職務を遂行してきたといえるが、今後の自己点検・評価活動においては、PDCA サイクルを稼働させる仕組みの機能性を高め、国内では例が限られるインターネット大学の教育改革を進める上で、教員からの適時適切な学内への啓発が有効であるという観点から、教員組織側でこうした職務を担える適任者を増やしていく必要がある。

高齢教員の退職に伴う若手教員の登用計画も念頭に置きながら、平成 24 (2012) 年度中に、資質・能力のある候補者を選任し、その育成方針を人事審議会で検討する予定である。

<基準 4 の自己評価>

基準 4 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

平成 19 (2007) 年度に自己点検・評価委員会を発足の後、平成 21 (2009) 年 4 月には、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータを基に大学の諸活動を点検・評価する部署である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させた。評価・改善のサイクルを効率的かつ効果的に稼働させるため、エビデンスに配慮した「改善タスクリスト」を用いながら、点検・評価活動を継続しており、基準 4 全体に求められる要件を満たしていると判断できる。

平成 19 (2007) 年度、平成 20 (2008) 年度、そして平成 21 (2009) 年度の開学後 3 年間にわたる点検・評価活動の結果を「サイバー大学自己点検・評価報告書」としてまとめ、それを大学ホームページに公表している。その際、本学の使命・目的等に即し、米国の先進的な事例に学び、独自に策定した点検・評価の項目により点検・評価活動を実施し、またその結果は自己点検・評価報告書のなかで評価基準「e ラーニングの実施体制」として整理している。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A e ラーニングの実施体制

A-1 教育目的に即した学習管理システム (LMS: Learning Management System) の開発・運用

<A-1 の自己判定>

基準項目 A-1 を満たしている。

<A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価) >

A-1-① 教育課程の円滑な遂行を可能とする LMS の開発及びその内容等の周知

開学時における LMS は、海外のオンライン大学のそれを参考に、ソフトバンク株式会社のグループ企業であるソフトバンク BB 株式会社が本学向けにカスタマイズしたものであった。しかし、市場に出回っているパソコンの OS (Operating System) は随時更新され、それに伴い Web ブラウザや Microsoft Office 製品のバージョンも上がり、LMS との互換性の維持が困難な状況となっていた。また、毎年度のシステム利用料の支払いに加えて、開学当初の LMS が必要最低限の機能のみ実装するものであったため、あらたな機能を追加する場合はその都度コストが発生し、維持管理費が嵩み続けるという課題もあった。

そこで、①OS や Web ブラウザ、ソフトウェアの種類やバージョンによらず、かつ、モバイル端末を含む複数のデバイスからの受講を一元管理できるようにすること、②ソフトウェアのソースコードが無償で公開されているフリーウェアの LMS を導入し、中長期的な維持管理費を低減すること、③フリーウェア LMS のカスタマイズ開発は自社で行い、LMS 及び技術的ノウハウを内製化すること、④フリーウェア LMS に搭載された多彩な機能は、即使用しなくとも保持しておき、用に供する際に使えるようにしておき、中長期的なシステム改修コストの低減を図ること、⑤加えて LMS と履修管理情報等が同期しているタブレット型 PC やスマートフォン向け学習アプリケーションを独自開発し、本人確認機能など、フリーウェア LMS に搭載されていない機能を追加し、本学独自の LMS として完成させ、以上をもって“Cloud Campus” (クラウド型学習管理システム) と称し、本学の中期的なブランディングの中核となるプロジェクトとして鋭意作業を進め、いよいよ平成 24 (2012) 年度より全授業科目への本格運用を開始している。

毎週 1 回開催しているシステム定例会議には、代表取締役社長を始め、教員組織から学長及び副学長、事務組織から各部署長が参加し、システム部長からの開発進捗並びに提案を受け、優先度等を機動的に協議する体制を確保しつつ、経営会議の承認を経た後に順次開発を進め、進捗状況や今後の予定をシステム部長から教授会で報告することとしている。

LMS の運用開始に先立ち、教務部がマニュアルを作成し、学生ポータルを通じて周知している。また、“Cloud Campus” の運用開始前の平成 24 (2012) 年 2~3 月には、学生向け対面研修会を複数回開催しており、またその模様は映像収録し、欠席者に学生ポータルで配信している。

A-1-② システム運用設計書（パスワード保護、バックアップシステムの電子的セキュリティ手段等）に基づく適切な運用体制の確立と厳正な実施

本学のシステム運用は、情報システム運用の基本方針に則り、ユーザのセキュリティ管理やデータファイルの保管管理等に係る規程やガイドライン等を定め、運用している。

諸規程等の制定は、一般的な企業内システムの運用に準じ、十分なレベルにあるといえる。また、その運用においても、アルバイト雇用の TA (Teaching Assistant) を含む教職員全員に対し、本学が貸与するパソコン上で授業運営等を行わせており、いずれもシステム部の監視対象にあるため、セキュリティは確保されているといえる。

平成 24 (2012) 年 3 月末までは、LMS の運用実務をソフトバンク BB 株式会社に委託していたが、同年 4 月 1 日より、LMS の開発・運用・保守のすべてを本学で内製化することとし、システム部の専任職員を 2 人配置した上、責任ある体制の確保に努めている。

また、セキュリティの向上等を目的として、デスクトップ環境をすべてサーバ側に集約し、個々の端末環境に左右されないデスクトップの仮想化技術について検討の後、平成 24 (2012) 年度から職員の作業環境へそれを導入している。

A-1-③ 通信障害等のトラブルが発生した場合の復旧体制の整備とその機能性

福岡アジアビジネス特区の「構造改革特別区域計画」においては、本学がインターネットのみを利用して授業を行う大学として、大学設置基準等の校舎等施設に関する基準によらないことを可能とする条件として、「サーバは、24 時間体制で常時監視体制下にあるデータセンター内に設置するため、通信障害が発生した場合には、直ちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることができる体制」を備えることとされている。

運用側の授業コンテンツの配信システムは、アプリケーションサーバ、Web サーバ、ストリーミングサーバ、データベースサーバからなっており、24 時間体制で常時監視体制下にあるデータセンター内の設備において、すべて多重化運用しているため、原則として不慮の事態に際し停止することはない。

また、トラフィックの管理を行い、アクセスが集中する時間帯における必要十分な回線を想定し、提供することとしている。データセンター拠点における自然災害等に起因する運用の一時的な停止は発生する可能性はあるが、緊急時のシステムメンテナンスによる運用休止の範囲と同等のサービスレベルで運用しているので、通常の授業運営において、学生に対し著しい不利益や不便をかける規模の支障とはならず、開学以来、単位の修得に影響するような重大な支障は生じていない。

A-1-④ 公平かつ合理的な学習機会を提供するための授業配信体制の整備とその機能性

配信側システムの稼働環境においては、十分な稼働率を保障する体制を確保し、また、学生側の技術的トラブルについても問い合わせ窓口を設け、平成 19 (2007) 年度の開学時から 5 年間の経験を経て、技術的サポートは一定の水準に達しているといえる。

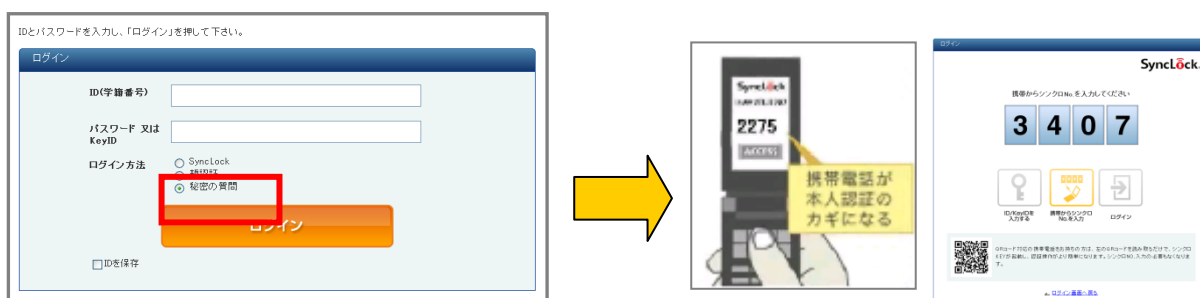
本学の授業配信は、すべてインターネットを通じ行っているが、平成 24 (2012) 年 5 月 1 日時点で 28 人在籍する海外在住学生のインターネット環境は、当該国・地域のそれに依存せざるをえない。当然ながら、各国のインターネットの環境やサービスレベルは一定ではないため、学生のインターネット接続状況等に関する保障を行うことはできない。

こうした状況を踏まえ、授業コンテンツの配信速度は、画像品質を損なわない程度に、ブロードバンド化が著しく進んでいる日本国内のインターネット事情から期待される配信帯域よりも保守的な数値に設定している。それでもなお、海外在住の一部の学生で、授業コンテンツの視聴に支障が生じていることが確認されたため、平成 24 (2012) 年 4 月からの“Cloud Campus”の運用開始に伴い、全授業コンテンツの解像度を学習に影響のない範囲で最小限度まで下げて配信するなど対応を進めている。

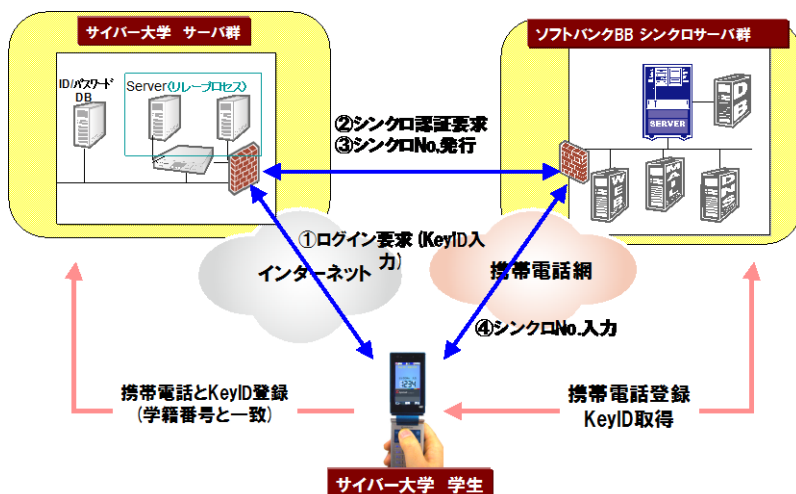
A-1-⑤ 受講時・試験時における「なりすまし」等の不正を未然に防ぐための本人確認の実施体制の整備とその機能性

本学は、本人確認システムの継続的な技術的改善や利便性の向上を図ってきた。受講時の本人確認には、①3G 携帯電話機を認証端末とする本人確認システム（ソフトバンクグループで開発・運用している SyncLock™、以下「シンクロック」）、②Web カメラによる人体認証システム（「顔認証」）の 2 種の方法がある。

シンクロック認証は、受講の入り口となる学生ポータルへログインする度ごとに、所持する携帯電話のディスプレイに乱数が表示され、それをパスワードとしてパソコン画面に入力する、いわゆるワンタイムパスコード方式の認証である。周知のとおり、携帯電話は個人が常に携帯する機器として広く定着しているものであり、かつ個人に関する秘匿性の高い情報が入っているため、他人に貸与するには心理的な抵抗感が強いという意味で、人体以外の認証媒体として位置付けるには最も適した認証方式のひとつであるといえる。



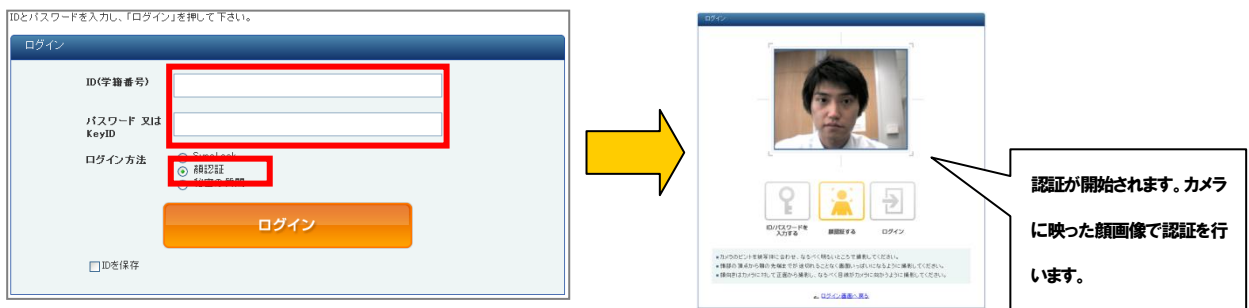
【図 A-1-1 シンクロックによる LMS へのログイン画面】



【図 A-1-2 シンクロックによるシステムログイン時の個人認証の流れ】

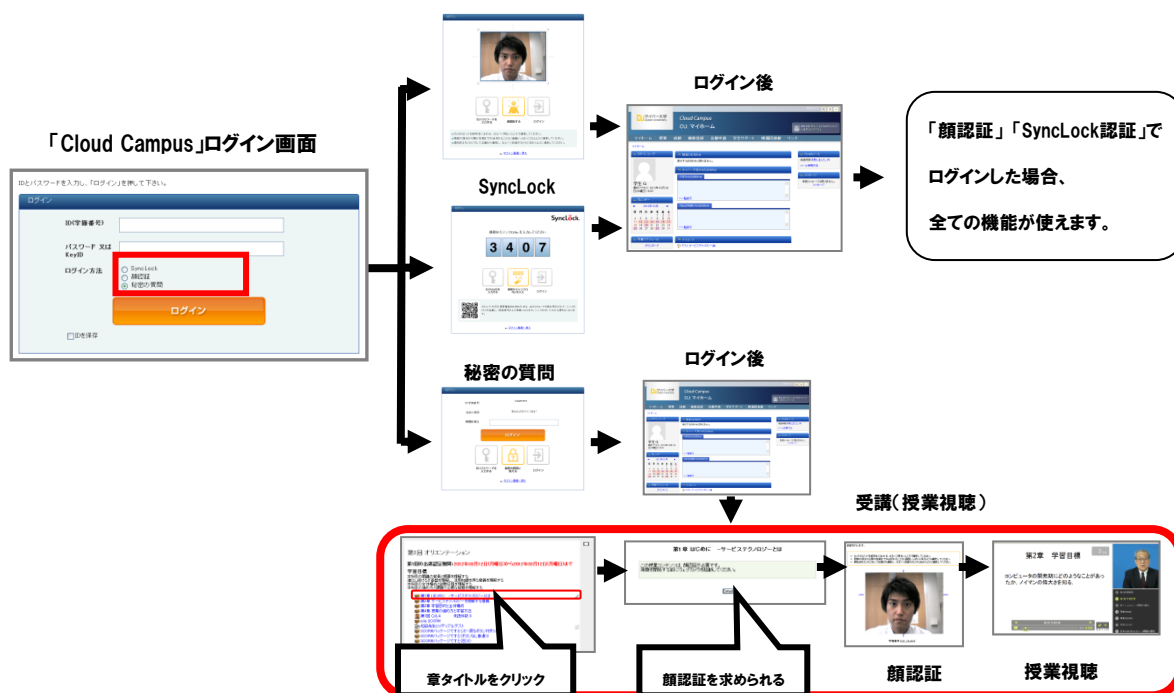
シンクロックによる個人認証が、簡単かつ信頼度の高い手順であっても、シンクロックに対応した携帯電話機を持っていない学生は利用することができない。こうした学生向けには、シンクロックの代替手段として、シンクロックと同等ないしそれ以上の認証の精度を保持する顔認証を活用している。授業でも利用している Web カメラで顔を撮影する人体認証システムであるが、顔認証の流れは以下のとおりである。

学生はパソコンに Web カメラを接続し、学生ポータルに用意されている認証用のマスター画像を登録する。学生が学生ポータルへのログイン時に、Web カメラで撮影された顔の画像はサーバへ送信され、サーバ上で稼動している認証エンジンがマスター画像との一致を瞬時に判定する。両者の一致が認められれば、LMS へのログインが許可される。顔認証の高い信頼性から、シンクロックを使用しない LMS へのログイン時の認証としてだけでなく、より厳密な本人確認が求められる「Web テスト」へのログイン時や、期末課題のレポート提出時の本人確認としても活用している。



【図 A-1-3 学生ポータルの顔認証ログイン画面】

学生が「Web テスト」で試験を受験中には、Web カメラを監視カメラのように利用し、一定間隔で受験者の顔のスナップショットを撮影し、ログイン後の「なりかわり」の不正もチェックしている。



【図 A-1-4 シンクロックないし顔認証による LMS へのログイン】

重度の身体障がい等により、シンクロック、顔認証のいずれの本人確認システムの利用もできないことが確認され、本人による授業の受講や試験の受験に疑義がないと判断した場合、特例として ID とパスワードのみによるログインを許可している。

そのほか、演習授業における学生のプレゼンテーションにおいて、学生本人がビデオで自身を収録して発表を行う際、また卒業研究の個別指導でインターネット通話 (Skype 等) を使用する場合など、個々の学生の継続的な学習における、あらゆる機会を複合的かつ通時的にモニターすることにより、総合的に高い信頼性を維持した本人確認を行っている。

<A-1 の改善・向上方策 (将来計画) >

2-3 の改善・向上方策として、“Cloud Campus” 導入時のサポート体制の強化を挙げたが、平成 24 (2012) 年度の本格運用から、現時点 (同年度 5 月末) で 2 ヶ月が経過したところである。今のところ大きなシステム障害は発生していないが、平成 24 (2012) 年度内の当面の大きな課題は、ユーザである学生の声を拾い上げながら、システム部を中心に継続的な検証並びに臨機応変な対応を行い、当システムを安定的に稼働させることである。

A-2 オンライン上での教授のための教員支援

<A-2 の自己判定>

基準項目 A-2 を満たしている。

<A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

A-2-① IT能力開発のための教員研修

教員ポータルの利用マニュアル等は教員ポータル上に掲載しており、また教員ヘルプデスクのFAQはグループウェアに格納し、教員がいつでも閲覧できるようにしている。LMSにあらたな機能が付加される場合などには、システム部及び教務部職員が速やかに利用マニュアルを更新ないし新規に作成し、教員へ周知することとしている。

“Cloud Campus”の運用開始前の平成24（2012）年3月には、同年4月に新任する専任教員も含め、教務部職員による教員向け対面研修会を複数回開催しており、またその模様は映像収録し、欠席者に教員ポータルで配信している。

どうしても教員自らがパソコン上のトラブルを解決できない場合、ネットワーク経由でのアクセスが可能な場合は、システム部職員による遠隔操作により、端末機の問題の解決や設定の変更を行うこととしている。

各種マニュアルを始め、学内の様々な情報を一元管理するためのシステムであるグループウェアは、情報共有の効率化・円滑化を図るためのシステムであるが、LMSと連携されていないアプリケーションであったため、教員が教員ポータルへログインした後、グループウェアを使用するには再度ログインが必要となり、2つのID及びパスワードを管理しなければならなかった。これも、平成24（2012）年4月の“Cloud Campus”の導入を機に、シングルサインオンによるシステムの統合を行い、一度パソコンへログインすれば、教員ポータル及びグループウェアの双方の機能を使用できるよう改善している。

A-2-② アーカイブ化された学生の学習履歴等を指導に反映するためのシステムの整備

教員は、自ら担当した過去の授業コンテンツ・学習資料・試験問題・学生評価記録を、学期・科目別にいつでも閲覧することが可能となっている。

また、学生の性別、生年月日、居住地、職業、最終学歴、在学年数、障がいの有無といった基本情報に加え、過去の履修履歴や指導履歴を閲覧できる「学生カルテ」と称するデータベースを整備している。ただし、学生の個人情報保護の観点から、学生個々の過去の履修科目の成績については、専任教員及び専任スタッフのLA（Learning Advisor）のみが閲覧できることとし、アルバイト雇用のTA（Teaching Assistant）及び非常勤の兼任教員には閲覧権限を付与していない。また、TA及び兼任教員に対しては、当学期に担当した科目における全学生の全履修科目の視聴状況（各授業回の出席・欠席・遅刻）の閲覧権限を付与し、ドロップアウト防止指導のための材料としているが、教員・LA・学生サポートセンター職員による既往の指導履歴（「教員等の所見」欄）の閲覧権限を付与していなかった。

指導履歴（「教員等の所見」欄）については、本来TAとも情報共有し、その指導に活かすとともに、TAの所見も履歴として蓄積していくべきものであるとの判断の下、平成24（2012）年4月の“Cloud Campus”の導入を期に、TA及び兼任教員に対してもその閲覧権限を付与している。

また、その機会に、学生個々の履修計画（卒業までに要する残単位数、当該学生の平均学習時間、当学期の仮履修登録状況等）を学生カルテの情報としてあらたに追加し、専任教員及びLAにその閲覧権限を付与し、履修登録期間中に適切な履修指導を行うための材料としている。

＜A-2の改善・向上方策（将来計画）＞

学生カルテの検索機能において、学生氏名、学籍番号、担任を検索条件としていたが、ドロップアウト防止指導に資するものとして、学期の途中で学習をストップしている学生を検索条件に加えることをシステム部及び教務部で検討し、平成 25（2013）年度から実装できるよう計画を立て、作業を進める予定である。

A-3 授業コンテンツの保守・更新・配信

＜A-3の自己判定＞

基準項目 A-3 を満たしている。

＜A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）＞

A-3-① 授業コンテンツの更新を実施するための体制の整備とその機能性

授業コンテンツ改修に係る教員からの申請は、コンテンツ制作センターで受理している。「授業コンテンツ改修に関するガイドライン」に基づき、スライド資料上の誤字・脱字等の軽微な修正、あるいは動画の一部カット等の軽微な映像編集は随時受け付けを行い、可能な範囲で即時的に改修している。また、再収録を伴う改修については、教務委員会等での承認を経て、申請時期の翌学期までに改修箇所が授業配信に反映されるよう運用している。平成 22（2010）、23（2011）年度には、それぞれ延べ 104 科目、66 科目のコンテンツ改修を実施している。

ビデオ・オン・デマンド（VoD：Video on Demand）型の授業で、再収録を伴う改修を行う場合、実際の授業配信に改修箇所を反映するまでに一定期間を要し、即時的な対応が困難であるという欠点がある。また、軽微な改修を含むすべての改修には、教員をサポートするための人的リソースを確保しなければならず、予算的な措置も必要となる。人的・資金的リソースは限られたものであることに加え、改修の遅延は学生への教育の適時性を損ねることに鑑み、日進月歩の可変的内容はできるだけビデオ収録はせず、テキスト等の学習資料として配布することとし、最低でも 2～3 年程度の耐用性があると予め判断される教授内容のみをビデオ収録する方針をインストラクショナルデザイナーが可能な範囲で誘導している。

なお、2-2-②「教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発」で説明したところの、文字・画像・映像等をレイアウトして表示される Web 画面を使用して学習させる Web ベーストレーニング（WBT：Web Based Training）型の授業コンテンツについては、一定程度の教員サポートは必要とするものの、教員主導で臨機応変に改修が可能であるという利点がある。教育効果に照らして、教員の容貌を「見せ」・声を「聴かせる」必然性が低く、テキストを「読ませ」・問題を「解かせる」必然性が高い場合は有効な授業形態であるため、有職成人の学生が多数を占める実態も踏まえ、科目の特性に応じて VoD 型から Web ベーストレーニング型への授業コンテンツの置き換えを推進する予定である。

A-3-② 授業コンテンツ制作のためのオーサリングソフトの確保及び関係者間での適切な共有

コンテンツ制作センターでは、講師映像の動画及びスライド資料の 2 画面が同期された授業コンテンツを作成するための支援ツール（オーサリングソフト）を共有している。そして、本オーサリングソフトの簡易版を教員及び学生へ無償で配布し、たとえば演習授業で学生にプレゼンテーションコンテンツを自作させる、またその学生プレゼンを受けて教員に講評のコンテンツを自作させるなど、多様なメディアを高度に利用した授業運営に努めている。

本学は開学以来、継続的に本オーサリングソフトを使用してきたが、関連製品の販売を行う国内の代理店メーカーは、Windows 7 を最後にそれに続く Microsoft Office 製品の更新に係る互換性維持のためのサポートを行わないこと、また平成 24（2012）年 3 月末日をもって関連製品の販売を終了することを表明していた。新規にリリースされる OS（Operating System）やソフトウェアに対する対応が難しくなったことが販売終了の理由であったが、特定のオーサリングソフト及びサポートを外業者へ依存し続けることには一定のリスクを伴うものである。本件は、授業配信の根幹に関わる重大事であるため、より安定的な運用が期待できる代替ソフトを慎重に選定し、円滑な移行を進めつつある。

これまで、オーサリングソフトについては、完成されたパッケージを外業者から購入し、またその業者のサポートを受けて運用を行ってきたが、外的要因に左右されるリスクを低減するため、今後は内製化する、つまり自社で要件を定義の上、福岡市のベンチャー企業 2 社と独自のオーサリングソフト“CC Producer”の共同開発を行っている。その際、教員及び学生のコンテンツ自作のためのオーサリングソフトは、パソコンの OS 等による制限を受けない、インターネット上で作業する種類のソフトウェア（Web アプリケーション）を選択し、平成 24（2012）年度秋学期までには導入する予定である。

A-3-③ 授業コンテンツの配信体制の整備とその機能性

VoD 型の授業コンテンツの制作では、資料スライドを講師映像収録の少なくとも 1 週間前までに教員へ提出させることとし、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが、授業設計書の内容及び学習目標、誤字・脱字、レイアウト、著作物の権利処理等の確認を行う。必要に応じインストラクショナルデザイナーへとエスカレーションし、授業内容の妥当性や難易度、情報量の適切性についても調整を行う。Web ベーストレーニング型の授業コンテンツ制作でも、同等の納期管理を行うこととしている。

そして、授業コンテンツは、教員及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーのレビュー及び編集を経て納品される。それ以後の学習管理システム（LMS [Learning Management System]）への授業コンテンツのアップロード並びに配信業務は教務部とコンテンツ制作センターが連携して担当している。

演習科目の制作は、担当教員自らオーサリングソフトを用いて講評等のコンテンツ制作を行い、授業配信期日の 1 週間前までに指定のファイルサーバにアップロードすることとしている。学生の受講に支障が生じないよう、教員へは「演習コンテンツ制作マニュアル」を配布し、また、演習のコンテンツ制作に関する教員の問い合わせ窓口をコンテンツ制作センター内に置き、作成方法や音声の不具合等の質問に対する技術的な回答を行っている。

配信準備が終了したコンテンツは、担当教員及び科目担当 TA (Teaching Assistant) が事前に視聴確認を行う。授業運営においては、教材としてのコンテンツ以外にも、各授業回に「小テスト」「レポート」「ディベート」等の課題の設置があり、併せて教員・TA が確認することとしている。

<A-3 の改善・向上方策（将来計画）>

今後はオーサリングソフトを内製化する方針を掲げ、教員・学生のコンテンツ自作ツールは既に対応を図っていることを述べたが、コンテンツ制作センターの専門的スタッフによるプロ仕様のコンテンツ制作支援ツールについても、自社で要件を定義の上、福岡市のベンチャー企業 2 社と共同開発するプロジェクトをコンテンツ制作センターとシステム部が共同で進めており、平成 24 (2012) 年 9 月末までに完成させる予定で調整を行っている。

A-4 コンピュータ等の操作に係る技術的な学習支援

<A-4 の自己判定>

基準項目 A-4 を満たしている。

<A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）>

A-4-① 技術的サポートを行う体制とその機能性

福岡アジアビジネス特区の「構造改革特別区域計画」においては、本学がインターネットのみを利用して授業を行う大学として、大学設置基準等の校舎等施設に関する基準によらないことを可能とする条件として、「コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談できるヘルプデスク機能」を備えることとされている。

・システムサポートセンターの稼働状況

システムサポートセンターでは、コンピュータや学習管理システム (LMS [Learning Management System]) 等の操作に関する技術的なサポートを行っている。学生はシステムサポートセンターへ、教員は専用の「ヘルプデスク」に相談することになっている。

システムサポートセンターの対応時間は、繁忙月の 4 月及び 10 月は日曜・祝日含む 10:00～22:00 (12 時間)、それ以外の月は日曜・祝日を除く 10:00～19:00 (9 時間) であり、職員数は 17 人 (うち正規雇用 1 人) となっている。平成 23 (2011) 年 4 月 1 日～平成 24 (2012) 年 3 月末日までの相談件数及び相談の形態ごとの内訳は、相談件数 (全体) : 1,447 件、うちメールによるもの : 541 件、電話によるもの 906 件であった。

学生からの主な相談内容は、授業コンテンツの視聴や、ソフトウェア、顔認証の不具合、学生ポータルへの使い方等である。受講時及び期末試験時の顔認証による本人確認は、「Web テスト」への導入を開始した平成 20 (2008) 年度春学期には、電話等による問い合わせが 173 件、また、受講時 (学生ポータルへのログイン時) への導入を開始した平成 21 (2009) 年度春学期には 206 件と比較的多くのサポートが生じたが、その後、マニュアルの周知等の対策を徹底した結果、平成 22 (2010) 年度以後は問い合わせ数も減少している。

また、次表のとおり、システムサポートの全体の入電数を見ても、学生数が年々増加しているものの、問い合わせ数は減少傾向にあり、本学の e ラーニングシステム、サポート体制が安定的に稼働していることを証するものである。

平成 22 (2010) 年 9 月、平成 23 (2011) 年 12 月の 2 度にわたり、学生生活全般に係る満足度アンケートを学生サポートセンターが実施しており、そのなかで、システムサポートセンターに対する満足度及び意見も汲み上げている。システムサポートセンターは、組織単位として、学生部傘下の「課」に位置付けており、学生部事務部長がラインマネジメントのトップに立ち、教員兼務職の学生部長と連携しながら、その運営を行っている。

毎年実施するアンケートの結果を踏まえ、個別の改善施策を検証の上、学生部の目標達成に向けた課題（イシュー・ツリー）に具体的な改善施策を織り込み、取り組み指標や成果指標を見込値として設定し、計画的な改善へ繋げるための体制を構築している。

【表 A-4-1 システムサポートセンター入電数推移】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
【H21 年度】月合計	284 件	147 件	133 件	147 件	147 件	40 件
1 日平均	9.5 件	4.7 件	4.4 件	4.7 件	4.7 件	1.3 件
【H22 年度】月合計	215 件	102 件	96 件	118 件	105 件	68 件
1 日平均	7.2 件	3.3 件	3.2 件	3.8 件	3.4 件	2.3 件
【H23 年度】月合計	121 件	59 件	68 件	59 件	101 件	46 件
1 日平均	4.0 件	2.6 件	2.6 件	2.4 件	3.7 件	1.9 件

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
【H21 年度】月合計	154 件	85 件	72 件	122 件	69 件	57 件	1,457 件
1 日平均	5.0 件	2.8 件	2.3 件	3.9 件	2.5 件	1.8 件	4.0 件
【H22 年度】月合計	158 件	93 件	94 件	139 件	91 件	46 件	1,325 件
1 日平均	5.1 件	3.1 件	3.0 件	4.5 件	3.3 件	1.5 件	3.6 件
【H23 年度】月合計	129 件	59 件	50 件	54 件	60 件	100 件	906 件
1 日平均	4.2 件	2.5 件	1.9 件	2.3 件	2.5 件	3.8 件	2.9 件

平成 22 (2010 年度) 年 9 月に実施したアンケートで汲み上げられた学生の意見を踏まえての大きな改善点は、平成 24 (2012) 年度から“Cloud Campus”を構築したことである。

たとえば、学習環境に関し、学生からは、最新のパソコン向け OS (Operating System) である Windows 7 への対応要望、使用不可の OS であった MacOS、所定の Web ブラウザ以外の Web ブラウザへの対応要望等が寄せられていた。これまでの技術的な制約として、① 受講時に使用できる OS、Web ブラウザ、ソフトウェアは特定のものに限られており、また、② 所定の OS、Web ブラウザ、ソフトウェアであっても、受講推奨環境は特定のバージョンに限られ、アップグレードされた場合はその都度システムの改修が必要となり、それが受講時等における学生の技術的トラブルを発生させる原因にもなっていた。

こうした問題の抜本的な解消を図るため、本学システム部を中心に検討を重ね、複数の

パソコンOSやWebブラウザとの互換性をフリーウェアのLMSによって担保している。また、モバイル端末については正科生に特定機種タブレット型PCを無償貸与することでシステムサポートの業務負荷を軽減している。

A-4-② パソコンやインターネットの利用方法に関する学生への教育指導の充実

本学に入学を希望する学生に対し、大学ホームページや募集要項において、必要なパソコンの仕様やインターネット通信帯域等の受講条件を告知している。

また、全学生に対しては、本学での学習に必要なLMSの利用方法を含むVoD型のオリエンテーションコンテンツを作成し、いつでも必要なときに受講できるようにしている。

学生ポータルにおいては、学生ポータルマニュアル等の資料を掲載し、必要に応じ操作法等を確認できるようにしている。技術的なトラブル集としては、「よくあるご質問」(FAQ)を随時更新しながら掲載し、受講条件や事前確認事項も資料として提供している。LMSの機能の追加や更新がなされた場合は、運用開始に先立ち、速やかに関連マニュアルを更新ないし新規に作成し、学内連絡用の掲示板等に告知している。

<A-4の改善・向上方策（将来計画）>

・“Cloud Campus”（クラウド型学習管理システム）導入時のサポート体制の強化

平成24（2012）年度より“Cloud Campus”を導入してまだ日が浅い現況にあって、予想どおり例年よりも問い合わせが多く発生しているため、学生の受講に支障が生じないように、これまでの経験を最大限活かしながら、引き続き適時適切な技術的サポートを行うとともに、随時マニュアル等を更新し、学生へ周知徹底を図る予定である。

また、技術的なサポートに係る側面支援も念頭に、平成24（2012）年4月から専任のTA（Teaching Assistant）を3人増員し、万一のトラブルに対し迅速な対応が可能な体制を確保しており、学生サポートセンター、授業サポートセンター等の各部署が柔軟に連携しながら、円滑な授業運営の遂行に努めている。

<基準Aの自己評価>

基準A全体について、求められる要件を満たしているといえる。

平成24（2012）年度より、フリーウェアの学習管理システム（LMS）を導入し、本人確認、「学生カルテ」等の機能を追加して本学向けにカスタマイズを行い、モバイル端末を含む複数のデバイスからの受講を一元管理できる“Cloud Campus”（クラウド型学習管理システム）と称し本格運用を開始している。

授業コンテンツの保守・更新等についてはガイドラインを定め、年間延べ60～100科目のコンテンツ改修を実施している。ビデオ・オン・デマンド（VoD）型及びWebベーストレーニング型の授業コンテンツの開発ノウハウを向上させながら、VoD型コンテンツ作成のための支援ツールを福岡市のベンチャー企業2社と共同開発している。

コンピュータ等の操作に係る技術的な学習支援については、「システムサポートセンター」が、教員・学生向けにコンピュータやLMSの技術的なサポートを行っている。

以上、本学では、学習管理システム等について運用上の信頼性を担保し続けるために継続的に新技術を導入し、同時に教員・学生に対する技術的な支援体制を強化している。

V. エビデンス集一覧

i) エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要 ※再編前カリキュラム（平成 22 年度以前入学者）	
	授業科目の概要 ※再編後カリキュラム（平成 23 年度以降入学者）	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（平成 23 年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（平成 23 年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（平成 23 年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（平成 23 年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率 ※再編前カリキュラム（平成 22 年度以前入学者）	
	学部、学科の開設授業科目における専兼比率 ※再編前カリキュラム（平成 23 年度以降入学者）	

【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	学部の学生用実験・実習室の面積・規模	該当なし
【表 2-22】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-23】	その他の施設の概要	該当なし
【表 2-24】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-25】	学生閲覧室等	
【表 2-26】	情報センター等の状況	該当なし
【表 2-27】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	社員数と社員構成（正社員・契約社員・業務委託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（平成 23 年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

ii) エビデンス集（資料編）一覧

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当頁	
基礎資料		
【資料 F-1】	寄付行為	該当なし
【資料 F-2】	サイバー大学パンフレット [平成 23 (2011) 年度版]	
【資料 F-3】	サイバー大学学則	
【資料 F-4】	「2012 年度春学期募集要項」（正科生、科目等履修生・特修生、編入・転入学 [正科生]）	
【資料 F-5】	学生要覧 [平成 24 (2012) 年度版]、履修ガイドブック [平成 24 (2012) 年度版]	
【資料 F-6】	事業計画書 [平成 24 (2012) 年度～平成 26 (2014) 年度]	
【資料 F-7】	第 6 期事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 [自平成 22 (2010) 年 4 月 1 日 至平成 23 (2011) 年 3 月 31 日]	
【資料 F-8】	アクセスマップ、福岡キャンパス配置図	
【資料 F-9】	規程一覧	

基準 1. 使命・目的等		
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	構造改革特別区域計画認定申請マニュアル（832）（抜粋） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/0806/120130tougou.pdf	
【資料 1-1-2】	高度メディア授業について定める件「文部科学省告示第 114 号」	
【資料 1-1-3】	地域別正科生の分布状況	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ「IT 総合学部 教育方針・特色（ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html#diploma	
【資料 1-1-5】	大学ホームページ「世界遺産学部 教育方針・特色（ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/feature.html#diploma	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学ホームページ「学長あいさつ」 http://www.cyber-u.ac.jp/about/message.html	
【資料 1-2-2】	平成 24（2012）年度学校基本調査 職業別・年齢別人数（IT 総合学部、世界遺産学部）	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	サイバー大学全学運営委員会規程	
【資料 1-3-2】	サイバー大学学部運営委員会規程	
【資料 1-3-3】	大学ホームページ「大学概要（教育理念）（目的と使命）」 http://www.cyber-u.ac.jp/outline/data.html	
【資料 1-3-4】	大学ホームページ「IT 総合学部 教育方針・特色（ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html#diploma	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-3-5】	大学ホームページ「世界遺産学部 教育方針・特色（ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/feature.html#diploma	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-6】	サイバー大学中期目標 [平成 24（2012）年度～平成 26（2014）年度]	
【資料 1-3-7】	Discovery2012 年春号『今春 Cloud Campus がオープン！』	
【資料 1-3-8】	大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/admission.html	
【資料 1-3-9】	組織規程、組織規程別表業務分掌表	
【資料 1-3-10】	サイバー大学研究機構規程	
【資料 1-3-11】	サイバー大学プロジェクト研究所規程	

基準 2. 学修と教授		
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ「大学概要」 http://www.cyber-u.ac.jp/outline/data.html	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 2-1-2】	「2012 年度春学期募集要項」（正科生、科目等履修生・特修生、編入・転入学〔正科生〕）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	大学ホームページ「正科生 募集について（出願資格・必要環境）」 http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/qualification.html	
【資料 2-1-4】	大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/admission.html	【資料 1-3-8】と同じ
【資料 2-1-5】	「入学手続きサイト」入学願書、志望動機書入力画面	
【資料 2-1-6】	「入学情報請求フォーム」入力画面、学校推薦書、志望動機書、指定校推薦入学願書	
【資料 2-1-7】	前川徹（2012）「アクセシビリティ向上活動」『eラーニング研究』第 2 号、サイバー大学（6 月発行予定）	
【資料 2-1-8】	サイバー大学入試委員会規程	
【資料 2-1-9】	学生募集活動年間スケジュールと総括 MTG について	
【資料 2-1-10】	大学ホームページ「サイバー大学の就職支援制度」 http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/sbgroup/index.html	
【資料 2-1-11】	シゴト体験プログラムパンフレット http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/experience/index.html	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	サイバー大学設置認可申請に係る提出書類『大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由』「イ 大学、学部、学科等の特色」	
【資料 2-2-2】	大学ホームページ「IT 総合学部 教育方針・特色」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-2-3】	大学ホームページ「世界遺産学部 教育方針・特色」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/feature.html	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-2-4】	学生要覧（2011 年度以降入学者用）「1.カリキュラム」（15-17 頁）、学生要覧（2007 年度～2010 年度入学者用）「1.カリキュラム」（18-20 頁）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	サイバー大学 IT 総合学部開講科目一覧〔平成 24（2012）年 5 月版〕	
【資料 2-2-6】	大学ホームページ「世界遺産学部 正科生カリキュラム」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/direction.html	

【資料 2-2-7】	サイバー大学 IT 総合学部カリキュラム委員会規程	
【資料 2-2-8】	大学ホームページ「IT 総合学部 教育方針・特色（ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html#diploma	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-2-9】	IT 総合学部カリキュラムマップ	
【資料 2-2-10】	IT 総合学部科目履修体系図 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/network.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/security.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/software.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/architecture.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/itmanagement.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/incubation.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/netbusiness.pdf	
【資料 2-2-11】	大学ホームページ「IT 総合学部 教育方針・特色（カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-2-12】	大学ホームページ「世界遺産学部 教育方針・特色（カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-2-13】	大学設置認可時の世界遺産学部卒業研究科目の設置計画	
【資料 2-2-14】	「インターンシップ」シラバス	
【資料 2-2-15】	「ボランティア論」シラバス	
【資料 2-2-16】	サイバー大学 IT 総合学部 読み替え科目一覧（カリキュラム移行用）	
【資料 2-2-17】	教養科目クラスタ分類表 [平成 24（2012）年度春学期]	
【資料 2-2-18】	コンテンツ制作ガイドライン	
【資料 2-2-19】	川原洋（2010）「遠隔教育における単位認定のための個人認証」『メディア教育研究』第 7 巻第 1 号，放送大学 ICT 活用・遠隔教育開発センター，57-63 頁 http://www.code.ouj.ac.jp/wp-content/uploads/shotai7_071.pdf	
【資料 2-2-20】	サイバー大学におけるモバイルラーニングの実施計画と実績	
【資料 2-2-21】	大学ホームページ「教養教育の目的」「教養教育ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/common_feature.html#heading	
【資料 2-2-22】	「文書作成と表計算」シラバス	
【資料 2-2-23】	「日本語リテラシー」シラバス	
【資料 2-2-24】	「プレゼンテーション実論」シラバス	
【資料 2-2-25】	「リメディアル」シラバス	

【資料 2-2-26】	サイバー大学履修規程（第 14 条「履修単位の上限」）	
【資料 2-2-27】	授業設計書「全体計画書」記入例	
【資料 2-2-28】	「シラバス」記入例	
【資料 2-2-29】	サイバー大学履修規程（第 13 条「成績の表示」）	【資料 2-2-26】と同じ
【資料 2-2-30】	シラバス作成ガイドライン [平成 24 (2012) 年度春学期]	
【資料 2-2-31】	成績問い合わせガイドライン	
【資料 2-2-32】	早期卒業に関する規程（第 2 条「卒業資格」）	
【資料 2-2-33】	表彰に関する細則、表彰に関する細則別表	
【資料 2-2-34】	サイバー大学 FD 委員会規程	
【資料 2-2-35】	FD 委員会実施状況	
【資料 2-2-36】	遠藤孝治, 後藤幸功 (2010) 「授業コンテンツの制作と保守」 『eラーニング研究－サイバー大学のeラーニング教育システム－』第 1 号, サイバー大学, 73-92 頁	
【資料 2-2-37】	授業改善支援の手順 (授業コンサルティング)	
【資料 2-2-38】	授業コンサルティングの実施状況	
【資料 2-2-39】	指導補助者の採用と教育研修に関する指針	
【資料 2-2-40】	TA の事前研修、定例会議等の実施状況	
【資料 2-2-41】	オンライン授業参観概要	
【資料 2-2-42】	オンライン授業参観の実施状況	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	構造改革特別区域計画、新旧対称表 (抜粋)	
【資料 2-3-2】	教員・TA 配置 [平成 24 (2012) 年度春学期]	
【資料 2-3-3】	メンター業務ガイドライン(TA/LA)	
【資料 2-3-4】	TA の事前研修、定例会議等の実施状況	【資料 2-2-40】と同じ
【資料 2-3-5】	入学オリエンテーション資料 [平成 24 (2012) 年度春学期]	
【資料 2-3-6】	入学時オリエンテーションコンテンツ授業計画書	
【資料 2-3-7】	学生カルテマニュアル	
【資料 2-3-8】	オフィスアワー実施 教員研究室	
【資料 2-3-9】	組織規程 (第 3 条「組織単位」)	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 2-3-10】	サイバー大学組織図	
【資料 2-3-11】	松本早野香 (2012) 「サイバー大学学生に対するアンケート調査報告」『eラーニング研究』第 2 号, サイバー大学 (6 月発行予定)	
【資料 2-3-12】	サイバー大学学生に対するアンケート調査報告 [平成 23 (2011) 年度]	
【資料 2-3-13】	教務部、学生部「イシュー・ツリー」	
【資料 2-3-14】	前川徹 (2012) 「アクセシビリティ向上活動」『eラーニング研究』第 2 号, サイバー大学 (6 月発行予定)	【資料 2-1-7】と同じ

【資料 2-3-15】	遠藤孝治, 後藤幸功 (2010) 「授業コンテンツの制作と保守」 『eラーニング研究－サイバー大学のeラーニング教育システム－』第1号, サイバー大学, 73-92 頁	【資料 2-2-36】と同じ
【資料 2-3-16】	大学ホームページ「学習効果の高い教育の提供(インストラクショナル・デザイン)」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/ider/	
【資料 2-3-17】	ID 採用状況	
【資料 2-3-18】	授業設計書「全体計画書」記入例	【資料 2-2-27】と同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学生要覧 (2011 年度以降入学者用) 「2.2 成績の表示・発表」 (18-19 頁)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	表彰に関する細則、表彰に関する細則別表	【資料 2-2-33】と同じ
【資料 2-4-3】	大学ホームページ「IT 総合学部 教育方針・特色(ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針))」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_feature.html#diploma	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-4-4】	IT 総合学部専門科目のスキルセット	
【資料 2-4-5】	IT 総合学部カリキュラムマップ	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-6】	IT 総合学部科目履修体系図 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/network.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/security.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/software.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/architecture.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/itmanagement.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/incubation.pdf http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/pdf/netbusiness.pdf	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-4-7】	川原洋 (2010) 「遠隔教育における単位認定のための個人認証」『メディア教育研究』第7巻第1号, 放送大学 ICT 活用・遠隔教育開発センター, 57-63 頁 http://www.code.ouj.ac.jp/wp-content/uploads/shotai7_071.pdf	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 2-4-8】	平成 23 (2011) 年度第 11 回教授会議事録 (写) (2011 年度秋学期 学期末単位認定の件)	
【資料 2-4-9】	大学ホームページ「教養教育の目的」「教養教育ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)」 http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/common_feature.html#heading	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 2-4-10】	サイバー大学学則 (第 36 条「本学以外の既修得単位等の認定の限度」)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-11】	既修得単位等の単位認定に関する細則 別表 1、別表 2、別表 3	
【資料 2-4-12】	単位認定ガイドライン	

【資料 2-4-13】	既修得単位認定審査結果 [平成 23 (2011) 年度]	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	無料職業紹介事業申請書	
【資料 2-5-2】	職業紹介業務運営規程	
【資料 2-5-3】	個人情報適正管理規程	
【資料 2-5-4】	就職活動支援ガイド	
【資料 2-5-5】	シゴト体験プログラムパンフレット http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/experience/index.htm	【資料 2-1-11】と同じ
【資料 2-5-6】	「インターンシップ」シラバス	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-5-7】	「ボランティア論」シラバス	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 2-5-8】	平成 23 (2011) 年度第 7 回教授会資料 (就職支援セミナー開催の件)	
【資料 2-5-9】	大学ホームページ「サイバー大学の就職支援制度」 http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/sbgroup/index.html	【資料 2-1-10】と同じ
【資料 2-5-10】	松本早野香 (2012) 「サイバー大学学生に対するアンケート調査報告」『e ラーニング研究』第 2 号, サイバー大学 (6 月発行予定)	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-5-11】	サイバー大学学生に対するアンケート調査報告 [平成 23 (2011) 年度]	【資料 2-3-12】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケートフィードバックシート (例)	
【資料 2-6-2】	授業評価アンケート集計結果報告 [平成 19 (2007) ~平成 22 (2010) 年度] http://www.cyber-u.ac.jp/outline/self-check.html	
【資料 2-6-3】	授業改善支援の手順 (授業コンサルティング)	【資料 2-2-37】と同じ
【資料 2-6-4】	学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集	
【資料 2-6-5】	学修の達成状況に関する学生アンケート集計結果報告	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	サイバー大学学生サポートセンター規程	
【資料 2-7-2】	大学ホームページ「学生サポートセンター」 http://www.cyber-u.ac.jp/campus/support/students.html	
【資料 2-7-3】	大学ホームページ「サイバー大学 SNS 機能一覧」 http://www.cyber-u.ac.jp/campus/aspect/sns.html	
【資料 2-7-4】	大学ホームページ「インターンシップ」 http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/internship/index.htm	
【資料 2-7-5】	大学ホームページ「ボランティア」 http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/volunteer/index.htm	

【資料 2-7-6】	大学ホームページ「カウンセリング相談窓口」 http://www.cyber-u.ac.jp/campus/support/consul.html	
【資料 2-7-7】	休学・退学・復学への対応フロー	
【資料 2-7-8】	地方自治体奨学金制度	
【資料 2-7-9】	平成 22 (2010) 年度第 5 回教授会議事録 (写) (奨学金制度制定の件)	
【資料 2-7-10】	大学ホームページ「学業優秀者奨学金」 http://www.cyber-u.ac.jp/campus/scholarship/excellence.html	
【資料 2-7-11】	学業優秀者奨学金制度対象者 [平成 23 (2011) 年度春・秋学期成績上位 30 名]	
【資料 2-7-12】	松本早野香 (2012) 「サイバー大学学生に対するアンケート調査報告」『e ラーニング研究』第 2 号, サイバー大学 (6 月発行予定)	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-7-13】	サイバー大学学生に対するアンケート調査報告 [平成 23 (2011) 年度]	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-7-14】	学生部「イシュー・ツリー」	【資料 2-3-13】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	サイバー大学設置認可申請に係る提出書類『大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由』『オ 教員組織の編成の考え方及び特色』	
【資料 2-8-2】	兼業申請書・研究出張申請書申請操作マニュアル	
【資料 2-8-3】	専任教員の兼業状況	
【資料 2-8-4】	専任教員の博士学位取得状況	
【資料 2-8-5】	専任教員の年齢構成	データ編【表 2-15】と同じ
【資料 2-8-6】	開設授業科目における専兼比率	データ編【表 2-17】と同じ
【資料 2-8-7】	サイバー大学語学・教養部運営委員会規程	
【資料 2-8-8】	サイバー大学教員等任用規程	
【資料 2-8-9】	サイバー大学人事審議会規程	
【資料 2-8-10】	教育研究等活動の個人評価書 (テニュア・ノンテニュア)	
【資料 2-8-11】	教員評価制度 (テニュア・ノンテニュア)	
【資料 2-8-12】	授業評価アンケート項目	
【資料 2-8-13】	授業評価アンケートフィードバックシート (例)	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-8-14】	授業評価アンケートに関する授業改善計画書記入例	
【資料 2-8-15】	改善計画書 (弁明書) フォーム	
【資料 2-8-16】	FD 研究会実施状況	
【資料 2-8-17】	FD コンテンツ計画書	

【資料 2-8-18】	新任教員向け入社時研修資料	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	構造改革特別区域計画認定申請マニュアル (832) (抜粋) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/0806/120130tougou.pdf	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 2-9-2】	構造改革特別区域計画、新旧対称表 (抜粋)	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 2-9-3】	大学ホームページ「施設のご案内」 http://www.cyber-u.ac.jp/campus/support/facilities.html	
【資料 2-9-4】	福岡キャンパス配置図	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-9-5】	サイバー大学施設管理規程	
【資料 2-9-6】	地域別正科生の分布状況	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-9-7】	図書館の平日時間外開館の学生告知	
【資料 2-9-8】	図書館利用ガイダンス	
【資料 2-9-9】	福岡校舎施設利用状況	
【資料 2-9-10】	図書館利用に関するアンケート集計結果 [平成 23 (2011) 年 9 月]	
【資料 2-9-11】	学生ポータル「附属図書館」トップページ	
【資料 2-9-12】	文科省特区評価 在学生向けアンケート調査結果まとめ [平成 23 (2011) 年度]	
【資料 2-9-13】	月別面接指導対応数一覧 [平成 22 (2010) 年度秋学期～平成 23 (2011) 年度春学期]	
基準 3. 経営・管理と財務		
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	ソフトバンクグループ憲章	
【資料 3-1-2】	第 6 期事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 [自平成 22 (2010) 年 4 月 1 日 至平成 23 (2011) 年 3 月 31 日]	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-3】	監査役会規程、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準	
【資料 3-1-4】	リスク管理規程	
【資料 3-1-5】	サイバー大学学則 (第 1 条「目的」)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	ソフトバンク株式会社の業務監査室による監査結果ならびに意見	
【資料 3-1-7】	サイバー大学自己点検・評価室規程	
【資料 3-1-8】	サイバー大学中期目標 [平成 24 (2012) 年度～平成 26 (2014) 年度]	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-1-9】	大学ホームページ「自己点検・評価」 http://www.cyber-u.ac.jp/outline/self-check.html	

【資料 3-1-10】	「(認可)留意事項実施状況報告書」(資料 1. 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見) [平成 23 (2011) 年度]	
【資料 3-1-11】	第 6 期 監査報告書、第 6 期 独立監査人の監査報告書	
【資料 3-1-12】	文部科学省特区調査議事録 [平成 23 (2011) 年 10 月、11 月]	
【資料 3-1-13】	文科省特区評価 在学生向けアンケート調査結果まとめ [平成 23 (2011) 年度]	【資料 2-9-12】と同じ
【資料 3-1-14】	ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード	
【資料 3-1-15】	正社員就業規則、臨時社員就業規則	
【資料 3-1-16】	学生に対するハラスメント防止委員会規程、学生に対するハラスメント防止ガイドライン	
【資料 3-1-17】	大学ホームページ「教育情報の公表」 http://www.cyber-u.ac.jp/outline/publication.html	
【資料 3-1-18】	認定地方公共団体(福岡市)との協定書	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	定款	
【資料 3-2-2】	取締役会規程	
【資料 3-2-3】	監査役会規程、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-4】	第 6 期 監査報告書、第 6 期 独立監査人の監査報告書	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-2-5】	取締役選任の理由一覧	
【資料 3-2-6】	稟議規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	審議機関・委員会一覧	
【資料 3-3-2】	サイバー大学教授会規程	
【資料 3-3-3】	サイバー大学全学運営委員会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-3-4】	教授会実施状況及び構成員の会議参加状況	
【資料 3-3-5】	取締役会規程	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-3-6】	経営会議規程	
【資料 3-3-7】	職務権限に関する規程、共通権限基準表	
【資料 3-3-8】	サイバー大学学部運営委員会規程	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-3-9】	サイバー大学語学・教養部運営委員会規程	【資料 2-8-7】と同じ
【資料 3-3-10】	サイバー大学人事審議会規程	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 3-3-11】	サイバー大学学則(第 25 条「入学許可」)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-12】	組織規程、組織規程別表業務分掌表	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 3-3-13】	サイバー大学入試委員会規程	【資料 2-1-8】と同じ
【資料 3-3-14】	規程等管理規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	経営会議規程	【資料 3-3-6】と同じ

【資料 3-4-2】	取締役会構成員の会議参加状況	
【資料 3-4-3】	経営会議構成員の会議参加状況	
【資料 3-4-4】	全学運営委員会構成員の会議参加状況	
【資料 3-4-5】	監査役会規程、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-4-6】	定款	【資料 3-2-1】と同じ
【資料 3-4-7】	株主総会実施状況	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	組織規程、組織規程別表業務分掌表	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 3-5-2】	サイバー大学組織図	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 3-5-3】	稟議規程	【資料 3-2-6】と同じ
【資料 3-5-4】	MBO(貢献度評価)シート	
【資料 3-5-5】	業務日報フォーマット	
【資料 3-5-6】	ソフトバンクユニバーシティ コア能力開発プログラム一覧 (冬期) [平成 23 (2011)年度]	
【資料 3-5-7】	実務研修受入要請書、他大学における研修実績一覧	
【資料 3-5-8】	サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針	
【資料 3-5-9】	ID 研修の実施状況	
【資料 3-5-10】	ID 採用状況	【資料 2-3-17】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 23 (2011) 年 1 月度、平成 24 (2012) 年 1 月度取締役会資料 (中期事業計画)	
【資料 3-6-2】	事業計画平成 24 (2012) 年度最新実績 (前年対比)	
【資料 3-6-3】	第 6 期事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 (自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日)	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-6-4】	第 2 期～第 5 期事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書	
【資料 3-6-5】	認定地方公共団体 (福岡市) との「協定書」	【資料 3-1-18】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	経理規程	
【資料 3-7-2】	経理業務運用マニュアルリスト	
【資料 3-7-3】	経理業務 (月間) 総体図	
【資料 3-7-4】	監査役会規程、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-7-5】	第 6 期 監査報告書、第 6 期 独立監査人の監査報告書	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-7-6】	マニュアル制定・改廃申請書	

基準 4. 自己点検・評価		
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	サイバー大学学則（第1条「目的」）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	サイバー大学自己点検・評価報告書 [平成 19（2007）年度、平成 20（2008）年度、平成 21（2009）年度]	
【資料 4-1-3】	サイバー大学自己点検・評価室規程	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 4-1-4】	サイバー大学組織図	【資料 2-3-10】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	改善タスクリスト [平成 22（2010）年度、平成 23（2011）年度]	
【資料 4-2-2】	授業評価委員会規程	

4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	サイバー大学自己点検・評価報告書 [平成 19（2007）年度、平成 20（2008）年度、平成 21（2009）年度]	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-3-2】	改善タスクリスト [平成 22（2010）年度、平成 23（2011）年度]	【資料 4-2-1】と同じ

基準 A. e ラーニングの実施体制		
A-1. 教育目的に即した学習管理システム（LMS: Learning Management System）の開発・運用		
【資料 A-1-1】	Discovery2012 年春号『今春 Cloud Campus がオープン!』	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 A-1-2】	サイバー大学「Cloud Campus」操作マニュアル（学生向け）	
【資料 A-1-3】	情報システム運用基本方針	
【資料 A-1-4】	川原洋（2010）「遠隔教育における単位認定のための個人認証」『メディア教育研究』第 7 巻第 1 号，放送大学 ICT 活用・遠隔教育開発センター，57-63 頁 http://www.code.ouj.ac.jp/wp-content/uploads/shotai7_071.pdf	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 A-1-5】	シンクロック認証利用状況	
【資料 A-1-6】	サイバー大学「Cloud Campus」ログイン方法について	
【資料 A-1-7】	サイバー大学期末試験受験マニュアル	
【資料 A-1-8】	シンクロック認証及び受講時の顔認証例外登録書	
A-2. オンライン上での教授のための教員支援		
【資料 A-2-1】	サイバー大学 2.0 Cloud Campus 研修会資料	
【資料 A-2-2】	学生カルテマニュアル	【資料 2-3-7】と同じ
A-3. 授業コンテンツの保守・更新・配信		
【資料 A-3-1】	授業コンテンツ改修に関するガイドライン	
【資料 A-3-2】	コンテンツ改修申請一覧 [平成 22（2010）年度～平成 23（2011）年度]	

【資料 A-3-3】	演習コンテンツ制作マニュアル CCProducer ユーザーマニュアル	
【資料 A-3-4】	授業設計書作成ガイドライン	
【資料 A-3-5】	コンテンツ・スライド評価項目、コンテンツ・レビュー評価項目	
【資料 A-3-6】	著作権ガイドライン	
【資料 A-3-7】	演習コンテンツに関する納品ガイドライン	
A-4. コンピュータ等の操作に係る技術的な学習支援		
【資料 A-4-1】	松本早野香（2012）「サイバー大学学生に対するアンケート調査報告」『eラーニング研究』第2号，サイバー大学（6月発行予定）	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 A-4-2】	サイバー大学学生に対するアンケート調査報告 [平成 23（2011）年度]	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 A-4-3】	入学時オリエンテーションコンテンツ	
【資料 A-4-4】	サイバー大学「Cloud Campus」操作マニュアル（学生向け）	【資料 A-1-2】と同じ
【資料 A-4-5】	講義コンテンツの視聴前の確認事項	
【資料 A-4-6】	サイバー大学「Cloud Campus」ログイン方法について	【資料 A-1-6】と同じ